

第五十五回国会 大蔵委員会 議 録 第十三号

昭和四十二年五月十七日(水曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 原田 憲君

理事 毛利 松平君

理事 平林 剛君

理事 竹本 孫一君

理事 足立 篤郎君

理事 奥野 誠亮君

理事 小峯 柳多君

理事 河野 洋平君

理事 永田 亮一君

理事 村上信二郎君

理事 山下 元利君

理事 阿部 助哉君

理事 広沢 賢一君

理事 山田 趾目君

理事 永末 英一君

出席國務大臣

大蔵 大臣 水田三喜男君

出席政府委員

總理府人事局長 増子 正宏君

大蔵省事務次官 小沢 辰男君

大蔵省主計局長 岩尾 一君

大蔵省主税局長 塩崎 潤君

大蔵省関税局長 細見 卓君

大蔵省理財局長 中尾 博之君

大蔵省証券局長 加治木俊道君

国税庁長官 泉 美之松君

通商産業省重工業局長 高島 節男君

通商産業省石炭局長 井上 亮君

委員外の出席者

平林剛君

委員外の出席者

委員外の出席者

委員外の出席者

委員外の出席者

委員外の出席者

大蔵省主計局長 岩瀬 義郎君

大蔵省関税局長 植松 守雄君

通商産業省石炭局長政課長 村松 寿君

自治大臣官房参事官 鎌田 要人君

専門員 坂井 光三君

五月十七日

所得に対する租税に関する二重課税の回避のため、日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律案(内閣提出第八七号)(参議院送付)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

石炭対策特別会計法案(内閣提出第四五号)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

○内田委員長 これより会議を開きます。

石炭対策特別会計法案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

平林剛君。

○平林委員 昨日、私の質問を展開中、定足数の問題から休憩に入りましたから、少し質問が中断

をいたしました。きょうは、それに引き続いて、私の考え方を中心に、ひとつ政府からお答えをいただきたいと思います。

私が前回お尋ねをいたしましたのは、石炭対策を国家的立場から打ち出していくためには、石炭の需要に対して長期的な見通しを立てながら、かつ、なるべく石炭を使ってもらう、こういう国策が一つありまして、特に大口の消費者といえますか、需要口であるところの電力、鉄鋼——この電力と鉄鋼が石炭を使ったときに、従来、石油関税の還付制度が行なわれておった。その石油関税の還付制度の中におきまして、相当巨額な電力並びに鉄鋼に対する還付がされておったことに對しまして、その中における疑問をただしてまいったわけでございます。

どういうわけか、こういうことを私はお尋ねしたわけでございます。例を申し上げますと、八幡製鉄におきましては、その価格差が一億九千六百四十一万八千円になっておるのに、二億二千六百万円の還付実績がある。同じように富士でも、価格差は一億三千五百八十三万五千円であるにもかかわらず、一億六千二百万円の還付がある。住友におきまして、一億一千五百七十万六千円であるのに對し、一億五千六百万円の還付がある。いずれも四千万円ないし五千万円をこえて還付をされているのが矛盾でないかというお尋ねをしたわけでございますが、そのお答えがまだ十分でないように思いますから、きょうあらためてお答えをいただきたいと思うのであります。

○細見政府委員 お答え申し上げます。

先生がお話しになっておる数字の負担増というのは一般還付と特別還付を合わせた数字との間に、特別還付を合算すると、むしろ金額が大きくなるじゃないか、それはおかしいじゃないかというお話だろーと思ひますが、本来、負担増というのは、国内炭を使うことにより負担増を、特別還付という形で負担増に返して返そうというシステムになっておるのが特別還付で、一般還付は、その前の三十七年の改正におきまして、国内炭との価格差を埋めるために、重油に対する関税を引き上げましたときに、こうした大口の消費者に對してはこのような負担をかけないようによしというところで、その当時におきましては、こうした大口消費者は石炭の長期引き取り契約を取りきめておりましたので、そういう意味からこの一般還付をやりました。

したがって、これは石炭の引き取りに伴う負担増というものとは直接はつながらない、たまたま両方合わせますとそうしたことには出てまいりますが、一般還付というのは、こうした大口消費

者にこのときの関税の引き上げが及ばないという趣旨でできておるものでございますからいまのようにな数字になったわけです。

ただ、おっしゃいますことに八幡とか富士とかのお話もございましたが、業界全般といたしますと、なおこの両方の還付を合わせましても、この四十年で申しまして負担増額の約七割くらいしか補てんできてないことになるわけですが、この際の基準にとりましていろいろの基準のとり方によってこのように鉄鋼各社ごとにアンパランスが出てくる、それが、今回石炭重油還付制度を廃止しまして特別会計に移した一つの大きな理由になっておること、先生がおっしゃることも、個々の企業を見る限りそういうアンパランスは出てまいるわけでありまして。

○平林委員 これはいま還付が、従来の計算によつていたしますと、価格差、つまり負担しておる負担増といいますが、それを越えて行なわれておるといふことを申し上げたわけですが、その反面、他の企業におきましては、従来の計算によりますと負担増がもっと多いところ、たとえば鋼管は三億八千五百六十一万八千円であつたのに対し還付は九千五百万円と、こういう逆な矛盾もあるわけですね。また、同じように川鉄においても、従来の計算によりますと、負担増が二億六千七百七十万八千円なのに還付は一億二千万円というふうな、半分以下にもならぬ、こういう企業もある。こういうことが、やはり私は企業間においていろいろの議論が出てきて従来のやり方を変えることになつたのだと思うのですけれども、今回のやり方によるとこういう矛盾は出てこない、こういうことになるのでしょうか。

○村松説明員 今回のやり方は、基本原則といたしまして、一定の基準量、これは昭和三十六年当時、以前に電力及び鉄鋼が引き取つておりました数字を土台にいたしまして、これからオーバーした分について、鉄につきましては——先生、先ほど鉄についても重油との価格差とおっしゃつておりますが、これは内外弱粘結炭の価格差でござい

まして、電力の場合につきましては重油と石炭の価格差でございまして、鉄は内外の価格差というふうに御理解いただきたいと思ひますが、鉄にありましては、その基準量を越える分について内外弱粘結炭の価格差、電力につきましては重油と石炭とのエネルギーの価格差、これをもとに価格につきまして算定をいたしますから、従来のようない、幾ら負担増がありましても、重油の消費量が少ない川鉄であるとか日本鋼管であるとか、その場合には先生おっしゃつたような矛盾が生じてまいりましたが、今回の場合にはそれと無縁のものになりますから、そういう矛盾はなくなると思ひます。

○平林委員 ただ、あなたは、石炭局のほうの資料を私にだして見たのですが、従来でも輸入炭になるから差しかかえないと、こつたのですが、従来でも、輸入炭の価格と国内炭の価格と——電力の場合は輸入炭と国内炭の比較ですけれども、鉄鋼の場合は、輸入炭と国内炭の比較を出しまして、その価格のトン数で積算をして負担増といふのははじき出される、それにもかかわらずいまだにアンパランスがあつたといふことに私は疑問を感じておるんですよ。ですから、いまのお話は、電力の場合は重油とのあれであつたが、鉄鋼は今度は内外炭でやるといふけれども、従来も内外炭の試算で負担の増額が出ておるのにかかわらず、いまのように還付額はアンパランスになつておるのでどういふわけかといふことなんですよ、これが内外炭の負担の価格差になりまして同じことになるんじゃないかといふことを私聞かしてもらいたいのですよ。あなたのほうから出された資料も、従来からやはりそういう計算でやつておるのじゃないですか。

○村松説明員 従来は、石油関税の還付ということとでございますから、各鉄鋼会社が使つた重油量がなければ、それだけの額はどんなに負担が多くても返せないわけでございます。今回の場合は、重油をいかに使おうが使わなかつても、自分の使つた重油の消費量と無縁に、負担増がそれだけ

発生すれば、それに見合つて特別会計から支出するといふことで、従来はそういう矛盾がございましたが、新しい制度になつた場合にはそういう矛盾はなくなるという意味のことでございます。

○平林委員 私は専門外のことだからあまり詳しくはわからぬけれども、どうもちよつとわかりません。わかりませんが、なお検討することにいたします。小きくならぬけれども、ちよつと聞きます。

この還付制度というのは、本年三月末が大体期限といふことになつたんじゃないでしょうか。

○細見政府委員 そのとおりでございます。支払いは残るわけでございます。

○平林委員 これもしろつと考えなければ、三月末に適用期限が自然消滅をしたわけでございます。現在五月でございますね。法案の成立がいつになりましようか。五月一ぱいと仮定いたしましたとしても、その間二カ月間ございませうか。この二カ月間の取り扱いはどうなるんでしょうか。

○細見政府委員 年度中に確定したものは、支払いは残りますが、それ以後のものはすべて新特別会計のほうへ吸収することになっております。

○平林委員 そうすると、つまり二カ月間はそういう制度はないんだ、それから後に今度は特別会計がございましてあるけれども、その二カ月間だけは、石炭を使つてもらひましたも、そういう還付制度はないというふうになすのでしやうか。それとも、ずっと継続して計算をし直して特別会計に入れる、こういうことになるんでしょうか。

○細見政府委員 いま、あとでおっしゃいましたように、通算して新会計が引き継ぐわけですよ。

○平林委員 この通算をするといふことにすると、いふのは、どこかに規定か何かがあるんでしょうか。

○細見政府委員 予算法のほうにございまして。

○平林委員 予算法にどういふふうになつていますか。

○細見政府委員 石炭対策特別会計法案の附則第

一項で「この法律は、公布の日から施行し、昭和四十二年度予算から適用する。」四十二年度からといふことで組んでございまして。

○平林委員 ちよつとそれは苦しいな。四十二年度から実施をするといふこと、四十二年度はすなわち四月一日から来年の三月三十一日、それでいいわけですか。

○細見政府委員 歳入は会計に入つておりますから……。

○平林委員 いいでしやう。私はちよつとそこら辺が、この間の税法の取り扱いの問題と同じように、とにかく相当の金額になるものだから、六分の一にはなるわけですね。それをいまのような規定だけで継続します、こういうことはどうなんでしょうかね。私はちよつと疑問に思ふのですけれども。

○細見政府委員 別途御審議願ひました還付のほうをまとめてしまつておりますから、歳入だけは一般会計に入つておりまして、この特別会計法がございまして、四十二年度から適用するので、その特別会計にその歳入は移つていくといふことでございまして。

○平林委員 多少疑問は残りますけれども、まあ了解したわけじやありません。そこで私は、この石炭対策特別会計法案を審議している間に、その問題がどうも釈然としなくてお尋ねを続けてまいつたのでありますけれども、石炭対策といふものは、どうも一種の国策ですわな。国策として石炭対策といふものをやるわけですね。ところが、大手の鉄鋼会社の純益、公表利益などを調べてみますと、八幡製鉄は四十一年度で約百二億七千二百万円、富士製鉄は六十七億七千四百万円ですか。これは世界の企業として雄飛をし、相当の利潤を上げておる。国策として石炭を使う場合には、こういう還付制度で総額では何十億円のお金がかかってくる。まあ石炭を使うてやるのだから、おれの会社は損しておるんだからあたりまえだといへば、これは議論としては成り立つと思ふのですけれども、しかし、石炭を使うて

やるのだ、こういう考え方で、価格差を至れり尽くせり計算をいたしまして、その還付をしていくという制度は、国民的立場から見ると、どうも企業モノローというのが強いんじゃないか、私はこういう見解を持つのでございます。石炭をお互いに使おうじゃないかという気持ちは、これはふろ屋さんだつてそうだと思うのです。この際、国の政治で石炭産業を何とかせねばならぬということになれば、ふろ屋さんだつて、石炭を使うてやろう、こういうときには、ほんとうはほかのものを、使うよりは損をする場合もあるかもしれない。それじゃ価格差をやつてもいいというふうな議論に発展しないかということになるわけでございまして、あるいは、政府としてときどき国産品愛用ということをやります。国産品愛用というふうなことで、国産品を愛用すると、外国から買つたもののが安いけれども、政府の国産品を愛用しようということには、これは国策でもあるから大いに協力しよう、しかし、そうすると、それぞれ個人消費においてマイナスマ面がある、それはひとつ政府において、国産品愛用に協力しておるのだから、その協力費として幾らか金をくれよ、こういうような思想が、私はこの石油関税還付制度の中にひそまれているのではないかと思うのですけれども、これは常識の問題なんでございまして、どういふふうにお考えになるでしようか。

○井上(亮)政府委員 電力業界と鉄鋼業界につきましては、先生も御承知のように、最近の石炭の需要確保の見地から両業界が欲しい石炭を、政策需要としておりますが、あえて国策に協力していただくという線から、特に引き取りを半ば強制するような形で引き取つていただいておりますのでございます。一般産業、両業界以外の産業につきましては、これまで御承知のように、私も申しましては、これは政策需要というふうな要請をしない、やはり経済の合理的な立場にまかせる以外にないというふうな見地から、御承知のように、従来石炭の使用につきましては重油ボイラー規制

法というふうな法律までありまして、重油ボイラー規制法等によつて、できるだけ石炭をたくさん使つていただくという規制をやつてきたわけであります。この規制法も廃止いたしました。今日では、一般産業あるいは暖房用炭等ににつきましては、完全に消費者の自由選択ということにいたしておるわけであります。しかし、石炭の今日の状況におきまして、各需要部分が完全に消費者の自由選択というふうなことになるまいと、今日、五千万トンの維持はおろか、四千万トンのないし三千五百万トンもあふないというふうなことでございます。

したがいまして、資源産業である石炭産業を維持いたしますためには、どうしても需要確保に強いてこ入れをする必要があるというふうな意味から、特に電力と鉄鋼につきましては、政府が直接介入いたしまして、増量引き取りを強く要請いたしておるわけでございます。

現在私も、この両業界——ただいま鉄鋼のお話が出ておりますので、鉄のほうについて例をあげてみますと、鉄は本年度は千二百万トン程度の引き取りを要請いたしておるわけでございますが、そのうち六百五十万トンにつきましては、政府は何ら措置しない、つまり負担増対策を講じないという立場をとつております。しかし、鉄鋼業界に言わせれば、この千二百万トンそのものの全量について負担増を講ずべきである。なぜなら、安い豪州炭等の輸入が可能でありますので、それを入れますと、トン当たり千円近い価格差が国内炭と外国からの輸入炭との間にございまして、それだけコストダウンが可能になるといふのが鉄鋼業界の主張でございますが、しかし、政府といたしましては、少なくとも、従来昭和三十六年ころまで引き取つておつた六百五十万トンの分については、やはり同じ国内産業として負担増対策なしで協力していただきたいということ、これについては負担増対策を考えておりません。

ただし、いやがる業界に對しまして政府が政策としてお願いする六百五十万トンを上回る量につき

まして、輸入炭価格との価格差を負担増対策で補償するというふうな制度を設けました。損得をいへば、鉄鋼業界はそれでもまだ損だという議論が当然あり得ると思ひますけれども、これはやはり鉄鋼業界も基幹産業でもございまして、それは協力願ひたいということ、今日そういうふうな制度をいたしておるわけでございます。

○平林委員 私はそこにはやはり一種の企業モノローというのがあると思うのです。それは自由主義の時代ですから、損するのはいやだというのはだれでもわかると思ひますけれども、それは自由じゃ、石炭の一番の需要先であつた電力なり鉄鋼なり、日本の経済はどうなりましたか。石炭産業が崩壊したら、日本の経済はどうなりましたか。そういう場合に、鉄鋼や電力のほうは、そういう経済界の混乱にはわれ関せずで、どこか天国のごときところに行つておられるのですか。日本の企業、日本の経済全般の柱である鉄鋼なり電力が、一般的な見地からこれに協力する。国民だっていろいろの意味で協力しているわけでしょう。それに對して、三十六年の実績だけは差し引いてそれ以上を要請したというふうに、一つの限度は心得ていますが、しからば、それが底分のものであるかという、私はここでやはり批判の声をあげておきたいと思ひます。

こういうことは、やはりもう少し社会的な面から、鉄鋼にしても、電力にしても、協力すべきは協力して、こういう態度、考え方が必要なんでございまして、現行の還付制度が、それではそういう見地から考えても妥当であるかどうかについては、私は疑問を持つておるのです。このために、たとえば関税暫定措置法によりまして、石油関税の還付制度がさうに行なわれていまして、たとえば肥料製造用揮発油にかかると、特別ガス事業者に對しても同じようにその還付が行なわれ、石油化学原料用揮発油等にかかる関税の還付もある。つまり、だんだん

にこの思想は広がっていくのじゃないですか。私は、どのくらいそのたびに関税の還付が行なわれているかという数字はちょっとわかりませんが、けれども、そういうふうに広がっていくのじゃないですか。

念のために、いま私が申し上げましたように、これと同じ思想で、それぞれの業界から要求をされておるために関税の還付が行なわれておる金額というの、どのくらいにのぼるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○細見政府委員 電力、鉄鋼のような形で還付が行なわれておるものは、ほかには実はございせん。これは負担増を補てんするというふうな形で、つまり、国内炭を引き取ることに伴う負担増という形のものを補てんするというのは、実はこの二つだけでありまして、残りのものはいずれも、関税は原料になつておるものについてはかけないほうがよいというふうな関税全般のポリシーがございまして、この重油が直接の原料になりまして、いま御指摘がありました肥料、石油化学とかいうような系統のもの、それからさらには農林漁業用のA重油といったような直接生産に密着する原料であるとか、あるいは農林業のように、特に国の代表産業として保護すべきものの重要な原料というものを除いておるわけで、確かにおっしゃる通りに、こういうものに対する要求はございまして、ございまして、その原料に限つてこういうものを適用しております。

○平林委員 これは別にそのことは問題ではないかも知れませんが、電源開発株式会社の出資金に今度二十億円が会計からいけますね。これは、石炭を使うておるわけだから出資金を出せ、こういう思想ですよ。私は、関税暫定措置法のやつは、多少原料のものであつて、これも業界のほうの利益その他を考慮して、妥当なる主張なりやいなやは検討しなければならぬ問題だと思ひますが、はつきり言えることは、電源開発株式会社への出資金も、同じ思想で、錢を出して、これ、こういうふうに言うてきておるわけです。だ

から、みんな石炭を使うてやる、政府のほうから頼まれたから使うてやる、そのかわりこれを、こういう思想です、ざっくりばらんに言うて、むづかしいことを言うておるけれども、やはりそういうことです。

それならば、私はやはりこういう問題もあると思うのです。たとえばソーダ業界がいま国内産の塩を買おうておるすね。これは国内塩業というものは一つの危機に瀕しておる。で、国内産の塩の価格というものは、まだ合理化が進んでおりませんから、かなり高いですね。外国から輸入する塩を買えばうんと安いですね。外国から輸入する塩を買えば企業はうんといいのだけれども、国内産を使うてやる、これも国内塩業保護のために、政府からお願いもあるし、ある程度協力せよとやらぬ、それじゃ、それについては価格差があるから、それを出してくれやというふうなことになるからどうなりますか。これについてはどういうお考えを持っていますか。こういう問題が同じ考えとしてあると私は思うのです。国内塩業を保護するということも一つの国策であるということになりますと、輸入塩を買ったほうがうんと安いのであれども、高い国内塩を買わなければならぬ、わしの会社は損しておる、鉄鋼や電力と同じようにわがソーダ業界に対しても銭をよこせ、こういうことになる。——こんなきいたことには言わないでしようけれども、同じ思想だと思ふのです。これはどう思いますか。どう取り扱いますか。

○細見政府委員 おっしゃるようなことで広げていきますと、およそ国内のより高いものを買ったら全部返してくれという議論に発展いたしかねないわけですが、そこは、そういうことを要請することは国全体としての政策で、石炭のように多数の雇用者がかかえて、国全体の産業としても大きな問題があり、社会問題としても大きい、こういう特別なものに限ってそういうことをいたしておりまして、塩業などにつきましても、将来それが大きな社会問題だということにでもなれば別でありましようが、いまのところは、ほかにたくさんそういう国内原料と国際原料との違いというものがございまして、その辺は線を引かしてもらってございまして。

○平林委員 いまのところは大蔵省は私と同じ気持ちでがんばるでしようけれども、やはり産業界の要望というものは同じ思想で出てくるのです。そこで、これは石炭だけは別だというふうなことにいけるようなことになるのかどうかということをお私に心配してございしやべつておこうという気持ちなんでございまして。

同時に、大体、こういう関税の暫定措置法による石油関税の還付も、それからこの石炭の重油問題の還付も、還付制度が出てきた出納点というものは、石油の関税が四割か何か上がった、それを契機に審議会の植村あつせん案とかいふものが出て結局今日の還付制度が拡大していったという経過を見ますと、関税が上がったこと、あるいはそういうものとの見合いにおいて一種の還付——助成ですね。助成をするということとは、これはガットとの関係では、一体批判というものは起きてこないでしようか。

○細見政府委員 ガットの関係におきましては、これは直接の輸出産業助成というふうな形でなく、本来原料品について関税をかけないということと自身が別にガットで批判される精神ではございませんで、下がったものを還付という形にはいたしておりますが、要は原料を無税にしているというわけですから、ガットとの間には問題はないと思ひます。

ただ、関税全体のあり方としましては、こういうふうに一たん関税をかけてそれを還付というよりも、むしろ、こうした原料というものは、わが国のように海外に原料を依存する国では関税をかけるほうがいいというのが、関税政策としてすらつと出てくる論でございまして。

そういう意味では、政府が諮問機関にしております関税率審議会などにおきましては、重油関税について、この石炭のことを含めまして反対だとい

いう議論もかなりございしましたが、石炭政策の重要性にかんがみまして特に五年間延長した。したがって、答申の中には、その期間において、もしいろいろな意味においているような点を検討して、それだけの関税率を課しておく必要がないというふうなときには、政府はすみやかに見直すべしというふうな意見もついておるわけでございます。

○平林委員 それからもう一つ、この還付金について、石炭を使うてもらった、たいへん政府に御協力いただいたりありがとうございます、それでは一定の率でもっておまえさんのほうに金を返してやりましますというやり方と、もう一つは、そういうことをせないで一般会計に入れて、そして、そこから石炭のほうに入れていくというやり方とあると思うのですけれども、そういう制度については何か検討したことがございしますか。

○井上(亮)政府委員 本年度から関税還付制度は廃止いたしました。新たに、先ほどお話ししましたように、電力につきましては重油価格との価格差、鉄につきましましては輸入炭価格と国内炭価格との価格差というふうな点に着目しての負担増対策を講じたわけでございしますが、これは関税率審議会から先生と同じような御意見が出たわけでございしますけれども、その際、私もとしましては、まだ結論を出しておりませんけれども、できるだけ間接的な還付方式、つまり、石炭業界が恩恵を受けるわけでございますから、そのような方式でできるだけやってみようというふうな考へております。

○平林委員 私もやはり石炭対策なら石炭対策という形で、筋道をしっかりとさせていったほうがいいんじゃないだろうかという見解を持っております。ぜひそういう方向に進めたほうが適當だろう。同時に、きょう私が申し上げました点は、今後の推移も見まして、世間常識より見てこういう制度が妥当なりやいなやということを私はもう少し研究してみても、注文したいと思っております。

きょうは、約束の時間もございしますから、この程度で終えることにいたします。

○内田委員長 武蔵山沿君。

○武蔵(山)委員 昨日の連合審査から、石炭問題についてかなり詳細に質疑応答がなされておりますので、約束の短い時間の範囲内で、特に通産省にお尋ねをしてみたいと思ひます。

今回の法案が出るまでの間にはかなり長い経過があつて、石炭に対する合理化、安定化、雇用の安定等、多くの目標を達成するために、三回にわたつて審議会や調査団の答申がなされたわけでありまして、私、全く石炭のない県の出身なもので、国民経済的な大きな視野に立つて、石炭に対して、通産省は大きな青写真は一休どういふものを持っておつて、何年後にはどういふ姿に石炭が置かれるのか。同時に、石炭と重油との競合関係というものが将来どうなっていくのか、もう財政的援助をしてもどうにもならぬという時点は、一体いつごろ想定できるのか、いろいろな問題があると思うのでございします。そういう問題を頭に置きながら、三十分しか時間がございせんから、具體的なことを二、三お尋ねをいたします。

いま石炭企業というものは全国で何社あるのですか。同時に、石炭を掘っている山が何カ所ぐらいあるのですか。企業数とその個所をお知らせいただきたいと思います。

○井上(亮)政府委員 会社といたしましては、いわゆる通称大手と申しておりますが、大手の会社は今日十七社ございします。それから中小につきましては、いろいろ定義がございまして、水洗炭業者まで入れますと相当にありますが、一般的に石炭の生産業者と目される企業が今日百五十くらいございします。

なぜラウンドで申したかと申しますと、ボタをつくって売る業者もありますし、それから露天掘りややっているものもあり、いろいろな企業がございしますから、少しその辺はぼけておりますが、その程度でございします。

なおもう一つ、この数について注釈を加えさせていただきますと、年々二百万トンから四百万トン程度の閉山が行なわれてきております。最盛期には年間に四百万トンをこえる閉山がございす。少ないときでも二百万トン台というふうなことで、本年度は三百三十七万トンの閉山というふうな予定が見込まれておりまして、したがって、数の点もその時点時点でもう少しずつ縮小しているというふうなことでございす。今日たまたまの時点では、大休事業所といたしましてはその程度が考えられます。

それからなお、大手十七社と申しましたが、十七社の中の山の数は大体四十八、九でございす。

○武藤(山)委員 そういたしますと、通産省の見方では、日本のいまの経済性というものの中心を置いた場合には、これだけの数は多いと思うのか、適正なのか。多いと思えば、これは何年間でのくらいに減らしたら最も安定的な水準になるのか、その辺はどういうめどを置いておられるわけですか。

○井上(亮)政府委員 私は、石炭鉱業の性格からしますと、数が多いとは考えておりません。たとえば一般産業の産業政策等では、むしろ数が多き場合には集中合併をして能率を高めるといふような考え方が一般的にあるわけですが、石炭鉱業の場合には、資源のあります地点に作業所があるわけがございまして、それが非常に離れておる場合とかというふうな場合に、たとえば選炭をいたします場合には、選炭場を共通に使用するというメリットはございせん。あるいは輸送につきましても、線り込みを共同施設でやるというメリットも、非常に離れておる場合にはございせん。したがって、そういう資源の賦存状態によつての経営でございまして、一般産業のようにならざるに集約して機械化して大規模生産でやるというわけにはまいりません。したがって、そういう意味の合理化というのは、そう強くは期待できません。

しかし石炭鉱業につきましては、それと同じような意味合いでは、鉱区調整という問題がございす。これは非常に広大な地域にわたる鉱区を持つておる企業もあり、それに隣接する企業もあるといふ場合には、その坑口の位置、形状等によりましては、場合によつて、その鉱区調整をすれば、さらに能率的な、合理的な生産が可能だといふような場合もございすので、そういう場合にはこれは法律でも相当強くこの仲裁裁定ができるような仕組みになっておりまして、私どもその線に沿つて相当な鉱区調整を今日までやってまいっております。そういう意味の合理化はありますが、単純な合併をすれば合理化するというような形にならないのが、この産業のある意味では悩みでもございすけれども、そういうのが実態でございす。企業数としてはそのように考えております。ただ、しかし、見通しとしましては、先ほども申しましたように、今後やはり終閉山という問題、老朽炭鉱の閉山という問題は、資源産の常といたしまして、これはやむなく起こつてまいりますので、数としてはやはりもう少し減つていく見通しではないかというふうな考えでおります。

○武藤(山)委員 そういたしますと、この大手十七社のうちの公表黒字の会社数、それから中小百五十のうちの黒字と計算されている企業、これはどのくらいになりますか。

○井上(亮)政府委員 大手十七社の中で黒字を計上いたしておりますのは、兼業関係の企業で二社ございす。それから、いわば石炭専業と目される企業で同じく二社ございす。合計四社程度が今日黒字でございまして、あとは全部相当なる赤字でございす。それから中小炭鉱につきましては、これは現在ただいま国会にお願いしております再建整備法との関係で、中小炭鉱についてのいろいろ長期の計画の検討会を連日やっておりますけれども、最近の姿では、少なくとも半分以上が赤字ではないかというふうな考えております。

○武藤(山)委員 黒字の兼業二、専業二の四社の出炭量というのは大体どの程度になるわけですか。黒字の会社だけの出炭量というのはどのくらいになるわけですか。

○井上(亮)政府委員 四社とも、石炭企業として特に巨大企業でございせん。名前をあげますと、北海道の太平洋炭礦、九州の松島炭鉱、それから兼業会社としては日鐵鉱業と宇部興産といふことですが、兼業会社はいずれも石炭部門では赤字でございす。ただ兼業なるがゆえに会社として黒字だというのが実態でございす。出炭トン数としましては七百万トンぐらにならうと思ひます。

○武藤(山)委員 そういたしますと、これは企業採算という見地から、資本主義の自由競争へ放置しておいて採算のとれる石炭産業というふうなもの、どう検討してみても道はない、通産省ではもうこういう結論ですか。財政援助とか、いろいろ手だてをしなければ、企業としてはとてもペイしない、こういう実情、あるいは、こういう点を検討すればペイするだろう、というふうな現在検討された結果は判断したらいいでしょうか。

○井上(亮)政府委員 御指摘のように、大多数の企業が赤字であるわけですが、私どもとしましては、この赤字を黒字に転化できないとは私個人では思つておりません。方法が全然ないわけではないというふうな考えでおります。しかし、それが全部黒字に転化できるとは私思ひませぬけれども、ただいま申しましたように、十七社のうち四社しか今日黒字企業がない、しかも、四社のうち二社は石炭部門では赤字である、したがって、ほとんど大部分のものが赤字だといふことになるわけですが、しかし、これは石炭産業はそこがなかなか常識で判断できない点があるわけですが、外国でもそういう例があるわけでございす。これは私も長いこと経験しておるわけですが、変な言い方になります、労使がその気になつてがんばつたところは、いままですん当たり

千円ぐらゐの赤字があつても、それを一、二年のうちに黒字に転化したというふうな実例がときどきあるわけがございす。今日でもそういう山が現存しております。この辺はふしぎといへばふしぎでございすけれども、しかし、努力した結果そういうふうになつた、そのかわり、一方ではそれは労働者の犠牲の上に黒字になつたといふ言ひ方もされまされども、しかし、そういう実例がないわけではない。しかし、概括的に申しますと、何と申しまして、資源産業は年々坑内の自然条件が悪化していくわけですから、したがって、今日まで相当能率の向上はしてまいりましたけれども、やはり能率の向上にも資源産業の常としての限界があるかと思ひます。そういうふうな点からしますと、その他物価、賃金の上昇の問題もありましようし、私は、やはり石炭産業の将来という見通しからしますと、決してなまやさしいものとは思ひません。さつき言ひましたような例はございすけれども、やはり相当むづかしい事態であるというふうな考えでおります。

そこで、政府としましては、やはり経済のセキリティと申しますか、あるいは雇用問題、あるいは地域社会との関連の問題がございすので、少なくとも五千万トン程度のものは維持すべきではないかという政府の基本的考え方のもとに、少なくともその程度は維持できるような助成策を講ずる。私ども、今度の助成策という、特に御審議いただいております特別会計というものがことしからでまして、石炭対策についての財源のなめどはついたわけがございす。私は、この制度の運用によりまして、昨日も大臣の御答弁がありましたけれども、大多数の企業をとかく安定させていくということは可能ではないかといふふうに考えております。

○武藤(山)委員 七年前に私も多賀谷貞穂さんと、何とかプール資金をつくらせて、石炭の政策転換闘争をひとつまきとめたいといふことの相談を受けて、関税の問題をプールしたらいいじゃないか、こういうふうなことを相談をした覚えが

あるわけですが。当時の雇用問題という視点からそういう意見を述べたわけですね。しかし私は、原子力発電も、アメリカでは一九七〇年代になれば経済性が何とか償いがつく、実用化される、こういうようなことをジョンソンも演説をぶつたりしている。あるいは、重油の価格といたった、こういうようなものと競合するから、この価格差を何とか埋め合わせるで石炭を維持しなければならぬという考え方も、これはもう根本的に検討し直す段階にきたのではないかと。こういうような個人的な見解——これは党の政策ではありませんが、私の個人的な考えからどうもそういう気がしてきませんか。

そこで、雇用問題と、労働問題と、スミーズに移動が可能であり、これら労働者の救済問題とえきつとでできるならば、五千万トンにこだわる必要はないのではないだろうか。また安い燃料、たとえばデンマークのように全く国内資源のない国で、しかも燃料が極端に安い、こういうような国際分業の恩恵というものをストリートに受けている国を考えると、だんだん奥深く穴を掘って掘り出さなければならぬという石炭、うんとコストの高い石炭を、国内資源だからといって経済性を無視して掘り出すというところが、一体、長い国民経済的な視野に立った場合に、これはいいことなんだらうかという疑問を持たざるを得ない。その辺の点について通産省の——あなた個人の見解でもいいですから、率直にひとつお述べいただきたいと思う。

○井上(亮)政府委員 しごくごもつともな御意見でございます。私も、石炭対策を昭和三十七年以来——三十七年に第一次石炭調査団が発足しましたし、三十九年には第二次石炭調査団、それから今回の石炭対策の技術対策というたの審議等を経験いたしました。そういう、先生たがいます。現にそういう意見もあるわけでございますが、しかし、結論的には、そういうた

御意見にもかかわらず、やはり先生も産炭地の実情を御存じだと思えますけれども、経済的な角度の問題はさておきまして、やはり雇用問題と、あるいは地域社会、地域経済と石炭産業は非常に密接不可分に結びついておられますので、たとえば小さな山が一山閉山いたしましたその町の七割の財政収入を失うとかいうような壊滅的な打撃を受けるわけでございます。そういう点も配慮しなければならぬ、あるいは建築等におきましては、今日文教政策にまで大きな問題を惹き起しているという現状でございますし、それからなお経済的な問題につきましては、重油との関係では先生の御議論も成り立ちますけれども、国内の原料炭につきましては、日本の鉄鋼業の将来の成長、発展のためにはなくてはならない資源でございます。それから一般炭につきましては、これは諸外国でもやはりセキユリティーという問題を配慮して、西ドイツ等におきましては自由企業でやっておりますが、電力の使います油につきましてもあえて法律で規制して石炭を使わしている。しかもキロワットル当たり二千円以上の重油消費税を課して石炭の価格との均衡をはかるといふような、相当強い保護策をとっておるわけでございます。

日本におきましても、ただいま申しましたような見地から、少なくとも五千万トン程度のものは、日本のそういうた石炭資源を保持するという見地から、これは経済的にはセキユリティーの問題にならうかと思えますけれども、ただ、原料炭については、私は単なるセキユリティーではなくて、やはり産業発展のために必要な基礎物資だという性格もございまして、私どもとしては、少なくとも五千万トン程度のものは維持してしかるべきではないか、こういうふうな考えております。

○武藤(山)委員 これは議論になりますからやめますが、しからば、その五千万トン維持するために五百九十九億円のお金を年々つぎ込んでいく。旧債務が一十億円といわれているが、厳密には幾

らあるか答えていただきたいのでありますが、旧債務を返済するためにこれだけのペースでかりに年々出したとしても、どのつまりは一体どうなるんだらうか。その間にはおそらく賃上げも想定しなければならぬ、当然雇用条件というものも他の産業並みに上げていかなければならない、こういう問題を考えあわせると、将来なかなか容易ならぬことになるといふやうな感じがする。その辺の青写真はどういふ見通されておるか。雇用の条件、ベースアップをどう見て、五千万トン掘る場合に財政支出はどの程度までふえていくだろうか。これを三、四年、五年までくらくらの経緯は大体どう見通されておるか、ちょっと明らかにしていただきたい。

○井上(亮)政府委員 今後の石炭産業の歩みと申しますか、計画の見通しになるわけでありまして、今日では、大体大手につきましても見ますと、平均的に見て純損益でトシ当たり五百円余りの赤字を計上いたしておるわけでございますが、中には六百円、七百円くらい赤字の山もございまして、今度の石炭の特別会計を裏打ちとする基本対策を実施いたしてまいりますが、大体大多数の企業——全部とは申しませんが、大多数の企業につきましても、少なくとも昭和四十五年度までには大体やっていける形になるのではないかと。いうふうに想定をしております。もちろん、助成策を関税収入に見合せて若干ふやす場合もありますけれども、そういうことを前提にいたしまして、関税収入の範囲内で考えましてもその程度の姿にはなるんじゃないか。やはり今後石炭産業が生きていきますためには、何といいたしても、やるべき鉱区調整は思い切つてやらせるといふようなこと、それから坑内の近代化といふ、掘進の強化、こういうような点はやはり相当鋭角的に進めなければいかぬというふうに考えております。そういうた合理化施策を——今日の状況では近代化、合理化というものは単に首切りではございせん。いわゆるそういう近代化施策、機械化対策、こういうものを進めていくことによつてなお

相当の能率の向上が期待される。今日大体四十二、三トンの平均能率でございますが、四十五年度には月一人当たりの能率が大体五十五トン程度まで上昇する見通しでございます。そういうことによりまして、政府の助成策と相まって大体やっていける姿になるのではないかと。賃金につきましても、当然今後上昇をその中に織り込んでおるわけでございますが、しかし、これは政府がきめるというよりも、労使できめるたてまえをとっておりますので、これは年々の程度のベースアップが行なわれるかというところは私どもにはわからないこととございまして、過去のいろいろなきましました例等を参考にして、私どもとしては、そういう見通し計画の中の一つの試算としては、大体七％アップ程度を、これは政府の意思ではなく試算として一応見ておりますが、そういう前提で考えまして、大体、助成策を前提にすれば大多数の企業が一応やっていける姿にはなるのではないかと。いうふうに考えております。

○武藤(山)委員 いままで、三十四年十二月の審議会、三十七年十月の調査団答申、三十九年十二月の調査団答申、この三回の答申の当時の見通しというものは、完全に現実はずれてきている。たとえばベースアップ率を、物価騰貴を一％ぐらいたと押さえてみたり、そういう関係からやはり労使間のスムーズな交渉というものが妥結がなかなか。みな予想よりも上げざるを得ない。特に経済政策全般のはね返りで、物価騰貴やあるいは資材の値上がりや、そういうような問題が計画をいつもくずす大きな要因になっている。したがって、そういう事態になると、また赤字がかさんで、財政支出というものはふえざるを得なくなるのではないかと。そこで、大蔵省にちよつと尋ねますが、現在の関税収入四百七十五億円が四十二年度ベースのこの特別会計へ入る金額でございますが、これはさらに関税率を引き上げて、もっと増徴をはかつて石炭のほうへ回すという余裕は、見通しと

して持てるのかどうか。これから二年先、五年先ぐらゐまでの重油の価格というものを想定をした際に、これはもつと収入をふやして石炭のほうへ回すという可能性というものはあるのかないのか、その辺はどうなりますか。

○植松説明員 原油に対して関税をかけております国は、アメリカを除けば先進国では日本だけでございます。そこで、エネルギーコストについての関税負担というものは、全体の産業の基本的なコストに関連がありますから、非常に大きな抵抗がございます。そこで石炭対策のためにやむを得ず一二％相当の増税をやっておるわけでありまゝす。基本は一〇％相当でございます。それも一年刻みに期限が参りまして、そのつど関税率審議会で審議を受けて、延ばすのに非常に苦慮しておるような状況でございます。やはりその方面の關係がございまして、これをさらに引き上げるといふことは相当むづかしい状況でございます。それに、日本経済の発展に伴いまして、石油の使用量そのものは相当顯著に伸長してまいりますから、現在の税収でも年々五十億円ない六十億円近くの増収が生ずるといふ予定でございます。

○武藤(山)委員 もう一つ通産省にお尋ねしておきますが、労働者の移動状況を見ましても、敗戦直後、職がなくて、労働集約的な石炭産業にずいぶん力を入れ、特に傾斜生産といふことで、水長さんなどはふんどし大臣と言われるほど熱を入れて、炭鉱に大いに力を入れた。だから人間がばあつと炭鉱に集まった。当時、おそらく二十八万一千人くらいおったのですから、敗戦直後、二十年から二十一年ごろの労働者数は、それが現在は十万人に四十年度ベースでは減つておる。五年間に十三万七千人の労働者が転出をした。こういう傾向は、こういう財政的援助をすることに、よつて、足跡になる事はどのくらいになつて、今後転出という傾向は、この特別会計ができることによつてストップされるのか。それともまだまだ減るという傾向に發展するのか。減つていった場合に、今度は労働力が足らなくなつて、五千万

トンはとても出せないという状況が出てきはないか。そこらの労働力の移動問題と炭炭目標との關係はどういうぐあいになるか、そこらの見通しをひとつ伺いたい。

○井上(亮)政府委員 昭和三十六年くらいにおきます炭鉱従業員の数は、大体先生のおっしゃいました二十一万八千人程度でございます。もうちょっとさかのぼつて昭和三十三年、四年ごろには二十八万人程度でございます。特に炭鉱の合理化政策が推進されたのは、御承知のように第一次調査団の前後からでございます。昭和三十三年くらいから相当思い切つた合理化政策が進められてまいりました。今日では御指摘のように十万人程度の労働力に相なつております。今日の段階は、率直に申しまして、過剰労働の姿はほとんどございせん。例外的に、ある山においてさらに縮小しなければならぬといふような必要があつたときに、出炭を縮小しなければならぬといふときに過剰の問題は起こりますけれども、概括的に申しますと過剰労働の姿はございません。むしろ、今後出ます離職者といふものは、閉山あるいは出炭を縮小せざるを得ないといふようなことに伴つて出てくるケースが非常に多いといふふうに思ひます。なぜかと言ふと、結局、一面に相当大きな閉山が行なわれております。ですから、残る山については増産によつてコストを下げていくといふ余地があるわけでございます。したがいまして、今後生きていく山につきましましては、そういった意味で労働者は足りないことこそあれ、余ることはないといふような事情でございます。

なほ、定着の問題でございますが、御指摘のように、今日炭鉱には、いやなことばでございますが、離山ムードといふ問題がありまして、これは第一次答申時代には全然なかったことでございます。当時は、むしろ山にいたい、石炭を掘りたいといふことばかりでございますが、ここ二、三年來離山ムードといふことがありまして、炭鉱に見切りをつけて他産業に出たいという希望が相当強くなつてゐる。これにはいろいろ理由もあろう

と思ひます。たとえば炭鉱の将来性、景気の実情等からそういう問題が起つたりいろいろすると思ひますが、したがいまして、私もとしましては、今日むしろ定着政策、これはやはり大きな柱として推進せざるを得ないといふふうに考えております。御承知のように炭鉱につきましましての特別年金制度等も近く国会で御審議いただくと思ひますが、ことしからつづつて、できるだけ炭鉱を魅力あるものにしてまいりたいといふふうな政策を進めていきたいと思ひますが、そういうようなことをしまして、少なくともビルト山については、弱い、近く閉山するかもしれない山よりは定着性が強いわけでありまして、したがいまして、そういうような政策を進めることによつて、一応出炭につきましても、私も計画している程度のものは確保できるのじゃないかといふふうに考えておりますが、いづれにしましても、できるだけ定着政策を強化するといふ面の施策を進めてまいりたいといふふうに考えております。

○武藤(山)委員 最後に、通産省に望んでおきます。特別会計は大蔵、通産、労働三大臣の監督下で運用されると思ふのでありますが、直接企業に対する監督指導権は、一番大きいのは通産省でございます。これだけの金を一企業にそれぞれくれるわけですから、早いことばで言えはくれば、用といたしましても十分ひとつ考え、つまみ食いなどが起らないように、これは十分通産省の指導よろしきを得なければ、かえつて国家管理にしたほうがいい。これだけの金を出すからには、もう国家管理だ。純粹な資本主義の経済体制では考えられない施策が今回画期的に行なわれる。これはもう資本主義なんといふベースのものではないと思ふのであります。そういう点を通産省としては十分心得て、国民のほんとうに期待するこゝろ膨大な予算が非難を受けないように十分御指導を期待するわけでありまして、その自信のほどを、こういう方法で、こういう形で指導するんだ、賃上げのときにはこれこれこゝろいふぐあいで、せつ

かくの計画が破綻しないようにするんだ、近代化や安定化のためにはわれわれはこういう指導方針を立てておるんだ、そういうものがございまして、最後にちよつと指示をいただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○井上(亮)政府委員 先生御指摘されましたように、これだけの予算を計上していただいてこの産業を守つていくわけですが、この予算は、単に全額石炭産業にいくものではなくて、同時に、離職者対策、あるいは産炭地振興、鉱害対策というふうな予算も含まれておるわけでございますが、いづれにしても、私企業に与えられます国の助成としては最高のものであるといふ認識を持つております。御指摘のように、今後これだけの助成を受けまして、これは政府としてはもちろんのことでございますが、関係業界、あるいは関係者等も、国民の血税でございますから、これについても真摯な態度でこの金を有効に使つていかなければならぬといふふうに考えております。

なお私も、これだけの予算を運用するに際しまして、特に会社、企業に対しては、従来でも石炭につきましましては、石炭鉱業経理規制臨時措置法といふものを数年前につくりまして、経理の監督等をいたしておりますが、さらに今後の再整備備法等の関係、さらに経理規制を強化いたしまして、また私どもの局の中にも監査室といふものをこしらへて設けまして、十分な経理監督といふもの、監査体制を強化していきたいといふふうに考えております。

○内田委員長 次は田中昭二君。

○田中(昭)委員 石炭対策特別会計でございますが、私も福岡県におりまして、現在斜陽産業といわれております石炭事業につきましましては、そのほうの特別委員会もございまして、同僚の大橋議員からもいろいろお願いもしております。

私のほうからは、抽象的な問題になると思ひますが、一応特別会計につきまして、その特別会計法の設置につきまします石炭対策に対する政府の経理を見てみますと、このたびは一般会計より分離

したということになっております。その分離した目的、並びに基本的方向につきましては、大蔵、通産、両省の所信をお伺いしたい、このように思うものであります。

○岩尾政府委員 今回、石炭対策特別会計をつくりまして、石炭対策の財源の全貌を明らかにし、かつ、財源と政策とを明確に結びつけていくという措置をとりましたのは、従来からも石炭対策につきましても重油関税というものを中心にやっていたりしましてけれども、今回、いま御指摘になりましたように、画期的な石炭対策をやる以上は、石炭合理化審議会の答申にもさような趣旨もございまして、従来以上に、さらに明確に経理をする必要があるのではないか、それでこの会計を設置することにしたいわけでございます。

○井上(亮)政府委員 ただいま大蔵省が答弁されたとおりでございますが、従来でも、石炭対策については原重油関税収入を見合ひにして、年々予算をふやしていただいていたわけでございますが、今回、本策を実施する機会に、その点をさらに明確にしたいと次第でございます。

○田中(昭)委員 その特別会計の期限でございますが、「昭和四十六年三月三十一日までに廃止する」とありますが、その理由は何か。また、それまでにこの石炭鉱業が自立の見込みがあると思ふのか。また、今国会におきまして同じく再建整備臨時措置法案がございしますが、この期限は昭和四十六年三月三十一日でありまして、そうしますと石炭対策特別会計法案及びこの再建整備臨時措置法案とは重複するところもあるかと思ひますが、一方では昭和四十六年の期限でありながら、他方では六十年とあるわけでございます。これが矛盾しないかどうか、これにつきましてお尋ねするわけでございます。

○岩尾政府委員 ただいま申し上げましたように、特別会計の設置につきましては、石炭対策の政策の全貌というものを特別会計ではっきりさせたいという趣旨でつくったわけでございます。

そこで、合理化審議会のほうの答申にも、石炭鉱業合理化臨時措置法なり、あるいは先ほどいろいろ御議論がありました、関税の暫定措置法なり、あるいは労働省のほうでやっておられます炭鉱離職者臨時措置法等につきましても、すべてこの五年間にやりまして、そして石炭鉱業の赤字を解消し、自立をはかるということでは法ができておるわけでございます。ただ、先生のおっしゃいました再建整備のほうにつきましては、これは会社の借金を肩がわりするわけでございますので年数が長うございまして。

したがいまして、いま申しましたような基本的な法律につきましては、すべて四十五年度でとにかく自立をはかるということを目途につくるといふことでございますから、特別会計も四十五年を目途として、四十五年には廃止をしたいというつもりでございますが、再建整備のほうの残存の債務につきましては、これはもし廃止いたしましたときには、一般会計から出していくという形になるかと思ひます。

○田中(昭)委員 いまのおこぼれを返すようにございしますが、自立の見込みが問題でございます。そのために、そういう見込みだけで会計をそういうふうになしにくるということにつきましては、もう少し具体的なものを御説明願ひたいと思ひます。

○岩尾政府委員 ただいま申し上げました再建整備以外のいろいろな施策でございますが、これは特別会計法にいろいろ書いてございすように、新しく肩がわりをやりまして、安定補給金を出したり、あるいは離職者に対しまして措置を講じたり、いろいろなことをやるわけでございますが、そういう基本的な政策全体が、もし、先ほどお話のありましたように、われわれの期待どおり、運用よろしきを得るならば、四十五年には全部でございすうちに、まあ自立ということばがどういう程度を自立といふのかということにつきましてはいろいろ御議論があるかと思ひますが、少なくとも政府としては自立できるのではないかと、答

申を受け、関係の法案を全部整備しておるわけでございますから、そういう意味合いで、その関係のものについては、これを受ける側としての特別会計法案も五年としたわけでありまして、また、いま申しましたように、その対策の中の一部、なお年数が長く続いているものについては、これはあとで一般会計で出ていくわけでございます。

○田中(昭)委員 関係三省のそのことについての実際の指導、並びに完全履行につきまして御努力をお願いしたいと思います。

次に、法案の第二項第一号に「石炭鉱業合理化臨時措置法、石炭鉱業再建整備臨時措置法その他の法令」こうなっておりますが、「その他の法令」というものは何を意味するものか、具体的に教えていただきたいと思ひます。

○岩尾政府委員 現在のところは、その他の法令と申しますのは、電源開発公社に出資を規定いたしております電源開発促進法というのがございす。しかし、これは今後いろいろの対策を講じていく場合に、あるいは新しい法令が出るかも知れませんが、そういうものも含めてその他の法令という規定をしたわけでございます。

○田中(昭)委員 それでは、現在時点におきましてはその法案だけという趣旨にしたいわけでございますね。

○岩尾政府委員 さようでございす。

○田中(昭)委員 次に、この会計予算の概要を見てもまして、まず歳入の問題からお尋ねしたいと思ひますが、この特別会計の歳入不足については、それを埋めるために一般会計から必要な金額を繰り入れることができるというようになっておるようでございす。しかし、この繰り入れ金については後日一般会計または国に返さなければいけない、このように思ふわけですが、そこで、原油関税収入は毎年相当の増額で、五十億圓くらいの増加を示しております。もしこれが事情によりましてふえない、減ったというふうな状況になりました場合にはどうするかという問題、また、一般

会計から繰り入れるのが、この法案の期限であります四十六年に廃業となった場合に、その後はどのような処置になるのかという点でございます。現在年々ふえておられますが、五年間という期限を考えますと、初年度に当たっては、四十二年度が一番重要な時期と思つておられますが、初年度においてはもう少し大幅な予算を組まなければ、いままでの各委員の質問なり答弁なりを聞いておりましたも、このような額で現在の石炭産業に対する心ある援助になるかどうか。そういう問題につきましてお考えをお尋ねしたいと思ひます。

○岩尾政府委員 まず、この会計が基本といたしております関税収入が所要の対策を満たさない場合にはどうするかということでございますが、これは附則の六項並びに七項をごらんいただきますとおわかりになりますように、一般会計のほうからその会計に繰り入れることができるというふうにいたしております。さらに繰り入れしたものにしましては、後日この会計から繰り入れ金に相当する金額を、予算で定めるところによりまして一般会計に繰り入れなければならぬ、こういうふうにいたしておるわけでございます。したが、いまして、今後の関税収入は、先ほどお話がございましたように、五、六十億圓という幅でふえると思ひますが、それがふえなかった場合、あるいは実際に行ないます石炭対策自体が非常に大きくなってこの収入ではまかなえなくなったような場合には、一般会計から繰り入れまして補てんをしていくという形をとるわけでございます。とりまして、その繰り入れた金については、この会計から一般会計に返していただく、しかし、それはこの会計に余裕ができたときに返していただく、こういうことになるわけでございます。

この法案をつくりましたときのわれわれの考え方は、全体として石炭対策と関税収入というものが長期的と申しますか、この五年間においては大体収支のバランスがとれることを前提にいたしましてかような法案をつくりましたので、先ほど先生がおっしゃいましたように、五年内には一般会

当程度の協力をお願いしたいと考えておりますので、予算と、ただいま申しましたような金融対策、両面相まって、苦しいことは先生御承知のとおり事実でございますが、乗り切ってまいりたい

○井上(亮)政府委員 いま特に何年ということも
ございません。ございせんが、一応やはり長期
の見通しを立てますときには、五年計画というの
が通常でございますので、できるだけそういつた

○田中(昭)委員 最後になりましたが、これはやはり鉱害の問題につきましても、いろいろなほかの面につきましても、いまだで農林省、通産省、労働省、建設省と、各省がそれぞれの立場で管理

○毛利委員長代理 竹本委員。
○竹本委員 私は、きわめて簡潔に、二、三のポイントについてお伺いしたいと思います。
まず最初に、石炭対策はいろいろ叫ばれており

ますけれども、これはあくまでもエネルギー対策として、経済政策として解決すべきものであると思ひますけれども、社会保障の要素がばかに多いようにも思ひますけれども、一体、政府の基本的な立場は、石炭対策はあくまでも経済対策である、経済政策であると考えてよろしいか。

○井上(亮)政府委員 何と申しまして、一義的には、先生もおっしゃいましたように、経済政策といひますか、経済対策だと思ひます。セキユリテイーといひますものもやはり政策でございますから、そういう意味から申しまして、一義的には経済政策である、しかし、石炭問題は単に経済合理主義的な立場だけでは配慮し切れない社会的な側面もあるわけでございまして、率直に申し上げれば、やはり経済的な必要性の側面とそれから社会的な側面といふものの両面を入れた総合された形の対策になつてゐると思ひます。

○竹中委員 両面といふと、はなはだことばがぼけてしまふんでけれども、あくまでもウエーは経済政策であるといふふうに理解していいんじやないかと思ひますが、政策といふことになれば、社会保障も政策ですから、経済政策といふことで重点は置くべきであるといふことについては御異論はないようであります。

そこで、経済政策といふことになれば、いまの資本主義の社会においては、経済的な自己責任主義といふものが当然原則でなければならぬ。ところが、きょうは時間がありまじからこまかい議論はやめまされども、石炭資本のいままでのあり方、その他いろいろの面を、考えた場合に、はたして自己責任主義で貫いてきておられるのか、また、政府はいろいろの援助をやっておられますけれども、自己責任主義を貫かせるためにどれだけの努力をしておられるのか、その辺を承りたい。

○井上(亮)政府委員 御指摘のように、今日の石炭産業につきましては相当計画的な要素が強くなつておりました、同時に、国の助成の程度も高いわけでございますが、しかし、あくまでも、政

府といたしましては、石炭産業を私企業として再建するという立場でおるわけでございまして、御指摘のように、企業の自己責任といひますか、責任体制といふものはあくまでも貫いていただきたいといふような指導をいたしております。

したがひまして、計画を作成いたします際に際しまして、あるいは計画決定というような場合がありましても、あくまでもそれは企業の責任における計画であるといふような立場をとつておるわけでございします。

○竹本委員 ポイントに答えておられないと思ひますけれども、自己責任主義を貫かせるために政府は従来どれだけの努力をしておるかといふことを聞いたのでございしますが、ほとんど答えはなかつたと思ひます。

しかし、これは警告の意味でひとつ聞いておいていただいて、時間があるから先に進みますが、第二の問題として、石炭はエネルギーの中の国産エネルギーの大宗であるといふ、ことはたいそううづつぱでありますけれども、現在エネルギー源として何%のウエーを占めておるかといふことと、これが十年後並びに二十年後ぐらいには原子力の開発もできるでしょうが、どのぐらいのウエーを占めるという前提に立つておられるか、その辺を伺いたい。

○井上(亮)政府委員 一次エネルギーの中における今日の石炭の地位は、大体一九%ぐらいに相なつております。昭和六十年ぐらいになりますと、これが一〇%を割るというふうな姿になる見通しでございします。

○竹本委員 一〇%は何年であるか、私はそう遠からざるうちに五%以下になると思つてゐるんだけれども、いまちょっと聞かえませんでしたけれども、何年に一〇%ぐらいになりますか。

○井上(亮)政府委員 ただいま私が、一次エネルギーの供給の中における石炭の地位と申しますか、構成は一九%程度だと申しましたが、それは昭和四十年の実績でございします。このときに石油は五八%ということになっております。なお、

昭和四十五年度ごろに大体一〇%を割るというふうな考へております。昭和六十年には五%を少し割るというふうな見通しに相なつております。

○竹本委員 そこで、新しく特別会計をつくつていろいろ政府の施策を講ぜられること、大いにけつこうでございしますけれども、将来のエネルギー源としては、あるいは一〇%、あるいは六十年には五%になるのだといふことを頭に置いて議論をしなければいかぬと思ひます。非常に金をつぎ込む、非常に力を入れるけれども、結論として見れば、大したこともないところに一生懸命頭を突っ込んでおるといふことにならないようにひとつ考へてもらいたい。これは主計局もおられるからぬかりはないと思ひますけれども、私は、やはり社会保障の要素が少し多過ぎはしないかといふことが一つ、さらに、ウエーから考へても、今日でいへば二〇%を占めておる。これは大事なものであるが、やがては五%以下になるといつたようなもののために抜本的な策をいろいろ言われるけれども、やつてみて五%でしょう。そういうもののために国費を一体どれだけのぎんばが済むのかといふことについては、やはり経済の合理性の立場から相当検討や反省を要する問題がありはしないかといふ点が、指摘をしたい第一であります。

さらに、コストの面で、一体、石炭はその他のエネルギー源に対して、日本の場合どのくらい割り高であるか、将来また原子力等ができた場合には何割高くなるか、昭和六十年ぐらいにおいでどのくらいの比較になりますか。

○井上(亮)政府委員 今日の時点で考へてみますと、特に一般炭につきましては重油との競合関係に立つております。電力用の使います重油と石炭の価格差は、今日東京電力あたりになりますと千五百円ぐらいの差がございします。しかし、平均的に揚げ地を見ますと、トン当たり千二百円ないし千二百円程度の価格差がございします。

今後のこの価格差についての見通しでございしますが、これは重油の価格がどの程度に低落していかうかという点にかゝるわけでございします。石炭のほうの価格につきましては、大体私ども横ばいの線を想定いたしております。そうなりますと、重油価格の見通しという問題は、今日見通せないわけではございません。傾向といたしましては、なおもう少し下がっていく傾向があるのではないかといふのが通説に相なつております。

○竹本委員 そこで、政策論議をする場合に、前提として、第一にはウエーは将来五%以下になるのだぞ、また原価のコストあるいは価格差といふものはむしろだんだん開いてくるものだ、こういうことを一つ前提にしていろいろ考へなければならぬと思ひます。

そこで大蔵省に一つ伺いたしたいのですが、いままで大蔵省といふか政府が、あるいは通産省を通じて、あるいは公共事業といった形であるいは労働省の諸施策を通じて石炭産業のためにつぎ込んだお金は一体幾らでありますか。

○岩尾政府委員 ただいま申されました政府が石炭関係といたしまして、離職者その他の関係も含めまして投じました金は、三十一年度からちょうど十年間で計算をいたしますと、累計で大体千億円程度といふこととございします。九百二十何億円という計算がございしますが、どの程度までを石炭対策かといふことには多少問題がございまして、公共事業等でやりましたものを入れるか入れないかという議論もございしますから、大体千億円といふふうにごらんいただいたらいけつこうだと思ひます。

○竹本委員 そうすると、石炭は過去において一千億円食つておる——食つておるといふことは悪いが、さらにまた一千億円肩がわりといふことになりましますと、先ほど申しましたように、ウエーは五%以下になるのだ、コストは、価格差はだんだん開いて、必ずしも経済的に好ましきエネルギー源ではないのだ、そういうもののために過去に千億円つぎ込んだ、これからもまた千億円つぎ込むのだ、こういうことですか。

○井上(亮)政府委員 たいだいま大蔵省から御説明のありました千億円といふのは、石炭産業そのものに対する金ではございませんで、それを含めて、離職者対策とか産炭地振興のための産炭地域における道路の建設、港湾の整備等の入った予算でございます。今後の見通しにつきましましては、先生御指摘のように巨額な予算が計上される予定になっております。

○竹本委員 いまの御説明は納得ができません。われわれが石炭にだけつぎ込んでおるかと言ふ場合には、必ずしも狭義の石炭だけ考えなくてもいいと思ひますが、まあこれは大した議論ではありません。

そこで、これから金をつぎ込んで、新しく特別会計もできる、いろいろお考えのようでございますが、その結果、重要なエネルギー源としての石炭のコストがどのくらい下がっていく見通しであるか。たとえば、トン当たりいくばく減らしていいのか。たとい下がついていく、何百円下がついていくのか、その辺についてのやや具体的な数字を伺いたい。

○井上(亮)政府委員 コストがどの程度下がっていくか、具体的なことでございますが、これはただいまこの技術策を受けまして、各企業につきまして個別に今後の長期計画を検討いたしておりますので、まだ政府として、正確なコストダウンについての見通しの数字はもう少し時間をかけていただきたいと思います。ただ、調査団の政策審議等で見通しました姿で答えを申し上げますと、今後やはり近代化していきましますので、その面では相当程度コストダウンの要因がございますが、やはり労務費が上昇していくというやうな問題、それから物価も一%ないし三%程度——これはいままで過去数年間におきましては一%程度、昨年ぐらゐまでの経緯で見ますと一%程度の物価上昇、物価といふのは、炭鉱で使います資材費を算定しますときの物価の値上がり等でございますが、昨年答申時までの過去の実績ではその程度でありましたが、今後の見通しに

つきましてはもう少し高くなるのではないかといいうことで一%ないし三%ということをお願いしたわけでございますが、そういうやうな賃金、物価等の上昇もございまして、それから他面能率の向上はございまして、そういうために、私は、コスト関係といたしましては、一面において賃金、物価等で相殺されますので、大体今後の、昭和四十五年ぐらゐまでの見通しとしてはコストは大体横ばい程度というふうに考えております。

○竹本委員 具体的な政策目標として、コストをどこまで下げ得るか、下げるべきか、そういうことについて、もう少しはっきりした目標がないというの、私はどうも納得できません。何のために特別会計をつくり、何のためにこれだけの金をつぎ込むか。これだけつぎ込めば、その結果これだけの成績があがってくるんだということでない、何をやっていくのかよくわからないやうな気がいたしますので、もう一度伺ひたいと思います。

が、日本における一トン当たりの石炭の生産コストは現在幾らでありますか。かりにドイツと比較した場合、ドイツなら幾らでございますか。

○井上(亮)政府委員 今日の生産コストは、平均的にいいますと大体四千円程度、四千円を少し割るやうな程度が今日のコストでございます。西歐におきましては、今日資料を持っておりませんが、正確な金額は申しませんが、ただ、能率の点、先ほどの御質問に対する補足にならうかと思ひますが、今後の合理化目標としましては、やはり能率の向上という点、これがコストに一番大きく影響する問題でございます。一つのメルクマールでございますので、能率の向上をどうはかっていくか、これは近代化等をはかりまして実現していくわけでございますが、この点の目標は、昭和四十五年度につきましては、今日四十二、三三トンでございますが、五十五トン程度に全国平均を持っていきたいというやうな目標を掲げておるわけでございます。

在四十何トンですね。そういうことで、能率の向上はよくわかりますが、しかし、結論として、現在四千円のもの、これだけの金をつぎ込み、特別会計ができたおかげで金負担の面では何百円軽くなり、合理化された面でコストがどのくらい下がる、ただ物価の上昇等でこれだけ消費される、したがって生産費はさういふものだけというやうな、何かその辺、もう少し目安がなければ、全く政策努力の目標がないじゃありませんか。もっと具体的に伺ひたいと思ふ。

○井上(亮)政府委員 石炭鉱業調査団の答申に際しましては、一応全社に共通な一つの目標といたしましては生産能率を考へておるわけでございますが、しかし、実際に本年度以降の技術策の助成策を決定するにあたりましては、やはり個別企業の今後の経理の見通し、先生のおっしゃいますコストとか、あるいは経理関係がそれによつてどう推移していくかというやうな見通しにつきましまして精緻に検討したわけでございます。たとえば、昭和四十二年度におきましては、本年度でございますが、これは昨年閣議決定をいたしましたときに一応想定した見通しでございますが、四十二年におきましては、能率の点につきましては、本年度の計画と同じやうに、大手では四十五トン程度、中小にいきまして四十二、三三トンというものを申し上げましたが、その計画を考え、製品炭原価等につきましても、大手平均としましてはトン当たり三千七百円程度、製品炭原価というやうな点を個別に積み上げて考え、さらには、一般管理費関係としましては百八十四円程度を考へる。金利負担は大手だけで見ますと、トン当たり平均四百二十六円程度の負担がある、したがって、これに山元手取りとの関係で自産炭の損益を見通しますと、大体自産炭としましては三百円余りの赤字になる。なお石炭業界付帯事業部門の損益とか、あるいは購入炭の損益、営業外の損益、特に石炭鉱業は営業外の損益が非常に大きく計上されますので、こゝろを勘案して、純損益としてはどうなるというやうな見通しを立てまして、

純損益としては五百十六円の赤字というやうな見通しを立てておるわけでございます。なお、四十三年度、四十四年度、四十五年度につきましても、それぞれそういう個別企業についてのコストの分析、山元手取りの推移等の見通しを立てたわけでございます。たとえば四十五年度におきまして、純損益では大手平均で四百円程度の赤字が残るといふやうな見通し、こゝろのことをご前提にして——以上申し上げたのは、今度の政府の技術策の助成はないという見通しでございますが、こゝろのものを前提にしながら、肩がわり措置とか、あるいは中小炭鉱に対する安定補給金制度とか、あるいは掘進の補助というやうな制度を考へた次第でございます。

○竹本委員 ないとして四百円ばかりの赤字だといふ御答弁でございますが、あつても、いろいろ先ほど来のお話もありまして、結局、個別企業としても石炭は有利な事業ではないというところは、やはり言ひ言ひのやうな事ではないか。それから政策的に考へると、価格差の問題から考へ、結局石炭はエネルギー資源としてはすばらしいものではない、これも決定的なやうに思ひます。そうしますと、やはり政策努力の目標としてはばつとしたものは何もないのだけれども、個別企業の立場に立つて考へてみても、政策的立場に立つて考へてみても、あまり宣伝すべき材料もないのだけれども、まあやむを得ず、先ほどのお話しやないが、社会保障も加味してやる、こゝろの程度にしか思ひえない。特別会計をつくるのかい、石炭対策を審議会が決定し、閣議が決定し、さらに委員会を審議し、国会で通してみても、どうもあまりばつとしないと思ひますけれども、その辺どうですか。大蔵政務次官にひとつ感想を伺ひたい。

○小沢政府委員 私は、先生の御所見の中で、過去一十億円の国費を石炭産業をめぐるいろいろな問題につぎ込んできた、また、将来エネルギー資源としてそゝろ見込みのないものに今後相当の国費を投入するということについての御議論は、一

つの見解としてよくわかります。

ただ、今回の点については、これで御承知いただきまますように、昭和四十五年というものをめどにいたしまして、四十五年には、今度はもう離職者対策とか、あるいはその他のものは一切、まあ閉山もなくなるといふような姿になれば、終わってしまつて、そしてまた企業自体のこの五年間における合理化なり、あるいは生産の、いろいろ経理の合理化なり技術の合理化というところまで根本的に——いままでは臨時にいろいろな措置をしてきたものを根本的な対策でひとつ今度はやりまして、そして、あとはやはり一つの産業としての自立体制でずっといけるようにしたい、こういうことがねらいの今回の措置でございますから、私はこれに非常に意味があるのじゃないか。したがって、五年後にまたいろいろな政治情勢その他でいろいろ議論が起ってくるかもしれないけれども、私も先生方の御協力も得まして、また、先ほど来お話がありましたように、企業努力というものを自主的にひとつ積み重ねをしていっていただいて、四十五年には、企業として、近代産業としてつばに合理化をされ、改善された姿で自立をしてもらおう、そういうこととさせていただきますので、この目的がうまく成功いたしますと、私は、対策としては非常にいいことになるのじゃないか、そういう意味でお考え願えれば、先生の基本的な考え方については理解いたしますけれども、今回の特別会計を設けて、まとめてひとつ総合的な石炭対策をやっていくということについては御理解いただけるのじゃないかと思つておられます。

○竹本委員 私がついていけるのも大体いま次官の言われるのとははらでございしますが、これは見通しをあらしめるためにいまのまゝ、あるいはいまの御答弁の範囲では、さっぱり見通しのない、大きな政策目標のない、ただおさなりのと言つては語弊があるでしょうけれども、思いつきの政策を並べている程度じゃないか。もしやるのなら

ば、もつとそれこそ、閣議決定でもあるようですが、抜本的な政策をやるべきじゃないか。こんな程度のことややつて、いまもお話のように、コストもたいて下がらぬだろう、下がった程度は物価が上がるだろう、これでは何やっているのかさっぱりわからない。特に日本の国内における他のエネルギー源との比較において、石炭が、これだけ努力をすれば価格差を解消して、りっぱなエネルギー源になるのだ、これなら一つの努力目標がはつきります。また、国際的な比較においても、これだけ努力をすればこまでいけるのだということならば、自由化の時代の一つの政策、努力の目標がはつきりしておる。そのどちらも、何だかやらないよりはやつたほうがいいでしょうという程度の話では、それこそ、審議会でも言っている抜本的総合的対策にならぬのではないかと

いう点を私は逆の面から質問をしたわけです。そこで、最後にもう一つ伺いますが、四十五年が目標というのだけれども、これもまたきわめて事務的なように私には感ぜられる。たとえば合理化法が四十五年には終わる、また離職に関するいろいろの施策も四十五年で一段階来る、暫定関税も四十五年で期限が来る、特別会計もしたがつて四十五年に合致しておこう、この程度のものであつて、ことばに書いてある抜本的というのはいつかどこかへ行ってしまつたのではないか。もし抜本的ならば、四十五年までにこの抜本的施策によつて、相当な、いま申しました内外のいろいろのエネルギー源と比較してりっぱにやっているとけるということ、そこまで持つていけるといふことがはつきり見通しが立つてはじめて抜本的です。四十五年になつて、ほかのエネルギー源と比較してみても、外国と比較してみてもたいしたことありませんというなら、これは何も抜本的じゃないということじゃないか。だから、全く何をやっているかはつきりしない。

さらに、この法律は四十五年になつたらもう一ぺん考え直して、廃止するか廃止しないか考えようという前提じゃないですか。その点はどうですか。四十五年になつたら、期限が切れてなくなるかどうか。

○岩尾政府委員 この法律の附則にございますように、四十五年度末になりましたならば、そのまゝ廃止になるわけでございます。そこであらためて考えるということではございません。

それから、先ほど先生のおっしゃいましたように、いろいろな対策をいま御説明申し上げましたが、その具体的な効果等についてはなお疑問でございしますけれども、いま申されましたようないろいろな法律において石炭産業の合理化基本計画というものをこれからつくりまして、その基本計画に従つて五年間の間に抜本的なことをやつていこうという現在の段階でございしますので、五年たちましたならばわれわれは石炭産業は自立できるところまでこの手が打てるのではないか、かように考えております。

○竹本委員 これからもひとつ政策目標、努力目標をもう少し明確にして努力をしていただくように要望いたしまして、質問を終わります。

○毛利委員代理 午後一時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後一時五十九分開議
○内田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

関稅定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案に対する質疑は終了いたしました。

○内田委員長 これより討論に入ります。

通告がありますので、これを許します。平林剛君。

○平林委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、関稅定率法等の一部を改正する法律案に対し、反対の意見を申し述べたいと思ひます。

この法律案は、すでに御承知のように、最近の経済の情勢の変化に対応するため関稅率及び關稅の減免稅制度に所要の調整を加へ、または旅客の通關の迅速化をはかるために、携帶貨物に適用する簡易稅率の制度、また万国博覽會の開催に備へての保稅展示場制度の新設のほか、關稅關則の合理化のための所要の改正など、多種多様に含まれておりまして、私もいたしまして、大綱については特段の異論はないのでございします。それにもかかわらずこの法律案に反対をせねばならぬという理由は、私どもの重大な関心がバナナの關稅率の引き下げにあつたからでございします。

すなわち、この法律によりますと、現行のバナナ輸入關稅率七〇%をおおよそ二カ年間に一〇%引き下げることになつております。この措置によりまして国内の消費者にどういふ影響を与えるか、また、国内産の果樹にどういふ影響を与えるか、そのための対策等につきまして審議を集中してまいりましたことは御承知のとおりでございします。

私どもの見解によりますと、關稅率が二年間にわたつて一〇%引き下げられることによつて、一体、末端の消費者にバナナは安くなるのかという点につきましては、質疑の段階において政府の答弁は明瞭ではございませんでした。また、政府・与党におきまして、国内産果樹に対する影響を考慮されてこの問題を検討されたときに、バナナ關稅がこの程度の引き下げでは、流通段階に吸収されて小売り價格の引き下げにはなるまいという見方が強く、結局、關稅の引き下げに踏み切つたと伝え聞いておるわけでございします。私も、これらの経緯から考えますと、關稅率の引き下げが、必ずしも消費者のバナナ價格引き下げに及ばない。したがつて、この末端の消費者に対するバナナの價格というものは、むしろ關稅率よりは、

輸入量の増加であるとか、あるいは浜相場をはじめる、流通段階の合理化にかかっておるものと考えるのでございまして、この意味では、しからば、バナナ関税の引き下げというのは、どういう意味があるか、どういふ点を重視して考えねばならぬかという点につきまして、国内果樹対策に十分な配慮を加へるべきものであるという結論に私は達したわけでございまして、これにつきましては、農林水産委員会におきましても、果樹振興のための特別の決議がなされたと承知いたしております。また、私どもの大蔵委員会におきましても、与野党の間におきまして鋭意努力を重ねまして、所要の附帯決議を取りまとめることになりました。これは、いづれ委員会に提案される運びになると思ふのでございまして、私どもは、その努力に対しては大いに多し、その効果をすみやかに進めまして、国内産果樹対策を強力に進めるといふことを心から念願をしております。

しかし、この附帯決議のすべての内容は、今後の対策に待つものが非常に多いのでございまして。たとえば、台湾に対してリンゴを輸出するという問題につきましても、どういふことになるかは、六月初めに出発する政府の今後の折衝にかかっておるわけであります。また、国内の学校給食にリンゴをはじめ国内産果樹を使つて、振興対策を考えたかどうかという問題につきましても、これは関係大臣から努力をするという言明はあったように思ひますけれども、しかし、今後の予算措置その他に待つべきものでございまして。

このように、今後待たねばならぬという点がかなりございまして。

御承知のように、昭和三十八年の四月にバナナの輸入が自由化をされてから二年、その間、バナナの輸入量は自由化前から比べますと現在ではおよそ約五倍というふうに広がりました。国内産果樹の国内市場におけるシェアにつきましては相当圧迫されておる、また、生産者価格の面におきましても相当の圧迫が加えられまして、いまや、国内の果樹生産者は、従来の地位と比較いた

しますと相当経済的な低下を來たしておる現状であります。このため、果樹生産者は、緊急の品種の改良あるいは基盤の整備、経営の合理化に努力中の段階でございまして、五十一国会におきましても、果樹振興特別措置法を改正いたしまして、その振興に関する方針が出たばかりでございまして、そして、この方針に基づいて国際競争に打ち勝つ体制が急がれておるという段階でございまして、しかも、都道府県の段階をながめてみますと、都道府県の段階におきましては、果樹産業振興計画の実施は大体四十三年度になっておるのでございまして。それに伴うところの濃密生産団地形成の成果というものは、それ以後にかかっておるわけでございまして。こういう意味では、国内産果樹振興という国策、そしてまた、それに必死の努力を續けておる生産者の運命というものは、まづこゝ一、二年にかかっておる。この段階でバナナの関税率を引き下げていくことが、一体どういふことになるのか。果樹振興の基本的な考え方、水をさすことになりはしないか、また、関税というものが国内の産業を保護するといふたてまえから見ますと、相反するものになりはしないか、こういうことを考えますと、私は、この際バナナ関税を引き下げるといふ措置には賛成しがたい。つまり反対をしなければならぬ理由の一つでございまして。

それから第二の理由は、それではバナナの関税率は七〇％というのが高いかどうかという点でございまして。確かに、他の品目から比べまして、七〇％は高率であることは間違ひございせん。

しかしながら、いま国内産果樹の対策として、台湾にリンゴの輸出を試みようといつたしておりまされども、台湾におけるリンゴに対する関税率はどうかあるかという、まず一般の輸入にあたりましては六〇％の税率がかけられるのであります。しかも、それだけではなくて、防衛税と称しまして一二％がかけられる。また港務局税という税金の制度がございまして、三％がかけられる。差益金、つまり調整金という制度がございまして、

およそ一〇〇％程度の特別の措置がとられる。合計いたしますと二〇〇％にわたる税を取られる勘定になっておるのであります。バナナの国内に対する輸入の対象は台湾であります。台湾が八〇％以上を占めておるのであります。台湾から輸入するバナナ関税率が七〇％、もし国内から台湾にリンゴをもつていく場合には二〇〇％の関税率——関税ではございせんけれども、税率が課されるというところになっておるのでございまして、相対的に考えますと、私は七〇％必ずしも高いという議論だけにはくみすることはできない、こういうことを考えるのでございまして、こゝ一、二年はなお据え置きたいという気持ちでございまして。

それでは、この段階でなぜ関税率を引き下げるか。この点につきましては、バナナ業界における黒い霧が、先回の総選挙の段階におきまして大いに喧伝をされ、国民必ずしもすっきりした気持ちを持ってバナナ業界をながめていないことは、皆さん御承知のとおりでございまして。同時に、私は、昨年のバナナ業者の陳情書をいま手元に持つておるのでございまして、バナナ業界がバナナの関税率七〇％を引き下げてもらいたいという趣旨の陳情の中を見ますと、バナナの関税が七〇％になっているために業界は四十三億圓にわたる損害をこうむつたというような趣旨で関税率を引き下げるべしという主張がなされておるのであります。詳細なことは申し上げませんけれども、とにかく関税率が七〇％であるがゆゑに四十数億圓の損害を受けた。この考え方が私は必ずしも妥当であるとは思ひません。妥当であるとは思ひませんけれども、逆にこのことを引用すれば、こ

ういふ税率が一〇％引き下げられることによって輸入業界は相当の利益を得るといふ勘定となるわけでございまして。

私は、これらのことを考えますと、バナナ業界における黒い霧などから考えまして、今度の関税率の引き下げの背景につきまして、実は十分な資料を持ち合わせず、自信がないのでございまして。同時に、最近、バナナ業界における脱税の問題で

国税庁が手を入れました、おおよそ三億数千万圓にわたるところの使途不明のお金があるという話も新聞が報道しておるとおりでございまして。

私は、そういう意味から、いまこゝで税率を七〇％から二年間にわたつて一〇％引き下げる措置の表の理由はともかくといたしまして、裏の理由につきまして、今日までの審議の段階におきましては、公党として十分責任を持って賛成をするという立場にまだ到達いたしません。これらはしばらく成果を見る必要があるという立場から、実施の時期につきましても多くの注文を發したいという気持ちでございまして。

いずれにしても、これらのわれわれの気持ちが満足せない段階において採決の段階になりましたので、以上の理由をもちまして、反対をするというこゝにいたした次第でございまして、私どもが、この関税率法案全般について、特段の異論がないにかかわらず反対の意思を表明せざるを得ないという理由を申し述べまして、私の反対討論を終わりたいと思ひます。

○内田委員長 これにて討論は結局いたしました。これより採決に入ります。本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○内田委員長 次に、本案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党を代表し、西岡武夫君外三十八名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。西岡武夫君。

○西岡委員 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党を代表いたしまして、ただいま提案されました関税率法案の一部を改正する法律案に対する附帯決議の提案の理由を御説明申し

上げます。

附帯決議の案文は、お手元に配付いたしてありますので、朗読は省略させていただきます。

バナナは、発展途上にある諸国の重要な輸出品であります。また、ケネディラウンドによる関税一括引き下げ交渉の妥結をまきと迎へんとする国際経済社会の推移を展望すれば、現行の七〇％という関税率は、あまりにも高率と申さねばなりません。したがって、政府原案のとおり引き下げることに賛成するものであります。

しかしながら、一方、バナナの関税引き下げが、国内の果樹生産に及ぼす影響はきわめて大きいものがあります。これに対し、十分な配慮が必要であり、税率引き下げの実施期日、バナナの輸入及び流通秩序の確立、国産果実の振興等に関し、政府は積極的に努力を払うべきものと考えます。

すなわち、第一に、本改正案によりすると、税率引き下げの実施は、政令で定める日から、とされておりますが、政令の制定にあたっては、バナナ輸入の動向、国産果実の生産状況、リンゴをはじめ国産果実の輸出についての貿易交渉の経過等、各般の事情を慎重に考慮して定めることが適当であり、また、今後のバナナ輸入につきましても、国産果実に対して悪影響を及ぼさないよう十分配慮すべきこととあります。

第二に、バナナの輸入体制をはじめとして、関係業界の整備について、政府は今後も一その改善措置を講ずべきこととあります。

第三に、国産果樹振興の見地から、国産果実の生産、流通の合理化をはかり、輸出の振興及び国内市場の拡大につとめる必要があることとあります。

以上が、この附帯決議の提案の理由であります。御賛同をお願いいたします。

〔参照〕

関税定率法等の一部を改正する法律案に對

する附帯決議(案)

政府は、バナナ関税引き下げの実施に當つて、国産果実生産者および消費者の立場を充分考慮し、次の措置を講ずべきである。

一 バナナ関税の引下げについては、各般の観点からその引下げ時期の決定に配慮するとともに、バナナの輸入につき国産果実に対して悪影響を及ぼさないよう配慮すること。

二 バナナの輸入およびその国内流通秩序につき充分な改善措置を講ずること。

三 国産果樹の振興対策として国産果実の生産流通の合理化を図り、輸出振興、国内市場の拡大に努めること。

○内田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。おはかりいたします。

西岡武夫君外三十八名提出の動議のごとく決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よつて、本動議のごとく、本案に附帯決議を付することに決しました。

ただいまの附帯決議につきまして、政府より発言を求められておりますので、これを許します、水田大蔵大臣。

○水田国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、十分関係省と協議し、御趣旨を体して努力いたします。

○内田委員長 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○内田委員長 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。広沢賢一君。

○広沢(賢)委員 大蔵大臣に質問します。

先日の本会議で、この三法についての私の質問に對しましての答弁で十分要領を得なかつた点があるもので、その点について御質問いたしたいと思ひます。

第一番目に、所得税の課税最低限の引き上げについて、予算委員会では、百万円までなるべくすみやかに引き上げるといふ委員会の決議をいたしまして、その実現の日について、いつかということとが、新聞でかつてに四十四、五年がどうかというところが出てくるわけですが、それについて、どうしてそういうふうになつたかということをおのうで質問をいたしました。その場合、十分な答えが得られなかつたのですが、その後の新聞によりますと、やはり四十五年ごろやるのだという。それから、本会議での御答弁でも、財源が大体四千億ぐらいかかるので、すぐにはいかないのだという御答弁でした。

そこで、あらためてお聞きしますが、その実現の日は、四十五年というの正式におきめになつたのかどうか。もっと早くやらなければ、私が本会議で申しましたとおり、物価が値上がりして、それに対して追いつけなくなるから政策的効果はない、来年ぐらいいしたらどうかという問題があります。これについて、もう一回大蔵大臣の正確な御答弁をお願いしたい。

○水田国務大臣 この問題は、先般の選挙のときに、与党の公約として、課税最低限百万円までの引き上げを可及的すみやかにするということが与党内で論議されましたときに、最後に私も

加わつて、もしそうだとすれば、一応何年度を目標として実現させるかという意見を述べましたが、そのとき、私もものやうな作業によりまして、大体四十五年を目標として百万円限度引き上げをするということなら実現可能であろうということとございまして、与党側も四十五年度を目標としておるといふことで選挙公約に掲げたことと存じております。その後、野党の皆さん方からもいろいろ御要望があり、私も、これは何も四十五年度と目標をきめたからそれを變更できないというふうにかたくは考えておりませんが、かりにこれを今年度一回でやつてしまふということにしたらどれぐらいの財源が要らうかという計算もしましたし、来年度を期してやるとすればどのくらいという計算はすつといたしました。やはり四十五年度を期してやるのが無理のない減税策だろ、いまではそういうことになつております。しかし、日本経済の進み方というものは、またそう私どものいま予定したとおりにも四、五年先はまいらないと思ひますので、情勢が変わつてきましたらもっと早く実現することも可能であるというように考えますが、いままでのいきさつを申しますと、私も、四十五年度を目標としてならこれは完全に実現が可能だといふふうに考えております。

○広沢(賢)委員 四十五年度では意味がないわけですね。さつき申しましたとおり、第一、物価値上がりの状況から私も考えてみますと、大体一昨年度が消費者物価が七・四％、昨年度が六％、そうしますと、これは公債政策の二年目で、たとえば公債政策でこれは四十年の二千五百億と四十一年度の七千三百億のうちの、発行後一年間を経過したものは全部日銀の対象になるわけですね。したがって、そういう点で、買い上げや貸し出し担保の対象になるわけですから、そうすると、公債も相当一種のインフレ要因になつてくるのはことしからではないか、こういうふうにおもひます。きのうの新聞によつても、日銀の発行高が非常に著しい状況になつていふという記事が出て

おります。そういう点から見ますと、今後の物価値上りの状況は、前よりも非常に通貨面から刺激してよくない状況が出るんだと思いますが、大蔵大臣、いかがですか。

○水田国務大臣 それはもう、今年度の見通しでも政府は申し上げるよう、消費者物価の値上がりは四・五%以内に押えるという方針で今後の財政運営をやりたいと思っております。そして、経済社会発展計画においても御承知のように、ここ五年先の昭和四十六年の時点においては、この物価の値上りを三%ぐらにとどめるようにするという長期計画も出されておることです。この線に沿った経済計画をこれからやろうとしておるのですから、私どもは、先行きそういうふうな物価があまり上らなくて、先行きそういうふうなことは全然予想しておりません。

○広沢(賢)委員 たとえば健康保険料金の値上げはまだわかりませんが、野党ががんばらなければこれは値上がりになる、それから消費者米価の値上げも行なわれる。そういう状況を見ますと、先ほど言われた見通しというのは、私どもは全然納得できません。しかも、経済社会発展計画によると、その先行きさらに、たとえば、四十二年度末に内国債が二兆二千八百三十八億円になるといわれております。したがって、先行きの物価値上げの傾向というのはさらに強まるのではないかと。こういうときには、四十五年度百万円までの課税最低限というのは、これは全然受け取れないと私どもは思います。

来々からいかにこれを実現しようというふうに考えた場合に、どういう点が障害になるか。先ほど、一つは、財源がないということをおっしゃいましたが、もう一つは、私どもが前の審議で聞いておるところでは、景気過熱のときに減税をすべきでないが大蔵大臣は言われました。大体この二つが大蔵大臣の御答弁の柱だと思いますが、一つのほうの財源について、私は、本会議でも、ことしの自然増収は七千三百五十三億円だけれども、

三十四年以後の税収の弾性値を平均してみると一・四である、そうすると、それは一兆二千億円にのぼるのではないかと、それを申しました。これもまた水かけ論になりませんが、自然増収というのは、景気が過熱して、好景気にずつと向かっておるときにもっと大きくなるというふうな私どもは思いますが、大蔵大臣、いかがでしょう。税収の弾性値は平均一・四と見れば大体一兆二千億円になると私どもは計算しますが、いかがですか。租税の自然増収です。

○塩崎政府委員 自然増収の見積もりでございますので、私から御説明申し上げますが、一・五三が私どもの昭和四十二年の自然増収を見積もりました結果としての弾性値でございます。そのほか、去年の減税の、平年度でございますの、自然増収の見積もりといたしましては八千億円で、自然増収の増収もったが、これを国民総生産との対比で見ますと一・五三というふうになる予定でございます。

○広沢(賢)委員 そうする、数の取り違ひがあると思いますが、大体八千億円程度といたしまして、これがあってもかわらず減税ができないというの、この間おっしゃいました、景気過熱の状態になるおそれがあるから、やはりこれ以上の減税は差し控えるべきであるという大蔵大臣の御意見は、いまでも変わりませんか。

○水田国務大臣 原則論の問題でございます、原則論といたしまして、設備投資を中心とする景気過熱が心配されるときに減税というものを多くすべき時期ではない、ひとり法人税だけでなくて、所得税についても、総需要の抑制というようにな点から言われる点だろと思ひます。原則論としてはそうだろうと思ひます。しかし、昨年相当大きい減税をやりましたが、所得税の部面においてはまだもう一步の減税をやる必要があると私どもは認めて、特に本年度さらにもう一步の減税をやったということでございます。原則論からはそういうことが言えると思ひます。

○広沢(賢)委員 そこで、もっととどんどん詰めてお聞きしますが、この前のときに、景気過熱のときに減税すべきではないということだったが、それならば、法人に対する特別の減税措置と世の中では言っております租税特別措置、交際費に対する非課税等々については、これは事実上の法人税の減税ではないかという質問を私がいたしました。その際、いろいろ御答弁がありましたが、そのほかの議員が質問したときも、これは事実上の減税とは認めがたいのだという御答弁がありました。私もその後のいろいろな書類を見ましたが、けれども、これは事実上の減税ではないと思ひますが、どうですか。

○水田国務大臣 法人税の減税も、一般的に減税はいたしております。自由化を目前に控えて、技術の開発とか、特別必要なものの減税をやろうとしておるだけでございます。一般的な法人税の減税は今回はやっております。

○広沢(賢)委員 私が言っているのは、とにかく企業が事実上税金を安くまけてもらっている、そういう額についてこの御質問したのでありますが、たとえば、ここに大蔵省広報「ファイナンス」にいろいろ書いてございます。一八ページに「企業減税——企業課税の改正」として「法人税制を中心」という解説が書いてございます。この表題自体が、その中に特別措置それから交際費の非課税等について全部ひくるめてこういう題をつけて解説を書いておられます。したがって、大蔵省のいままでの考え方では、たとえばこういう文句があります。「企業減税については、法人税率の引下げ等を行なわず、当面の政策上の要請に応じて有効適切に認められる個々の特別措置を講ずることとしておる」と書いてあります。いま大蔵大臣の言われたことも大体同じような言い方だと思ひます。そういうふうに考えますと、事実上の企業減税、法人税というよりか広範な意味の企業減税という場合には相当のことがことし行なわれておるということはお認めになりますか。

○塩崎政府委員 相当の規模という数字の問題でございますので、私からお答え申し上げます。所得税の減税に比しまして、今回の企業減税の規模は少額でございます。法人税の減税は、四十二年におきましてはわずか五十七億七千万円でございます。一方、所得税は約九百億円でいう減税となっております。これは利子、配当の税率引き下げの相殺後でございます。そんなようなことで、その規模はおのずからわかるかと思ひます。

○広沢(賢)委員 私の言っているのはそういうことじゃない。ただ文章上の問題じゃなくて、本会議で質問したのは、地方税を含めて平年度には租税特別措置は一千三百三十四億円にのぼるじゃないか、利子、配当の非課税は除いておられます。これも二千億円近くあるでしょう。それから交際費の非課税分は、六千四百億円交際費がある中で、非課税分は大ざっぱに言えば五千億円近くあるじゃないか、こんなにまでいろいろ特別の減税措置がなされているではない、景気過熱のときには、そういうことは控えるべきであるということ、今度の税制調査会の答申案にも、その他今度の大蔵省の方針も大体そういうことで、フィスカルポリシーのいろいろの要因を織り込もうとしている、そういう場合には、景気過熱のおそれのあるとき、これほどの企業に対する特別の扱いは必要ないのではないかと、こういうふうな私がお尋ねしたわけです。それについて大蔵大臣はどう思ひますか。

○水田国務大臣 フィスカルポリシーという減税というのは一般的な減税でございますが、こういう特殊な措置——特別な措置というものは、いつも言いますように、政策的な必要から生まれた措置でございます。その必要性がある限りは、過熱が起こらうと、そういう気配があるうと、それは無関係な特別な要請による措置でございます。これはたとえ景気の動向がそういうときでも、特別な措置は、場合によつたら強化しなければならぬということが出てくるものでございま

す。

御承知のように、経済社会というものは一つの有機体でございますので、そのうちの大企業、中小企業個々に取り上げて、この企業にこういうことをしておるのはどうだといったも、全体の関係からその効果を評価するということをしなければこの措置の評価も出てこないでございます。いま日本が、たとえば自由化を前にして、日本の国内産業が国際競争力に耐えるようにしなければならぬということを皆さんがみな要請している。耐えるようにするためにはどうするかという措置は、当然国の経済政策としてとらなければならぬ。そういうときに、基幹産業を強くして一般関連産業を安定的に発展させるという必要から、たとえば基幹産業に一定の措置をするというときに、これがすぐに基幹産業の株主を助けるためだというふうな感觸でこの税制を見られることは私は間違いだと思ひます。それが国民経済の中でどういう役割を果たすかということによって、この措置がいか悪いかということが出てくるので、そういう基幹産業への産業政策が直ちに特殊な株主層を応援する措置だというふうな見方は、これはひとつ私は改めてもらいたいと思ひます。

○広沢(賢)委員 そうしますと、政策的効果で、ことに資本自由化に備えて企業の体質強化をしなければならぬ、したがって、税金が不公平の面があつてもやむを得ないという、すばり言えばそういうことになると思ひます。

そうすると、お聞きしますが、私は一般経済全体を抽象的に議論してもだめだから、鉄鋼の問題についてお聞きします。

鉄鋼は、いま好況で笑いがとまらぬといわれています。大手五社の配当なんかほとんど一〇%をこえていますね。それで、いろいろな新聞を見ますと、各社とも内部保留は思い切つて厚くしてある。これはもうけたいへんなものだと思います。あまり大きな声は出さないようにします。最近の新聞を読みますと、これはケネディラウンドの中の一節で出ているのですが、鉄

鋼の「米の特別賦課金制、後退を期待」という中から取つた文章の中に「こういつた非課税障壁が撤去できれば、国際競争力の強い日本の鉄鋼は関税が下がるにつれて輸出がふえるものとなる。楽観的な見方が支配的である。」それから資本自由化のいろいろな資料を見ました。そうすると、鉄についてはもうほとんど資本自由化されても平気である。技術水準も世界並みである。それからそのほかの条件も世界有数であるというように書かれてあります。中小企業や電機会社、自動車は相当大騒ぎしていますが、鉄は平気でございすね。そうすると、この鉄に対して、あとで聞きしますが、たいへんな額の援助が行なわれている。そういう点について、鉄鋼は非常に大きいですね。政治献金もずば抜けて大きい。けたがはずれています。自治省の発表を見ますとそうですね。そうすると、この鉄に対して、じやどうして政策的効果でこれまでやるのか、私には納得いきません。それについてどう思ひますか。

○水田国務大臣 鉄は、戦後ドイツが最も製鉄の合理化をやつてコストが下がつた国でございす。これは戦争で全部施設を破壊されてしまつた。したがつて、戦後新たに新しい施設をつくつたということから、ドイツの製鉄が世界で一番伸びた。日本はそのあとから、こういう古い陳腐な施設を持っていたから、これを近代化するために、そうして国際競争力にも耐えるような日本の鉄鋼業をどうつくらなければならぬということから、重要産業の合理化機械の特別償却の制度というふうなもので、特別措置をもつてこれに對抗したわけでございますが、やはりそういうものの効果は出ておると思ひまして、日本の鉄鋼がドイツを凌駕して、五千万トン以上の生産力を確保するようになったというのでございす。

ところが、いままでアメリカあたりでいまし

うことになりますと、奥地に持った鉄鋼所というものは非常に不利になつてきています。海岸地方に持つて、原料を海外から持つてきて、そこで製品をすぐに運べるという地点を持つた鉄鋼業が非常に有利な立場に立ちまして、日本の鉄鋼が、コストにおいてもいろいろな部門においてもアメリカの鉄鋼業を押し回しているというのが最近の実情だと思ひます。これに対抗するために、アメリカもここで製鉄業を根本からやり直す、奥地のものは全部太平洋岸に移すとかいうような、大きいアメリカの製鉄の近代化ということをいま始めておりますし、ドイツは、一時有利だったが、わずか二十年のときがたつたら、ドイツの一番優秀な合理化した鉄鋼業が日本、米国におくれるということ、今度はドイツが、全部いまのものを廃棄して、新しくさらに一歩進んだ技術を取り入れた鉄鋼を建設し直すというふうな計画を持っているというのでございす。特に鉄鋼業というものの、基幹産業におきましては、国際競争の激しいことと技術革新の早いということから、とても普通の償却でもつてこれに對抗していかせるということにはむづかしい、こういうことで、鉄鋼業などに対してはまだまだ特別措置を必要とするのじやないか。これが合理化しないで、非常に高いコストになつたら、日本の機械産業その他全部の産業に響いて、そうして輸出にもむろん響きますが、国民生活にも物価高となつて響くという重要な問題でございすから、こういう問題についての特別措置というものは、当然一國の産業政策としては考へなければならぬ問題だということ、鉄においは私はまだまだここで終わつたと思ひませ

ん。この次の新しい競争に対しては、たいへんな努力をしなければ日本経済はやっていけないのじやないかということを考えております。

○広沢(賢)委員 いまのお話を聞きますと、鉄の生産性を高めるためには、何でもかんでも際限なしにやつてしまふということですね。それを強調しているだけなんです。

鉄の生産性を上げるということは、これは外国

の技術水準もあるが、外国に技術をどんどん輸出してはいますね。この二、三日前の新聞記事でも、鉄鋼の技術は日本もここまでというので、こまかい技術ですが、どんどん外国へ出しているというくらいなんです。これは税金を安くしたからそうなんだというのじやなくて、全部の総合的な結果、ことに鉄鋼の合理化や何か、そういう問題——これは労働組合の問題、通産の問題ですからあれですが、そういうことが一番あれでして、税金面でやつたからそうなんだということではない。しかも税金というのは、公平を原則にしているのです。

先ほど私がもう一つお聞きしたかったのは、たとえば百万円まで課税最低限を設けるという問題は、自由民主党さえきめて、みんながきめているのだから、そうすると、国民全体のみんなの要望です。その国民全体の要望がいろいろの関係でできない、できないといつて毎年延ばし、ずっと延ばしていく、四十五年まで延ばすという状況の中で、この鉄についてだけ税金の面でこれだけのことをやるといふことは、私は全然納得できません。生産性の高い低いという問題と全然違ひますよ。それから、公平を原則とする租税が、利子、配当の分離課税といひ、それから、いま言つたけれども鉄といひ、いろいろな問題があつて、これはたいへんな国民の疑惑の的なんです。野党は非常に演説がしやすいけれども、疑惑の的のこの問題について、その答弁では、これは次元の違う問題を盛んに強調するだけです。日本鋼管の重役とかその他の人が参議院の予算委員会でもいろいろやつておりますが、ただもうそれだけなんです。鉄は重要だから、とにかく減税しろ減税しろといふ。その減税が始まれば、そのほかになつと響いてくるということで、租税体系も乱れるし、国民は納得しないです。絶対納得しません。

そこでお伺ひしたいのですが、たとえば三十七年度の法人税の問題でいろいろ書いてあるのを見ましたが、これは確かめたいと思ひます。たとえば八幡の例ですが、特別減免税措置で総利益の

二・五％しか課税されていない。実効税率では八・五％しか課税されていない。という、月一万円の独身者の所得税率と同じくらいになってしまふけれども、これはばく大なことではないかという点ですね。この点についてやはり大蔵省としても計算していると思いますが、どのくらいまで法人税が安くなっているのか。あらゆる特別措置を入れてです。

○塩崎政府委員 今回はまだ御要求もございませんので提出しておりませんが、過去には、主要会社、大企業に付きまして、匿名でございますが、租税特別措置法適用前の利益から計算いたしまして、租税特別措置法適用後の所得及び税額がどの程度のパーセントになるかという数字が出されております。それがいま広沢先生のおっしゃいました数字じゃないかと思うのでございます。古い数字で、ございませんで、持ち合わせておりませんのでここで正確な数字を申し上げることは困難でございますが、御要望によりましては提出してまいりたいと思ひます。

ただこの問題は、いつも私も御説明申し上げましたが、特別償却というのは償却の一種でございます。それを単に所得から引いておられますが、だんだん翌期からは減価償却の削減という形で順次取り返す、これを単純に差し引くことは非常なミスリードするような印象を与えますので、ひとつこんな点を十分頭に置いて御判断願ひたい、こういうことを申し上げておきます。

さらにまた、特別措置の中では、利子所得控除、これも三十七年ころまで適用がございましたが、これが現在準備金になっております。準備金も御案内のように絶対的な費用あるいは減免ではございせんので、将来また利益に繰り戻す、その際にはむしろ課税所得が一〇〇％をこすようなことになりまふ。

こんなことをあわせて読んでいただくようにお願いいたしまして、御要望もありましたので、匿名で恐縮でございますが、過去の先例ののっとりまして、主要会社の実効税率というものを資料と

して提出したいと思ひます。

○広沢(賢)委員 鉄鋼大手五社をはじめとして、そういうことがありましたら、その減免税措置のいろいろの資料に基づいて、私どものほうも特別償却をどういうように普通並みに戻していくか、準備金が将来課税された場合にはどういうふうになるかといういまの御答弁に対しては、いろいろと研究をして、できるだけなくしていくという方向に持っていかなければ、国民の租税に対する不信というか、納税精神が欠けていく、そういう問題が解消できないと思ひますから、その点について、いろいろあとで資料要求しますが、お願いしたいと思ひます。

その次に、もう一つは、資本自由化でいろいろほかのほうからも言われるのです。鉄ばかりではないのです。たいへんなことです。法人税を国際的に比較した場合にどのくらいかという何かいろいろ資料があると思ひますが、答えていただきたいと思ひます。

○塩崎政府委員 先ほども、広沢先生申されましたように、他国の法人税制の比較はいろいろ前提要件がございまして、必ずしも簡単な比較はできないわけでございます。私どもが常日ごろ言っておりますことは、法人税の税率は、事、国税をつかまえてみます限り、各国に比べて低めである、こういうふうに言っておりますが、それも、課税所得の計算で各国の税制に違いがございませうれば単純な比較も困難でございます。それもまた同じという前提で、利益は、当然客観的に外国もわが国も同じものである、同じふう計算されるという前提で地方税を入れてみますと、もう法人企業でございませうから、かりに年に三百万円超の利益くらいあるものとして計算いたしまして申し上げますと、わが国の実効税率では四三・七九％でございます。アメリカは州税まで入れますと五〇・七一％、これも二万五千ドル超というところで一本で申し上げます。詳しいことは省略いたします。イギリスは四〇％でございます。西ドイツは営業税を入れますと四九・三二％、フランス

は五〇％、こんなふうな数字でございます。なお、こまかい注釈は省略いたします。

○広沢(賢)委員 そうすると、資本自由化のために企業体質を強化しなければならぬというけれども、日本の工業力は世界で第三番目なんだということをよくいわれている。しかも、法人税は先進各国の中でも低めである、いま御答弁があったとおりです。私が調べてきた資料もそのとおりです。そうすると、それ以上資本自由化のために税金面でめんどろを見ろという、よく資本自由化というものは、みんな刺激を与えて一本立ちにするのだから、だから資本自由化してしまえと資本家の方々が言います。めちやくちやなことを言う。だけれども、そういうことをしたら、法人税でいつもめんどろを見なければならぬような企業体質じゃ困るじゃないですか。したがって、資本自由化のために体質改善、したがって租税特別措置をどんどん続ける、強化しろということでは、これはもう政策目的の何もないと思ひます。そういう点については、大蔵大臣いかが考えますか。

○水田国務大臣 それは、租税の特別措置だけはこの自由化に対処しようというふうな考えは持っております。

○広沢(賢)委員 そうすると、大蔵大臣は非常にいい答弁をされました。つまり、租税特別措置だけでもって資本自由化に対処しようとは思われないという、やはりここで政策目的のために、租税の負担の不公平、国民が政治に不信を起すようなそういう形での大きな租税特別措置などは資本自由化のためにとらない、幾ら財界やその他の要求があつてもやらぬということに解釈してよろしいですか。そういう方向に持っていきたいということですか。

○水田国務大臣 これは産業の業種が非常に多うございまして、いま審議会ですべてありますが、自由化の一応のプログラムをきめる、こういうことになりまふと、これに基づいて、今度は通産省のほうに設けられております産業構造審議会のほうで個々の対処策を考へるということになっておりますので、その過程において業種の実情が全部違いますので、対策もおのずから違ふものがこれから出てくると思ひます。

○広沢(賢)委員 そうすると、資本自由化についてのいろいろの対策というのを、大蔵省と通産省で御相談なすつておられると思ひますが、私がいろいろ資料を見ますと、鉄鋼、造船などは技術も世界一、それから優遇措置も相当やられておられる。巨大な産業であるから、自由化には耐え得られる。Aクラス、ところが中小企業、中企業、これは自由化に対しては相当警戒しないと、裏口からも攻略されるということをよく言われておりますから、大体これは常識だと思ひますが、そうしますと、やはり資本自由化に対しては財界の中の大きな国家の助成措置を年がら年じゅう受けている造船それから鉄鋼などはむしろ必要なくて、中小企業こそ、中小企業にこそ必要である、こういうふうな方向と考へてよろしゅうございませうか。

○水田国務大臣 これはいさすでもうそうなっております。昨年来とった特別措置は、ほとんど中小企業に関するものが特別措置としては一番多いということでもおわかりだと思ひますが、その自由化に対処するためには中小企業への合理化投資というものがもっと進まなければならぬ。そういうものを中心とした金融政策、税金の政策というものはこれから当然重点を置いて考へられると思ひますが、すでに過去のいろいろな措置によりまして国際競争力に耐える産業になってきています。という部門についての強化策というものは、これから少なくて済むのではないかとこのように考へております。

○広沢(賢)委員 それは非常にいい方向だと私は思ひます。大企業というのはもうすでに鉄鋼はいま過熱でもって自主調整がほとんどできていないという段階でございませうし、それをどういうふうにしてやるか、これから御質問したいと思ひますが、その際に、鉄鋼などが、私は大蔵大臣と

ちよつと意見が違ふのは、相当手厚い保護がまだ続けられてゐるのではないか。造船にしてもそれから鉄にしても、具体的に例を一つあげます。たとへば鉄でございすが、財政投融資でこの前私は質問したら、大蔵省の銀行局長のほうはそつけない答弁で逃げてしまひましたが、財政投融資で六分五厘の安い利子です。開発銀行から鉄にどのくらい融資が行なわれておるか、大蔵大臣御存じですか。

○高島政府委員 ただいまお尋ねの、鉄鋼に對して開発銀行からの融資があるかということですが、これはいま問題になっております普通鋼の分野、大手六社に關しましては、開発銀行からの融資はございせん。

○広沢(實)委員 開発銀行から融資がないのですか。開発銀行に融資残高というのがありますね。その中にちゃんと書いてありますね。

○高島政府委員 その書類の中身でございすが、私の想像でございすが、開発銀行から普通鋼には出ておりませんが、特殊鋼という特別の分野がございします。これは、いわば中堅企業と申しますか、普通世間に喧伝されております八幡とか、そういうところと離れまして、機械の素材になる、たとえばモリブデンとかタングステンとかマンガンとか、そういうものを使ひましてやつておる特殊鋼業者というものがございします。この業種が非常に体制が整備しておりますので、体制整備のために開発銀行から融資をいたしております。しかし、これもまだ六分五厘の特利には相なつておりません。

○広沢(實)委員 どのくらいの利子ですか。

○高島政府委員 一般金利、開発銀行の金利は現在八分二厘に相なつております。

○広沢(實)委員 そうすると、もう一つ造船も聞きたいのですが、鉄鋼業全体に對する租税の特別措置でどのくらい実額として利益になつてゐるか、特別減免措置で払わなくても済むものがありますか。資料は鉄鋼業全体、大手五社でもいいですよ。

○塩崎政府委員 資料は、先ほど申し上げましたように近く御提出申し上げたいと思ひます。特別償却のようにあとで取り戻すものがございしますし、同時に、もう一つ、輸出につきまして海外市場開拓準備金、これも準備金でございしますから……。

○広沢(實)委員 私が鉄鋼界のいろいろなものからとつたのでは、企業体質の改善で技術開発の促進、減価償却の計算の弾力化、輸出の振興とか開発の促進、景気調整機能の強化、それから交際費課税に關する特別措置の改正ということが鉄鋼業に關連するものとして考えられてゐますね。

〔藤井委員長代理退席、委員長着席〕これは私が大体計算したのでから、不正確だから控えておきますが、特別の融資とか、それから特別の大きな減免措置で相当の額ですね。たとえば四十一年度の三月末の私のいろいろな調べだと、開銀の貸し付け残高が百十八億ある、それから租税特別措置では同様に相当の利益があると思うのですが、それは私が言うよりそちらのほうが専門家だし、資料を持つてゐるのだから、私は正確を期して申しません。

でも一つの例をあげますと、たとえば八幡製鉄が有名な政治献金をやつてゐますね。八幡製鉄がその政治献金をしてゐる額、たとえばこういう問題についてお聞きしたいのですが、八幡製鉄の交際費はどのくらいか、通産省のほうで計算したとございしますか。まず第一にそれをお聞きします。

○高島政府委員 私のほうで調べたことはございせん。

○広沢(實)委員 八幡製鉄の交際費も調べないようで、それで特別の融資とか特別のいろいろの減免措置をやつていくんかというの、全く怠慢だと思ひます。私も聞いていたところでは十四億七千万円のぼろというのですよ。私から言うところ、数字をひっくり返すけれども、私はいろいろのものから調べた十四億七千万円、こんなに多額のお金ですよ。一つの会社ですよ。こういうこと

を十分つかみ切らなければ怠慢だと思ひますね。

その次に、今度は政治献金については、たとえば許容額というのがありますね。それはどういふように算定されるという基準はできてゐますが、八幡を一つ例にあげてもいいし、製鉄全部であつてもいいし、どのくらいになるのか。大蔵省のほうで、これは常識だと思ひますが、計算したことございしますか。

○塩崎政府委員 私どもは交際費、寄付金を調べたことございすが、これは業種別に出ております。個別の会社には出ておりませんので、業種別でなければ交際費の額につきまして申し上げたいと思ひます。

業種別に申し上げますと、昭和四十年でございすが、鉄鋼業におきまして交際費は十社で二十一億四千九百万円、一社当たり約二億一千四百万円ばかりになるかと思ひます。

○広沢(實)委員 そうすると、交際費だけで二十億一千万円あつて、その中で課税されてゐない部分が相当部分である、そうですね。

○塩崎政府委員 課税は、御案内のように四百万円プラス資本金の千分の二・五の合計額を差し引いた額の半分ということになっておりますので、非課税の部分があることは御指摘のとおりでございします。

○広沢(實)委員 交際費の非課税は、鉄がそういう状況です。そうすると、これだけでも中小企業にとつてはたいへんな額ですが、一社だけで八億でもって十四億、鉄全部で二十一億、したがつて、大蔵大臣が言われたように、今度の法案の中で中小企業向けの特別措置がだんだんとふえたりなんかするということはいかにして、基本的な大企業とは、やはり依然として一億円以上の資本金の会社の六〇％が主として大きく租税特別措置に恵まれてゐる、恩恵に浴しておるということがあるかと判断してよろしうございしますか。

○塩崎政府委員 数字にわたりますので、私からお答え申し上げます。

先般、当委員会の御要求によりまして、租税特別措置の大企業、中小企業向け傾斜の程度と申しますか、どの程度大企業にウエイトがかけれ、どの程度中小企業にウエイトがかけられてゐるか、こういう資料を三月に出したことがございします。租税特別措置全体で、四十一年度におきましては二千三百八十五億円でございすが、そのうちの企業向けの分は八百一億円でございします。そのうち大企業向けは三百六十四億円でございまして四五・四％、中小企業向けは四百三十七億円でございまして五四・六％、これから見ますと、五四・六％と中小企業にウエイトがかかつております。

なお、御指摘がございました交際費につきましては、交際費はそもそも本来は会社の売り上げを維持するための費用だと思ひます。これをむしろ否認するほうが特別措置といふふうには私も考へております。しかもまた、先ほど申し上げましたように、四百万円あるいは資本金の千分の二・五という基準で中小企業は大部分は許されておるわけでありまして、したがひまして、交際費の否認対象になつておりますのは大企業であります。その数は約二万八千と私どもは見えております。これをお考へになつていただければいいかと思ひます。

なお、法人税の税収の大企業、中小企業とのウエイトは、大体大企業の四千幾ら程度の法人が法人税一兆一千八百九十億円の法人税の約六割を納め、残りの七十万の法人が残り四〇％を納めてゐる、これによつて特別措置の減税割合と比較いたしますと、両者の関係は逆になつてゐることがおわかりになるかと思ひます。

○広沢(實)委員 いまの御意見に若干私のほうは異論があります。なぜならば、中小企業というのは、従業員数からいつても、それから中小企業の件数、会社の数からいつたらたいへんですが、従業員数からいつても、中小企業のはうが大企業より多いのです。したがつて、減免措置でもつて恩

恵に浴するものがあれば、それは当然中小企業が多いのはあたりまえなんです。だけれども、いまの数のとり方については、もう一回詳しく私のほうもやります。ちょっと解せない点が出ておりますから、その点、計算し直したり資料を新しく私どもも要求してやりますが、全体として法人税の中の実費は費用であると言われども、私は費用とは思いません。

どうしてかという、一つの例を申し上げます。これは大蔵大臣にお聞きしたいのですが、政治献金の問題です。たとえていえば、大体政治献金は交際費の中からも出る場合があると、いろいろのものに書いてあります。同時に、政治献金については、政治献金すれば税金がかからない額というの、御承知のとおりあります。——時間がとんどん過ぎちゃったそうですから、簡単に聞きます。

今度選挙制度審議会の答申で、たとえば「国または公共企業体と請負その他の利益を伴う契約」云々「および特定の政府関係金融機関から融資を受けているもの」の寄付の制限ということがありますが、たとえば租税特別措置で、法人税でも、先ほど言ったとおり、いろいろ恩恵に浴しているものが一ぱいあります。そういうことについて、租税のほうでは、政治献金をすれば税金はかからない。その計算方法は、大蔵大臣がよく御承知のとおりです。そうすると、税金がかからないからそれだけ早く落とすというところ、また、税金が政治献金を奨励して落とすというところ、交際費と同じように、これは大きな会社ですが、交際費は、たとえばどんちん騒ぎをして——この間も議論になりましたが、会社の費用でいろいろと飲んだりいろいろ遊んだりしているところについて、そればかりではないと大蔵大臣は言われたけれども、交際費というのは、税金で非課税部分は早く経費から落とすというので奨励する。同時に、政治献金にしまえば、その点は税金がかからないし、減税とか融資の点でいろいろと特別の措置にあずかるからというの

で、それをやるということになるのです。そういうことがいま国民の疑惑的になっているのです。

それから、政治資金規正法の重要な課題になっていると思うのですが、大蔵大臣はこの問題についてどういうふうにお考えになりますか。たとえば融資をする、当然重要な産業にはこれだけの融資をするのだ、当然だと思っているのに、野党はいろいろのことを言うし、新聞はいろいろのことを書き立てる。租税特別措置についても同じである。それでは、そういうものと全然関係がないということをはっきりさせるためにどういうような措置をお考えになっていきますか。大体、大蔵大臣は、政治資金規正法が成立するかどうかと言われているけれども、これについて成立したほうがいいと考えているのですか。それとも、自民党の大勢が、政治資金規正法は見送ったほうがいいといういろいろな意見があります。大蔵大臣はどうお考えになりますか。

○水田国務大臣 私、公の考えと個人の考えと、二つ持っておるのですが、個人の考えを言いますと——これは個人ですが、政治献金なんというものが、こういう法律の問題としてこういう形で取り上げることがいかどうかということについては、やはり再検討する必要があるというふうには私は思っています。しかし、政府としての立場は、この問題をどう扱ったらいいかということ、政府の審議会に諮問して、審議会のこれに対する答申が出てきました。答申は尊重して、そのとおりに措置するというのが政府の立場でございますので、一応、いま出された答申案を基礎にして、政治資金規正法は今国会に提出してこれを通過させるということがいいというふうにお考えでございます。

○広沢(賢)委員 私は、政治資金規正法はどうしても通すということが、黒い霧の批判を受けた、それをきいてした国会の初めの仕事として重要だと思いますが、同時に、この租税特別措置について、やはりしっかりした、国民の疑惑を招かない

ような強い態度をだんだんとつけていく、なくしていくという方向に行くという税制調査会の方針も強く尊重する方向を政府が率先して出すということが、疑惑を晴らす、非常に大きな政治への国民の不信を晴らす大きなことになると考えます。

そこで、最後にもう一つお伺いします。たとえば鉄鋼ですが、鉄鋼の自主調整というのが非常に難関に達着しています。新聞を見ても、鉄鋼調整はお互いに譲り合ってやらない、これは結局、日本の財界のトップクラスの人たちが自分の利益にとらわれ過ぎて経済全体を忘れてしまっている、それで、鉄鋼の調整が一つつかないと、それが全産業に与える影響は今後大きい——この問題が質問したとおり、八千万トンにも粗鋼生産力が達した場合には、今後景気の変動のときにはたいへんなことになるということが書かれてあります。これは毎日新聞。その他の新聞も全部同じですが、自主調整は絶望的である、幾ら政府が、お互いに譲り合えとか、妥協案を示して説得するとかいったって聞きはしない、全部ガリガリな鉄鋼業者がみんな競争してやっているわけですから。これも資本自由化に備えて、体質強化という非常にりっぱな名前がついているけれども、今後その成り行きが危ぶまれている。これについて、たとえば、互譲やあつせんや説得でなくて、強い態度を政府がとって、これは日本の一番基幹産業ですから、この鉄鋼の計画的な生産を進めていくということについては何か成案が、おありになりますか。大蔵大臣としてはどうお考えになりますか。

○水田国務大臣 いま、この自主調整がもう絶望だというふうなお話でございましたが、これについていっきさつを一応政府委員から説明いたします。

○高橋政府委員 ただいま自主調整につきまして絶望であるということがいろいろ言われておりますが、現在の民間業界相互の自主調整といいますが、大手六社の間の話し合いが非常に難行していることは事実でございます。ただ、その場で言っ

ておりますことは、自分だけの話し合いではこれはなかなか打開がむずかしいが、鉄鋼部会には他に中立委員というものもございますので、そういうグループのほうから何かのアドバイスを受けたい、そうすることによって、やはり自主調整でこの問題をまとめた、こういう御要求が現在出てまいっております。それで、中立委員の諸氏はおそろく近々のうちにこれに對していかなる態度をとるかということ、集まりを持って検討をされ、その様子いかによりましては、ある程度あつせん等の労をとるのにもやぶさかではないと思いますが、これはしかしあつせんをいたす義務があることでも何でもございせん。事実上の関係でございせんので、よくその実態を聞いて腹をきめるという段階にございせん。

したがって、いろいろと外から見まして、これは絶望的であるという客観的な第三者的な見方はございせんが、やっておる本人としては、難行はしておるけれども、何とかやはりその形でもとめたい、こういう意欲をまだ捨てていないという段階にあるわけにございせん。

○広沢(賢)委員 努力してやらなければ、それはたいへんなことになると思うのです。やはりお互いに私企業同士でただ単なる紳士的な相談をしたり、中立委員がいろいろ持っていたり何かするというのは、一種の大もうけしようと思つてガリガリになつていっている人たちに對して、一生懸命道徳論で説得するようなものでして、そんなものはなかなか成功しないと思つて、一ついい手があると思うのです。

それは、開発銀行、輸出入銀行は輸出奨励ですが、これが鉄鋼に特別に融資をしてやる、もしくは租税特別措置で先ほど言つたいろいろな優遇措置が講じられて、こういうたいへんな巨額な優遇措置が講じられていることに、少し締め。これを切るぞ、これを切るぞというふうなことを言っておくせば——おどかしそのところは、非常に損得にたけた資本家

の方々ですから、すぐ応急措置を講じて、それじゃこうしよう、ああしようということになると思うのです。実際、中小企業にはいろいろと行政官庁は中央でそういうことをおやりになっておる。先ほど大蔵大臣が、租税の方向を、中小企業を優遇するように持っていきたいということを言われておるやききですから、私は、大企業に対して、特に財界に対して、自民党政府に圧力をかけるようなふうな新聞で報じられておるような、こういう財界に対して、そのくらしい強いものを自民党政府、大蔵大臣、通産大臣はお持ちになるほうが、経済行政はやりいいんじゃないかと思ひます。

したがって、租税特別措置についても何かそういうことをくふうされて、財界を少しおどかす、計画生産ができなければこういうことをするといふような措置はお考えになるでしょうか。何かございいますか。大蔵大臣に御答弁願ひます。

○水田国務大臣 自由主義経済でございますから、干渉できない点ではないというかわりに、現実の問題としては、行政府は、行政指導というふうな形で、けっこうすれすれなところまでのいふような行政を時に応じてはやっておりますので、この点は適当に行政指導権を活用するというよりほかはないと思ひます。

○広沢委員 私の質問は時間がないのですが、私がいままでがんだらなって質問して、おどかすとか言つたのは、結局これは租税制度の負担の公平性というのをやはり貫いていかなければ、これが中心にならなければ、国民の納税意識がなくなるし、ほんとうに国を愛する気持ちにはならぬから、それを第一にすることだつたのですが、大蔵大臣は非常に前進した答弁をされたわけですが、特に私が財界を目標にしたというのは、今度の政治資金の問題といふ、その他の問題といふ、財界と、それから財政投融資並びに租税特別措置の関係、それから政治献金の関係が一番疑惑的になっておるし、まだ納得しない人がずいぶんおるからであります。

したかつて、最後に私が提案しましたのは、租税特別措置その他でもって、財界に対してきつとやわめるきめ手を通産省でも大蔵省でもお持ちになるということでありました。それから、与野党が一致してそういうものを国会で定めるということですね。あまり行き過ぎて、景気過熱とかなんとかいって、政府の言うことも聞かないようだったら、そういうことをしたら、国会にも覚悟がある、通産省にも大蔵省にも覚悟があるということをやすることは、企業の自主性とか、自由経済の原則をくずすものと思ひません。第一、現在の経済に対しては、国家独占資本といわれるとおり、国家の優遇措置が非常に大きいのですから、財界に対してそのくらしいきめ手を持たなければならぬと思ひます。そのきめ手をお互いに相談して、経済行政を景気過熱にならないように、財界ばかり大もうけしないようにすることは非常に重要なことではないかと私は思ひます。したがって、租税特別措置を今後やめていくのだという問題について一歩前進したと思ひますが、私は、今度また、さらに法人税、所得税の公平性という点からいって、もう一回機会があったら御質問いたしたいと思ひます。

以上で終わります。

○内田委員長 横山利秋君。

○横山委員 私は、きょうは少し次元の低いといひますが、ことばをかえて言ひますと、いまだうしても大臣の耳に入れてくれというところが庶民的にたぐさん言われております問題に限定をいたしまして、なるべく短時間の間に御答をいたしたいと思ひます。次元が低いとはいひませんが、これは野党の代議士として、できもしないことをいまこの段階で、しかも法案審議の最中で、もうじき上がるか上がらぬかという段階で言ひませんから、そのつもりで、大臣に六つばかり、むしろ注文でありますが、お答えを願ひたいのであります。

第一は、来年の税制改正についてであります。来年のことについては、税制調査会もあるであ

りまして、まだ大臣としては御答がないのが普通であります。すでに参議院であります。地方税について言及をされました。なるほどこれはもつともな大臣の意見であると私は思つたわけでありました。しかし、地方税に言及されるならば、国税の中にも大臣の御意見があるはずでありますから、その意味で、国税の中で、間接税についての大臣の御意見を伺ひたいが、時間の関係上私の意見を、二申し上げたいと思ひるのであります。

私も、この課税最低限をすみやかに百万円にすることを要望いたしておるのであります。特に間接税は直接税ばかりではございません。特に間接税の中において、歴代の総理大臣並びに大蔵大臣が芸術関係者に常に言つておられるのが入場税であります。あれほど芸術関係者のごきげんをとつていらつしやるのであるから、入場税は、少なくとももうこの段階においては改正につとめられるのが普通ではないかと私は思つております。

御存じのように、入場税はここ十数年の間に、国税と地方税の間を行ったり来たりいたしました。税率もまた段階的税率から現行の一〇〇%の税率になりましたし、あるいはまた、映画となまものとの区別があつたときと、それから今日のように入場税が一〇〇%という幾多の変遷を遂げてまいりました。今日の入場税が一〇〇%ということ

で、きわめて簡素化されたような感じはいたしません。この、これまた恒久不変のものではないわけでありました。しかも、最近の入場の状況を、私も質問にあたって精査をいたしてまいりましたけれども、入場人員はまさに激減をいたしております。税率としては、入場料が高くなつたのでありますから税率はむしろふえておるわけでありまして、このような最近数年間の非常な入場税の実態が変化をいたしておるときでありますから、私は、まず第一に、私の意見として、積年、前にありました再生産のきくものと再生産のきかないもの、つまり全体的な入場税を下げることでなければ、なまものとしておるわけでありまして

が、演劇とか演芸とか音楽とかというようなものにについては再生産がきかないのでありますから、その点については考慮をする必要があるのではないかと。全般的な入場税を下げるか、あるいはまた、なまものに限り、前のときと同じように、実情を考慮して是正をする必要がありはしないか。また、第三番目には、いま課税最低限が、たしか三十円でありまして、三十円の課税最低限というものは、まさに無用といつてもいいくらいであります。なるほど、さげれば三十円の課税最低限のものもあるかもしれませんが、実際問題として、児童演劇を例に引いてみましても、まさにその三十円では実効が一切ないのでありますから、この際、明年の入場税に限り、あるいはまた、同じような問題が物品税にもあるわけでありまして、間接税についての大臣の御意見を一度聞きたいと思つておるわけでありました。

○水田国務大臣 間接税につきましては、私もいろいろ意見を持っておりますが、これは、ここで言ひ出すと一、二時間かかりそうでございますから、これはまたあとから自分の考えについてゆっくり述べてみたいと思つております。

さしあたり、ただいまの御質問でございますが、昭和三十七年の税制改正をやつたときにこの入場税の問題を扱いました。あのときは消費税課税物品とのバランスをとりながら、負担の——あのときは大幅の減税でございましたが、大幅の軽減をはかつて今日まできておりますが、問題は、やはり他の所得税の減税要望が非常に強いときでございます。これらとのバランスの関係でいまの入場税がどういふ立場にあるかということであるよりほかはかたがたないと思ひますが、私は、この税金をやはりもう一べん検討したいと思つておりますので、少し勉強させていただきたいと思ひます。

○横山委員 御検討くださるようでありますが、海外の例を引いておるひまはございませんけれども、海外におきましては、補助金を出すか、あるいは免税点を高くするか、あるいは税率を思い切つ

て軽減するかの方法が芸術擁護として行なわれておるし、わが国におきましても、国立劇場が建設をされました。国立劇場を建設いたしましたときには、日本古来の芸能を保護するという特殊なものの考え方があったわけでありました。国立劇場で映画をするというところはございせんので——あそこは免税でありますね。その観点があるならば、一体、今日のなまものにつきましても、当然税率が違つていいのではないか、こういうふうには思うのでございます。国立劇場でも、国立劇場が主催をいたしますときには無税であります、同じ芸能を国立劇場を借りて業界がいたしましたときには課税されるわけです。これは非常におかしな話であります。ですから、国立劇場をつくつて、あれだけ多大の資本投下をして古来の芸能を守るといふのであるならば、国立劇場で通常行なわれるものの入場税については、どうしても国策上も段落をつけていいではないか、こう思つておるわけでありました。いま大臣が検討するといふ話でありますから、ひとつ、主税局長もその線に沿つて、あなたの意見を聞きたい。

○塩崎政府委員 私どもも大臣の仰せのごとく検討したいと思ひます。

ただ、大臣も申されましたように、所得税の減税、これとの兼ね合いでどういふふうに行つていくか、その観点だけで一つむずかしい問題に逢着すると思つておりますが、なお、いま過去の経験から見まして、再生産のきかないなまもの、演劇等につきましても、御要望の強いことも存じております。それから免税点につきましても、特に臨時開催の興行の免税点、これらにつきましても、はたして三十円がいいかどうか、これらにつきましても、十分に検討をいたしてまいりたいと思つております。

○横山委員 その次には、大臣に一つの手紙を御紹介いたします。これは女の人——女の人といふとおかしいのですが、御婦人が突如として私の部屋を訪れてまいりまして、そして、これを見てくれ——印刷物ではありますけれども、十分意を

尽くしておりますから、この手紙を朗読をいたします。これは私も自身、つまり大蔵委員自身にも責任のあることでありますから、決して大臣だけに何とかしろと言つておるつもりはございせんが、ひとつお聞きを願ひます。「計理士の既得権回復のため」というテーマであります。

拜 啓

ものみな希望に萌える初夏、木々の若々しい青葉にそむいて、公認会計士特例試験制度の廃止、計理士資格の打ち切りと、私共、取り残された家庭には、誠に暗い空気が漂つております。想えば、十数年の歳月を費して去る。昭和三十一年六月、特例試験制度を獲得し、研鑽によつて永年の希望が叶えられると主人達の晴れ晴れした笑顔も、あれから二年半、五回の試験は瞬く間に終つてしまいました。

この間主人達のあらゆる悪条件を克服しつつ、只一途に試験に取組む努力の姿は、私共家族でなければ、到底眞の理解はでき得ませんし、同じような実状を体験された皆様に、今さら申し上げるまでもございせん。現状は、特例試験制度の終了と共に、約一、四〇〇名の現業の先生方が、計理士の資格を奪われました。

このため、計理士として、今まで行つて来た店頭売買銘柄会社の監査をはじめ、投資育成会社関係、各種組合の監査、裁判所等の鑑定、及び計理士であるゆえの学校法人、PTA、社団、財団法人等の監査、組織変更の際の監査証明業務等広範囲の業務を失うことになり、ひいては私共家族の生活さえ脅かされる結果となりました。

今日、計理士会に残された会員の既得権の回復と、公認会計士への移行を目標に、制度改善の運動に突入いたしました。

おそらく歴史的経緯からみて、たとえ運動が長期化するに過ぎないとしてもこれが最後の改善の機会ではないかと予測されております。

云々として、この奥さんが発起人となって、なくなった計理士の奥さんの皆さんに運動をしていら

れるのであります。私も大蔵委員の一人といたしまして、この計理士については特例試験を五回行ない、そして終わったあとは計理士がなくなるといふ審議に参加をいたしました者として、いささか責任を感じておるのであります。

ただ、私もいささか感覚的に認識不足の点があったと思ひますのは、ここにありますように、店頭売買銘柄会社の監査をはじめ、労働組合からPTAから、あるいは裁判所等の鑑定というような業務一切が四月一日からできなくなつた。もちろん、税理士になつていらつしやる方は、税理士業務としての収入があるが、単独計理士についてもそうでございますし、税理士をやつておられる方でも、この面の収入というものは一切四月一日からなくなつたといふことは、実は私自身にとつても心に残ることなのであります。自分が審議に参加しておいてこういうことを言つてはいけません、既得権といふものが、それをこゝまで剥奪をした結果につきまして、この中のことを言うとき、私も心中じくじたるものがあります。しかしながら、いまそれでは、国会であれだけの決議、あれだけの審議をさらに白紙に返す——白紙には返りませんけれども、もう一度特例試験をここでやるか、もう一度特例試験を復活するかといふことになりまして、じくじたる私でも、この国会の権威とか従来の行きがかりとかいふものがありまして、なかなか、実は私も率直に言へば、よしというところまではまだ結論に到達をしていない。しかしながら、この訴えの中で、政府側もそうでありまして、私も、どうも心中じくじたる気持ちがある。これだけの収入が——四月一日から一切おまえはやつてはならぬ、やつたら違法である、法律違反であるというて、一切のこれらに関する収入を剥奪してしまつたといふことについて、私は心中じくじたるものがあるのであります。

大臣に、この種の質問を通告しておかれたのでありますから御存じだと思ひますが、率直に、一

体これはどうお考えになるだろうか、私も責任があるけれども、政府側としてもこれでいいものかどうかという点について御意見が伺いたい。

○水田国務大臣 この問題はもう御承知のように、公認会計士と計理士との長い間の問題でございまして、そこで先般、特例試験というふうなことで、ようやくこの問題に終止符を打つということになりまして、こういう制度がとられたということ、この国会におきましても、そういう形で解決してもいいが、これがまた二度する時期が延長されるようなことでは困る、今度の措置をもつてこれで一切延長の措置はとらないという希望をつけられて通つた措置でございまして、その期限が来た。したがって、これを一応ここで打ち切るといふのがやはり本筋でございまして、個人個人の事情を見ますといふ同僚すべきことがあることは、私も陳情を受けて承知しておりますが、やはり制度の問題としては、ここで一応ピリオドを打つといふことをする以外には方法がないのじゃないかと私は考えております。

○横山委員 だから、でき得るならば、ここまではつきりしためどをつけるというところは避けたいと思つておるのであります。ただ大臣、いまあなたのおっしゃるやうに、何を一体制度としてはおっしゃつておられるのか私にはわからないのであります。制度といふのは、二つあるわけですね。一つは特例試験の制度であり、もう一つは計理士としての制度であります。私もいま率直に言ひましたように、私もにも責任があるのだから、この全部の復活といふことは、別な意味でじくじたる気持ちがあるけれども、しかし、この種の店頭売買銘柄の監査をはじめ、たくさん仕事をやつてきたことを、一切やつてはならぬ、その収入は四月一日から一切ストップだといふ点と、それから、いままで長年やつてきたこのキャリアといふものを全然これから認めぬといふことについて、私は何らかの別な角度がありはしないかという気がするわけですよ。その辺の御検討を一度願ひたい。私どもにも責任があるけれども、ひとつ御検討が願

いたい、こういうわけでありませう。あなたがこゝではっきり言われるとなんですから、検討する余地があるかどうかを検討するかはともかくとして、私が自分の反省として申し上げることをもう一ぺん言わせてもらいます。

とにかく、四月一日からいままでもやってきた仕事は一切してはならぬ、その収入は一切ゼロであるという点について、国会の決議とか何とかという前に、一体、そういうことがわれわれに許されたことであるかどうかという点について、いままでも私は言及をしておるのです。しかし、それがきまったことであるからというならば、全然別な角度で検討の余地がないかどうかという意味であります。

○加治木政府委員 この善後措置について検討の余地があるかどうかということ、事務局ではとうてい答弁できない問題なのでございますが、まだ大臣とももちろん相談いたしておりません。

しかし、御承知のように、この間の附帯決議には二つの事項が含まれておるわけでございます。一つは、特例試験を二度と延長しないということと、もう一つは、会計制度を公認会計士という制度に統一する、計理士制度はやめるべきである、その結果、いまおっしゃる通りに、個々の人にとっては非常にお気の毒な人が出るわけでございます。しかし、大部分を見れば、今度最後に試験を受けた人で不合格になった人が六百人以上いるわけでございますが、そのうち税理士資格もないし、また第三次の公認会計士の受験資格もない、いずれの資格もない人が九名ございます。もちろん、公認会計士になる意思を持っていた人のすべてが最後の試験を受けたかどうかかわりませんけれども、大部分の人はその最後の試験をおそらく受験なさったと思います。その不合格者の内容を見ますと、いづれにしましても、わずかなでありますけれども、非常にお気の毒な人がおられることは間違いないのであります。しかし、これを別途な形でというのは、会計制度については、計理士制度を廃止して、公認会計士制度に統一す

べきだ、それを前提として特例試験を受けさせようじゃないか、しかも、それは延長すべきじゃない、こういう経過になっておりますので、いままでも何らかの善後措置について検討の余地があるかどうかという点は、事務局としては名案を持合せておりませんし、もちろん、大臣以上はまた相談をいたしておりませんので、これ以上、ちょっと私の場で御期待に沿うような御返事がいたしかねる、こういうことでございませう。

○横山委員 だから、理屈で押せばそういうことになりませう。けれども、私がよく言っておるように、そういう取りきめをしたままの既得権を全部剥奪するあり方というものが、私どもにも責任があるけれども、私の把握している数字はあなたの方で数字とはちよつと違ふのです。そういうことについて、一体、やってよかつたか悪かつたか、合法であるか非合法であるか、憲法上正しいかどうかという問題が残るけれども、それを言うやうな問題がある。だから、そういうことを言う以外に、一度白紙の立場で今日の状況を精査し、そして出発点に返つて一度再検討してみたらどうかと、こう言っておるわけでありませうから、大臣ひとつ、ニュアンスに富んだ御感想をいたされたらと思ひます。

○水田国務大臣 これは長い間の懸案によりやうな措置をとつてケリをつけようということ、国会の意思もいままでも明瞭であつたためにそのように私も措置してきたということでございます。ここで、こゝでわれわれがいままでもこの制度についてまた再検討するとか何とかいふことは、ちよつと私の口からは言いかねる問題でございます。私は、ではこれを延長していったらどうか、それは六百人がみんな試験に受かるまでという意味ではないと思ひますが、そうなるとうけじめがつかなくなると思ひます。

○横山委員 そういう意味で言っているのじゃないのですよ。

○水田国務大臣 しかし、これは今日のこういう気の毒な人が一時出るということ予想されての措置でありませうので、この措置をさらにまたこゝで延長するということは……。

○横山委員 延長とは言っていないのです。委員長、もう一ぺん。非常にデリケートなお伺いをしているのですから、まあ、もし御答弁がむずかしければ、次回までにおわかつ十分に――まだ大臣の事情が十分におわかりになっていないから、そばで牽制されると、うかつなことを言っているかぬというやうなお気持ちがあるやうでありますから、事情を十分検討して、適当な機会に御見解を伺うということにしてはいかかでございますか。

○加治木政府委員 実は、この間の事情は大臣御自身もよく御承知でございますし、われわれも十分に説明いたしたつもりでございます。牽強附会な御返事を申し上げていようなつもりは毛頭ないのでございませうけれども、ただいま先生から御提出になつた問題は、この特例試験制度を始めるときにすでにあつた問題でございます。それに對してまたあやうい結論を出しまして、政府としてまたその趣旨に沿つて努力するというはつきりした答弁もいたしておりましたので、政府がこの段階において、当初からありました問題について違つた態度をとるといふことは、私どもいささかできかねる問題じゃないか、こういう意味でお返事申し上げているつもりでございます。個々に非常にお気の毒な人がいるということは、私自身もよく承知いたしております。

○横山委員 どうも誤解があるやうですが、私が申し上げているのは、全面的に復活をしろうというところまでは言っていないので、いろいろの方法がある。いろいろの方法を、いままでの行き方がかゝりかたで問題であるなら、別な角度でやる方法もあると思つてゐるのです。だから、そういう点でかゝるに、本問題についていささかも考慮の余地なしというのを言われると、それじゃなんだ、いろいろの問題があるじゃないかといふことを言いたくなるのだが、私どもにも責任があるのだから、政府側としても、いままでの行きがかりとい

いますか、いままでの経緯は経緯としてお互いに了承せざるを得ぬ、いろいろのことを言つたつて、了承せざるを得ぬ。その次元とはまた別な立場でこの種の訴えに耳をかして、そして、別な角度で検討する方法はないものかといふことを検討してもらいたいといふことを言つてゐるのであります。

○加治木政府委員 私もそのつもりでお聞きいたしております。単純に再延長すべきだといふことを御主張なさつてゐると思つておられません。われわれもいろいろ実は検討いたしたつもりであります。しかし、この経緯に少なくとも低触しない範囲で何か名案があるかといふことを考えなければならぬといふと、名案の持ち合わせがないといふことでございます。

○横山委員 あつたらどうしますか。

○加治木政府委員 私、現在の段階では持ち合わせございません。

○横山委員 大臣、ああいう人の言うことを聞いておつたら、何かにつけて話が進まないのだな。だから、いま頭が悪いもので名案がないとおっしゃる。頭のいい人は中にはあるのですから、名案が出たら、大臣も、それじゃひとつ一ぺん検討するといふことをお答え願へば次の質問に進むのでございませうが、どうでございませう。

○水田国務大臣 横山さんもいささつを御存じでございませうので、こういう問題をこゝで持ち出して回答を求めるといふのは熱くない問題だと思ひます。ゆつくり、お互いに別の場所の研究することがよろこばしいましよう。この場所の問題にするのは熱しておりません。

○横山委員 大臣はやっぱり政治家です。役人とは違ひますな。

それでは、次に移ります。

これは大臣の御意見を伺いたい問題ですが、私、法務委員並びに交通関係者として例の反則金の問題ですね。あれは国税として、国の財政収入としていままでも入つてきた膨大な交通違反の罰金を、今度は交通巡査が一ぺんに自分でとにかく処

理ができるという案がいまどんどんできていき
そうである。交通巡査がそこで裁判官の役割りま
でしてよろしいということである。しかも
それは、話を聞きますと、地方財政のほうへ目
的税的に回すというのであります。交通関係の交
通安全防止のために財源を大量に投下すべきであ
ることは、私も全く賛成なものであります。一つ
には、法務行政の立場から申しますと、一体、そ
ういふものを検察官と裁判官とがごっちゃになっ
て、警察官が、おいこれは一万円だ、これは五千
円だというて、ぼんぼんと警察官でありながら検
察官の役割りを、同時に裁判官の役割りまでさせ
ることについていかかと思ひし、それからまた
同時に、それが目的税的な方向になるということ
について、税理論上いかかと思ひし、これは大
蔵大臣が交通事故防止のための財源を渡っている
からこんな妙な案まで出てくるのではないかと、こ
う思ひわけです。はたせるかな、最高裁判所長官
横田さんは、この案に対して、裁判機構と検
察機構とを混同するおそれがあるという意見まで
出しておられるのであります。大臣の御意見を
伺いたいのではありません。

○岩尾政府委員 反則金につきましては、その法的
性格からいいますと、どうもいろいろ裁判との関
係もあるもので、こういう制度自体がおかしいの
ではないかという御質問と、それから、こういうも
のを目的財源に使うというのは、順法意識から
いってもおかしいのではないかと御主張だと思
います。

元来、反則金制度は、詳しく申し上げますと、
今回とうとうとしておりますのは軽微な反則を犯し
ました者に対して、警察官が、これだけの反
則金を納入すれば公訴はしないということ、実
際上反則をした人は、その通告を受けて、その反
則金を納めるかどうかは任意でございます。納
めなければ公訴は継続いたしまして普通の裁判に
乗っていくわけでございます。そういう制度でござ
いますから、その意味からいっても、警察官が
裁判官の役割りをやっておるわけではございませ

んで、かりに罰金を納めなければ裁判は受けれる
わけでございます。そういう制度でございます。
まあ、態様といたしまして非常に軽微な犯罪を
対象としております。

それから目的財源に使うこととございます
けれども、私も目的財源というふうには考
えておらないのでございます。現在、閣議決定
いたしまして国会のほうに提出されることと思
いますが、その内容は、国の収入に入りまし
て、当分の間、国は現在の交通安全対策の重要
性にかんがみて、その全額を地方公共団体の行
う交通安全施設に充当しようということとござ
います。本来は一般財源として国に入ってくる
し、しかし、こういう情勢であるので、交通安全
の充実をはかるために使おう、こういう趣旨で
ございまして、目的財源というふうにはござ
いまして、目的財源といたしましてはござい
ません。

○横山委員 あなたは少し形式論だが、まずあな
たの意見の矛盾は、警察官が一万円だあるいは五
千円だというふうな課税したものは、これはそこ
で警察官が裁判官の役割りをするわけ
です。異議がなければいい。それで、そういう
ことになる。事実上警察官が裁判官の役割り
をするのです。それに対して異議ある者にはその後
公訴ができるというのでありますから、これは明
かに警察官の職務執行法から拡大をされていく
のではないかと。

それから、警察官に金を払った、反則金を払
た者は前科にならない。警察官に金を払った者は
前科にならないのです。金を払わないで上まで
行った者は前科になる。御存じでしょうか。

○岩尾政府委員 上までまいりました前科になる
かどうかは、裁判の結果だと思ひます。

○横山委員 一万円払わなければならぬものが、
かりに事実上とした。それはもうだれが見ても一
万円だとする。一万円警察官にそこで払ったま
えは前科にならない。上まで行って一万円にな
ら前科になる。そういう事実は御存じですか。

○岩尾政府委員 その場合に、かりに駐車違反を
いたしまして、警察官は駐車違反だと判断をす

る、そこで一万円納めれば駐車違反としての公訴
はしない、前科にもならない。納めればですね。
しかし、もし納めないで、自分は駐車違反だと思
つておらぬということで裁判で争うんだという
つもりなら、公訴はできるわけでありまして、か
ら、決して前科にならない。

○横山委員 一万円と、上へ行ってきまれば前科
になる。負ければ……。

りませんか。しかも、それをどういうふうにお分
けになるつもりがかりませんけれども、もしもそ
の発生した県に、一億円発生したら一億円を渡す
ということになりましたら、これは明らかに実質
上目的財源ですね。そのところを多少ごまかし
ても、ある程度それにもたれてやるといふこと
になれば、これはまた目的財源です。私は、大蔵
大臣がこういう方法に御同意をなされたことにつ
いて、その政治的感覚を疑うわけでありま
す。本来、これは交通財源が足りないからと
出せということに、気前よく、気前よくとい
うか、重点を置いておられるならば、こんな理屈
は、こんな感覚はよく出てこないと思ひるわ
けです。何で大蔵大臣としてこういうような方式
に御同意をなされたのか。大蔵大臣が交通違反
で引っぱられることはないと思ひるのですが、交通
違反の現状というもののについて、もう少し御存
じにならないければこれはいけないんじゃないかと思
うのであります。大臣、どうですか。

○岩尾政府委員 負けなければ前科にはならない
わけです。

○横山委員 どうですか諸君。これはおわかりで
しょうか。一万円そこで持つていて、さつと出せ
ば前科にならない。そこで争うといたつて、事
実は同じですよ、あとになって一万円納めれば。
納めても前科になる。納めないといふことはい
ない、納めれば、同じ一万円で、金のあるやつは
得をし、金のないやつは前科がつくんですよ。そ
んなばかなことではない。これは大蔵委員会が本
審議すべきことではありませぬけれども、金のあ
るやつといたつて、そんな大きな金でないこと
は私も承知しておりますけれども、それでも、そ
の場合金を出せば前科にならない。あとで出せば
前科になる。(その場で払うわけじゃない)と呼
ぶ者あり)その場でなくとも、自分が応諾すれば
前科にならない。金を出さずことを認めれば、事
実は同じことなんですよ。これは駐車違反なり
何かやった事実は同じことだ。自分がそれに少
しでも異議を言え、ということにしまししょうか。
異議を言つて、上まで行って争えば前科になる。
(いままでどおりと呼ぶ者あり)いや、そう
じゃない金を出せば前科にならないんだから。

○水田国務大臣 大量に発生している道交法違反
事件の迅速な処理、合理的な処理ということをは
かるために、一定の違反行為に対する処理手続の
特例をつくりたい、この要望は、私も妥当な要望
であると考へます。こういう要望と結びついて、
実は、地方におきまして、特に府県でございま
す、これを簡素化することと結びついて、この財
源はこれを地方の財源としたいという要望が出て
きたのがこの法律案をつくる発端でございま
して、この間に処して、私もはおしやると思
ひ、これはなかなか、よくない。私もいい法律
であるといふふうには考へていません。

私はここでそういう法理論をやろうとは思わな
いんですけれども、しかしながら、これがその目
的財源であるかないかの判定については、あなた
は、一般財源にべん入るから、あとからそれと
見合ふ金を支出するから目的財源ではないと言
うだけども、あなたが言つておる通りに、実際
は同額の金を出すとということでしょう。事実上
これは目的財源だ。単に形式をてらっただけじゃあ

それなら、大蔵省が別にみんなが要求するだけ
の金を出してやればこの問題が解決するかとい
いますと、そうじゃなくて、それでもなおかつ、い
まの大量に発生しているこの違反事件に対する処
理は何かの形をしなければいかぬ、こういうこと
から、道交法違反者に対して、警察本部長が政令
に定める一定金額、この反則金の納付を通告し
て、その通告を受けた者が一定期日までにこれを

○横山委員　残念ながら、私は大臣と所見を異にいたしました。とにかく、同じ一つのことがあったのに、ある者は前科でなく、ある者は前科である。その基準は、文句を言わなければ前科にならない、文句を言ったら前科になるというようない傾向を呈しますことは、民主主義の上からいいたしても、これは非常に弊害といいますが、国民と警察官との間における民主的な風潮というものを阻害するおそれが多分にある。まあしかし、これは別な角度で議論していきますが、大蔵大臣もひとつ、法案をお取り上げになる場合には、自分の所管でないにいたしましても、選挙で出てこられた

この点につきましては、累次の国会におきまして、三公社の退職金家公務員等退職手当法によって、三公社の退職金を団体交渉とすることをえんじていないのであります。

○横山委員　それほどわかっておりながら、なぜ団体交渉の対象事項とすることに積極的でないんですか。

○増子政府委員　従来、私どもの承知しておりま

者を優遇する、あるいは若年労働者の離職を防止するといふ経済の変転に際して、民間企業の退職金のカーブの描き方はいろいろふうをこらしている。公共企業体三公社は、その意味におきまし

○横山委員 おことばではありますが、大臣のおっしゃるのには公務員制度の問題でしょう。これは三公社の問題なんです。公務員制度審議会は国家公務員の団体交渉を中心に議論をすればよろし

で、全部統一して検討したいということを申したわけでございます。

○横山委員 わかりました。あなたの御意見はわかりましたけれども、私の意見は違うのですよ。

す。現に地方ではこの問題が大問題になって、名古屋に影響を及ぼすわけであります。そんなばかなことは常識としてないと私は言うておるわけであ

支払いを受けた金額について税額を納めればよい、個人の場合は、延納という形をとりまして、税額は確定いたしますが、支払い時期に応じまして納めてよろしい、こういうことになっております。

しかし、問題は、先生のおっしゃいました延納しながら利子税を取るのはいか。地方団体の予算という一方的な事情によって支払いがおくれるのに利子税を取るのはいか。これは御意見と承りましたので、その点につきましましては、利子税を免除して利子税なくして支払い延期ができる、かようにいたしてございませう。

○横山委員 わかりました。どうもありがとうございます。

○内田委員 次は平林剛君。

○平林委員 きょう私は、時間の余裕があれば、所得税法、法人税法、相続税法、税制全般について大蔵大臣に御意見を承りたいと考えておつたわけでございませうけれども、諸般の事情からすべてを尽くすことはできずともありませんから、また次回適当なときに議論をしたいと考えております。

ときに、大蔵大臣、ことしは所得税法が施行されて八十周年、明治二十年三月にわが国に初めて所得税法ができて八十周年の記念すべき年なんです。私は、そういう意味からいいますと、所得税法施行八十周年記念の大減税をやるべき年である、こういうふうに考えておるわけであります。水田さん、幸いこの年に大蔵大臣をやっておられるわけでございませうから、そういう意味では、私は、ことし相当大減税をやれば、もう税制史上にもその名をとどろかすことになると思うのであります。せめてそういう意味で、本委員会におきましては、八十周年を記念して、所得税法、法人税法、すべての税法にわたって大論争を展開し、国民の期待にこたえるべきひとつの義務がある、画期的任務がある、私はかように考えておりますので、そういう意味では少し時間が足りないわけでありませう。

そういう意味で八十周年を顧みますと、このときわが国の免税点、いま問題になっておる課税最低限などは三百円、それから税率は一%から三%の五段階に分かれていた時代であります。同時に、納税人員は当時わずかに十二万人。それが

ら八十年来ちますと、いろいろな税制上の変革はありましたけれども、かなり時代というものを感ぜざるを得ません。それは、ことしの減税について、やれ一千億円の減税とか何とか、けたは非常に大きゅうございませうけれども、いろいろな時代における物価上昇その他を考えると、私は必ずしも現状は昔と比べましてよい時代とも言えませんが、昔はよい時代であったということが、かえって現在の心境でなければならぬと考えておるわけであります。

そこで、私もこれはこれから課税最低限の問題あるいは減税の規模の問題等、いろいろお尋ねしていきたいと思うのでありますが、まず最初に、この八十周年という年を迎えますと、お互いに、税に限りず金額が非常に大きくなつた。こうしたことから、どうも、ものの考え方、とらえ方というもの、何かすべて大きく見えちゃいまして、私は実際にそぐわないという感じがすると思つたのであります。たまたま昨日、十六日に、私のそういう気持ちを感ぜてか、感じてでないかわかりませんが、日本経済調査協議会というところから「円の国際的地位」と題する提言をまとめて発表されたのを読んだのでございませう。これは会長を佐藤喜一郎さんがやっておられるのであります。そこで、今日の円というものの国際的地位に關していろいろの問題につきましまして協議をされておつたらしく、その結論が出たので、政府並びに日銀当局に申し入れをするということが報告されております。私がきょう聞かんといたしたものは、前にも大蔵大臣の見解をお尋ねしたのですけれども、この円の国際的地位に關する幾つかの結論の中で、デノミネーションを実現すべき時期ではないかという提言につきましまして、大蔵大臣の見解を承りたいのであります。特に、ドルに對して三けたのレートが国際的な感覚から見ても円が弱く、この際、経済も相当安定の時期に入るとも思ふから、円のデノミネーションを、一般の誤解を解いて適当な機会に実施することが望まし

いというのが提言のようでございませう。私は、税制八十周年を迎えて、昔いまを顧みまして、この問題に限らず、国民のお金に對する考え方につきましても相當の隔たりがある今日、デノミネーションの実施につきましましては深い関心を寄せておるわけでございませう。今日、こういう提言があつた機会に、国民に与える影響も非常に大きいのでございませうから、大蔵大臣はどういうお考えを持っておるか、これにつきましましてこの機会にお聞かせをいただきたいと思ひます。

○水田國務大臣 日本経済調査協議会の報告、まだ私はこの報告を見ておりませんが、きょうの新開で拝見いたしました。このデノミネーションにつきましましては、前からいろいろ議論があつたところでもございませうが、やはり平価切り下げと混同するためのいろいろの混乱のおそれがあるために、これを実施する場合には、よほど前から国民に徹底させて、そうしてまた、国民の側からもこれを要望するといふ機運の出たときにこの問題を取り上げるのがいい。それまでは時期尚早であるといふことと同時に、これをやる必要があるのは、いいことではございませうが、時期が必要である。やはり経済が安定して、こういう問題を取り上げて国民生活に別に混乱を起こさないといふ時期を選ぶことが必要だといふようなことまではいろいろ議論されておりましたが、しかし、まだ緊急を要する問題としては取り上げておられませんが、したがって、政府の中でもまだこの検討をやつておるという段階ではございませうので、いまだどうしようという答えはできませんが、しかし、この日本経済調査協議会が正式に取り上げて、これを報告書に載せるといふことになりますと、今後、この問題を中心としてのいろいろな議論が起ると思ひますが、私は、これはやはりこれまで来た日本として、いつかはこれは取り上げ問題だと思つておりますが、問題は、やはり国民側がこれを望むといふようなところまで問題が来なければいい解決はできない。

これは四、五年前の話でございませうが、ある女の人へ、たいへんだ、何かこのデノミネーションといふものをやると貨幣価値が下がるそうだ、いま一万円の土地は百円になるそうだ、いまのうちに売らぬかと言つたら、それはたいへんだといつて、その人へ千円で売つたといふ、こういう詐欺事件まで出て問題になつたことがございませうが、こういうのは笑いごとじゃなくて、やはり平価切り下げとデノミネーションの関係といふものは、よほど国民層に周知させておかなければ軽々しく取り扱うことはできないと思ひますので、私も、この報告が出たのを機会に、これから慎重に検討していきたいといふふうに考えております。

○平林委員 デノミの問題につきましましては、平価切り下げとは全く違ふのでありまして、そういう意味では、もつと一般にも周知徹底させる必要があると思ひます。それからまた、こういう事態もこれを契機に起きてくると思ひますけれども、私も関心を寄せ、そうしてまた政府においても、そうしたことが国民経済の混乱が起きることなくできること、それからまた、そのために一部で得をしたり損をしたりすることがないように技術的な問題についても研究すること、こういうような問題についても取り組む必要があるのではないかと、いうことを私は感じておりますので、それをつけ加えておきたいと思ひます。これ以上はきょうはこの問題については申しません。

次に、実は私、昨日やはり参議院の大蔵委員会で来年度の税金の減税についてその一つの方向づけを示唆すべき発言が大蔵大臣からされたのを読みましてびっくりしたのでございませう。

それは、参議院の大蔵委員会において、委員の質問に答えて、水田さんは間接税の増徴を示唆されておる。これは、私は、少し大蔵大臣の気持ちにたいしておく必要があるのではないかと、いうことを感じまして、きょうの質問に取り上げたわけでございませう。

これからいろいろ審議が始まりまして、私どもの要望が所得税減税を中心に展開をされることは

間違いないのでございまして、それだけに、財源をどうするかということは、大臣としてもいろいろ考へておかなければならぬことはよくわかるわけでありまして、昨日の質疑応答のこまかいことは知りませんが、あらわれてきた問題は、そうした要望を達成するためには、間接税の増徴に財源を求めるという印象を私は強く受けたのでございまして。私は、この問題についての大蔵大臣の真意というものを聞いておきたい。

そこで、少しその問題につきましまして、間接税増徴という考へ方にあなただは踏み切つて、そこにこれからの財源を求める御意思なのかどうか、これをはっきりさせていただきたいと思ふのであります。

○水田国務大臣 そのとき誤解のないように申し上げたのですが、間接税のウェイトが高まるであらう、そういう方向へ自分は持つていきたい、これは大衆課税を意味するものじゃないということを書いておいたのですが、これはいまここにいます主税局長とは年じゅう私が議論してるところで、まだ大蔵省の見解とかいうことではございせんが、私の考へを申し上げますと、御承知のように、国債というものを政府は発行しておる。これは毎年累積していくものでございまして、この国債発行については、いつかはこれを大きく削減するといふような時期を求めなければならぬといふことが一つと、それから、国債は建設公債でございまして、これによって得た資金は、同時に国民の資産となつて効用を發揮する、そうして、国民経済に非常に役立つという国民の資産になるべきものである。ですから、この資産が効用を發揮する結果、これは私も一応平均六十年と見て、その百分の一・六ずつを毎年一般会計から繰り入れていく減債制度をつくるということであり、あえすの対処はいたしておりますが、そうしますといふと、公債を累積させても、それだけの見合

い資産がふえていって、これが国民生活に役立つ、税収の源としてこれが効用を發揮してくるのなら、先に行つてこれを返済する税収の心配とい

うものはない、税源は得られるといふことでございしますが、そうなりますといふと、先に行つてそれだけの成長財源といふものをどうして得られるかといふことを、ここでやはり長期的にいろいろ考へなければいけないときにきてゐるんじゃないかと思ひます。

そうしますといふと、いま国の税収の大宗となつておる所得税、法人税といふようなものが、先に行つてそのとおり成長税であるかと申しますと、法人税といふものは成長税でない。かつての地租と同じように斜陽税といふ方向をたどるものではないかといふふうに考へております。いまの日本の企業が相当の競争力を持つてゐるといふにしても、先に行つて企業の収益性といふものはそう多く期待されるものではございせんし、国民の賃金所得はいまの水準でいいかと申しますと、そうもいきませんので、日本における法人税といふものは先細りする斜陽的な性格を持つたものではないかといふふうに考へますと、これはまだそれがいいと認されてゐる問題ではございせんが、やはり売り上げ税といふものが、そういうような税源といふものが、現に外国においても、これは斜陽税ではなくて相当成長税となつてゐるものでございまして、そういう新しい成長税源の開発といふことも私も考へなければならぬじゃないかといふふうに私は考へております。

いずれにしても、いままではよかつたのですが、公債発行をするといふことに踏み切つた以上は、いまの税制調査会におきまして、それに対応した将来の長期税制といふものを新たに検討してもらふ時期に来ておる。従来のように、単に税制の体系を整へるとか、あるいはどうとかいふものじゃなくて、そういう新しい一つの角度からの税制の研究が必要じゃないか。そういうことを考へますと、やはり将来、この解決のいかんは、直接税よりもそういう新しい間接税の比重が加わるといふ形で解決されるのが方向じゃないかといふ気がしておつて、そういうことを申したのでございまして、たばこの値を上げるとかなんとか、そういうようなことでなくて、私も公債を發行した責任者でございまして、長期の税制についての見通しを立てたいという研究からそういうことを申したのでございまして、まだ現実はどうするといふ具体案を持つておるものではございせん。

○平林委員 遠い将来にわたつての財源構想という意味で水田さんのお考へ、こういうふうにお聞きをしたのですけれども、やはりいまこれから税制の方向がいろいろ検討されておるときに、大臣の御発言は、私はすぐ響いてくると思ひます。おるわけでございまして。特に、いまの構想の中に売り上げ税の創設などの問題が出てまいりますと、いろいろな意味で、なお私は問題を提起していくことにもなると思ふのでございまして、これは税制調査会も売り上げ税の問題についてはピリオドを打つておるような状況でございまして。そういうときに、大臣のお考へは、私はすぐ政策と結びつけて考へてしまふのでございまして、きょうお話を多少お聞きしまして、そういうお考へがあることがわかりましたが、きょうはこれ以上のことは議論はいたしません。

ただ私は、実はこれからの税制——長期であるうと、国民は毎日毎日働き、そして働いて得た所得から税を取られていくわけでございまして、直接に響く問題です。響く問題でございまして、それから、これから一、二年の税の制度に取り組む考へについて、私は、ひとつ大蔵大臣に考へてもらいたいといふことで、きょう申し上げたいことがあ

るわけなんです。それは、この間から、ある雑誌のほうから最近の税制について考へ方を何か簡単な色紙に書いてもらふぬかといふような話で、大蔵委員各委員のところに来ておる。皆さんお書きになつておるわけですよ。そうしてそれを見ますと、親切、公平——不公平な課税をなくしてほしいとか、今日の税制に対する心組みとしていろいろな意味の色紙をお書きになつておるわけです。この間横山委員がこの委員会でもお話しになつておりましたけれども「爾の俸爾の禄、民の膏なり民の脂なり、下民虐げやすく、上天欺きがたし」——税といふものはそういうものであるから、これを民に課する場合にはそういうことを心得てやらないといかぬよといふ意味のお話もございました。ある委員の方の書いたものには「課税はやすきにつくことなかれ」といふものもございました。私はいろいろ考へたのですけれども、こういうことを書いたわけでありまして。「不公平は重税よりも悪政なり」、つまり、もしかりに税が重いといたしましても、それが公平に重いものであれば、つまり平等の負担であれば、これは国家利益、国家繁栄、福祉のために役立つのですから文句はそれだけ少なくなるだらうと思ひます。しかし、不公平といふことが一番いけない、こういう気持ちを私はあらわしたのでございまして、当面する税制に大蔵大臣がもし色紙を書くとしたら、どういう心がまえで書きにされるでしょうか。

○水田国務大臣 ひとつからざるを一番憎むといふことにならうと思ひます。

○平林委員 たいへんいいことばであります。ひとしからざるを愛う、私は非常にいいと思ひます。やはり税の行政、税のかけ方についての一つの真理をあらわしておると思ひます。

そこで、そういうことからまいりますと、来年度あたりの税制にどういふ点に重点を置くかといふことがおのずから出てくるのではないだらうか。つまり、間接税に財源を求めるか、あるいはいまお話がありました、法人税は斜陽税である、したがつて、将来長きにわたつて財源を求めるといふことはどうであるかといふような考へ方というものは、ひとしからざるを愛うといふ考へ方からは出てこないのではないだらうか。つまり、いまの法人税といふものは、諸外国に比較いたしますと決して高いとは思つていません。現在のが国の経済の実情、それから担税力等から考へまして、かえつてももう少しふやしてもよろしい、もちろん大中小といふものに対してある程度の配慮を加へなければならぬけれども、しかし、法

人税は必ずしも高いとはいえない。そしてまた、今日いろいろ議論しております租税特別措置法によつて与えられておる税制の欠陥、税制に対する国民の感情等を考えますと、まずこうした面についていろいろと配慮を加えていかなければ、ひとしからざるを憂うというあなたの御心境からしましては、私は、私ばかりではないと思ふのであります。やはり、こういう方向で私もこれからの委員会と大臣との間に議論を重ねていきたいと思ふのでございまして、きょうは別に答えは求めませんけれども、どうかひとつよろしくお願いしたいと思ふ次第でございまして。何かお答えがありますか。

○水田国務大臣 答へ、あります。

なかなか言う機会がありませんので言うのですが、私が法人税を斜陽税と言つたということが、いままで皆さんが言われた特別措置というようにことから見て、これはまた何か大企業の税金をまけるというような印象を持たれたようでございしますが、私はそうじゃございません。

近代国家の政治目標といつたら、これは福祉国家をつくることだ、福祉国家をつくるにはどうすればいいのだといつたら、やはり国民の所得が上がり、生活水準も上がるということだろうと思ひます。そういう点から見て、税制で法人税という性格は一体どうかといふと、企業によつて得た利益から税金を払うというたてまえでございしますが、先進諸国ではすでにそういう考えは捨ててゐる。企業をして利益が出たら、この利益をまず労働費にあるべき姿で配分し、資本家に対して一定の利潤を保証し、そして、あとは内部留保をすることによつて企業の構造改善をしない、そこで、企業が金を全部税金で取られてしまつて、そのかわり新規の施設、改善施設というものは全部金融機関から借りてやらないといふ税制ではない、自分の合理化は自分の金でやるようにしない、そのためには、というので、外国では、法人がもうけた利益のうちから国が先に取つてしまふ、国と法人が利益の山分けをやるといふよう

な税制がいいのか悪いのかという反省から、たとえば、もうフランスあたりは、法人税の収入は国家収入のうちの六分かつ七分になつておるでしよう。ドイツも一〇〇％くらいの比率になつておるです。で、これを国の税制の大宗にするという方向にはなつておるでございまして、こういう仕組みの税制を持つておると、産業が非常にうきなつても、先に国が税金を取るのですから、あるべき姿の労働費の配分がうまくいくのかどうかというように、ここで、私は、法人税といふものは、将来福祉国家への阻害税になりはしないかということを實際は考へるので、国民に散らすものを散らしておいて、国民の所得の中から税金を取るといふ方向もございします。こういう問題についての検討はこれから私も真剣にやるべき問題だと思ひます。そういう意味で私も法人税といふもののあり方を研究したいと言つてゐるので、これが即、大企業への税金をまけるなどというように、そういう素朴な考えを持たれては非常に私は困るので、この機会にそういうこともお互いに考へたいといふ私の日ごろの考えを述べさせていただきます。次第でございします。

○平林委員 法人税の将来につきましては、税制調査会においてもいろいろ検討中のものもございします。それから、本委員会におきましてもこれから本格的な審議が始まるわけでありまして、なお大蔵大臣とは意見を戦わしたいのですが、きょうは大まかな意味のふろしきをお互いに広げ合うといふことにして、こまかい点はまたさらにお互いに質疑をしていきたいと思ひますから、きょうはこれ以上は申しません。

そのかわりに一つお尋ねしておきたいのですが、長い将来のことまではとも私は言えませんが、来年、来年度どうしても重視すべきものは、住民税の軽減であるとか、引き続き勤労所得税を中心にする減税であるとかいうものにウエイトをかけていく必要があると考へておるわけでございます。最近、文部大臣が旅先で、ちよつと近代税制らしき感覚をひらめかした教育費の免税措置と

いうことについてお話しになったのを私は記事で呼んだのでございします。近來、国民は家計の中に占める教育費の高騰についてはほとほと悩んでおる。そして一般の所得税の減税が十分でないのかかわらず、物価は上がるし、同時にまた諸経費は上がり、特にその中でも教育費については何とかできぬだろうかとといふくらいな気持ちを皆さん抱いておることは大臣も御承知のとおりであります。もちろん、いまの税制の中には一つの勤労者に対する控除の制度はございしますけれども、私は、教育費といふものは一般の控除と違つた性格を持つてゐるのではないかと思つておる。つまり、これは将来にわたつての積み立て金のようなものである。子供を教育し、日本の国家繁栄のために必要な人格を高め、教養を深める、そういう意味では、各個人、家庭にとつては一種の積み立て金である、こういうことを考えますと、全部をやるということとはなくとも、ある程度こうした面を取り入れた近代税制といふものが必要でないだらうかとかねがね思つておるわけです。文部大臣が、そのことにつきまして、明年度あたり実現できそうな御見解を発表しておりましたので、私は、さすがに文部大臣、将来の教育のことも考へておるわい、こう思つたのです。

これは私は大蔵大臣といへども御同様な御見解をひとつ示していただけるのではないかと思ひまして、きょうは楽しみにして、そのかわり、もうこの辺で私の質問を終わりたいと思つておりますので、これについてひとつ何かよい御返事をいただきますして、質問は終わらせていただきます。思つておるわけです。

○水田国務大臣 教育について、教育費が生活のうちの相当のウエイトを占めておるのでございしますから、これに対処するために教育費の控除を、ということとは、これは趣旨は一応私も承知しておりますが、これはまあこれからの大きな検討課題ではございしますが、いまこれには非常にたくさんの方々のむづかしい問題を伴つておるもので

ございしますから、それらについて私どもが一応いままです分析したことを主税局長から一べん御説明いたします。

○塩崎政府委員 ただいま平林委員の、教育費控除といふのは、特殊な性格を持つておる、いわば一種の積み立て金ではないか、こんなようなお話があつたわけではございします。そのことが、税のこと、所得税の控除の理論にからむ非常にむづかしい問題を提示しておるわけではございします。

積み立て金と申しますか、たとえば教育費でも、お医者さんが学校を出た後に研修に行く、それは自分の医者の所得から引くべきではないか、これは自分の所得から引くべきではないか、これは、同じような教育費であり、しかもそれは、同時に将来の収入につながる問題ではないか、そうなりますと、所得のないときの費用といふものは一つの予算化をして、いわゆる投資として、将来の繰り延べ資産として、減価償却の形で回収すべきではないか、こういう意見があります。そうなりますと、むしろ教育費控除は、親の所得から引くのではなくして、その教育を受けた子供が大人になつて得た所得から費用として回収すべきであるといふことにもなりましようが、しかし、当初におきましては、大学出あるいは学校出のしばらくの間は所得がないので、それは引けない、それにかわつて、父兄を一体とみなして父兄の所得から引くのがよいのではないかという議論もあり、結局、そのあたりのなかなかむづかしい議論がございまして、外国でも教育費控除が行なわれている国はないのであります。

しかし、理論としては、いま申されましたように、非常に深い意味を持ち、私は今後の大きな検討問題だと思ひます。ただ、財源が非常に要るわけではございします、そういう財政上の見地もあつて、よほど広い見地から研究しなければならぬ、こういうふうな考へております。

○平林委員 きょうは私は、選んだテーマ全部を尽くしたわけではございせんが、いずれまた機

会を見て、今度はこまかく一つ一つの問題について政府と質疑を展開したい。きょうは、そういう意味では大蔵大臣と大ざっぱな議論をいたしたけれども、けっこう楽しい質疑応答ができましたから、この辺で私の質疑は終わっておきたいと思うのであります。

○内田委員長 この際、税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、本案に対する質疑は終了いたしました。

○内田委員長 討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○内田委員長 次に、本案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党を代表して、堀昌雄君外三十八名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。堀昌雄君。堀委員 まず最初に、附帯決議の案文を朗読いたします。

税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

税制簡素化は納税者のつよい要望であることにかんがみ、不断の努力を傾注することが必要

である。

よって政府は、各般にわたり、真に納税者の利便を優先的に考慮して、税法及び税務行政の簡素化の方途をさらに引き続き徹底的に検討、実施すべきである。

この税制簡素化の問題につきましては、現在ここで提案をされておりますような部分的な税制簡素化はもろもろ必要ではありますけれども、私たちが根本的に税制簡素化の問題を考えます場合には、特に考えなければならぬのは、現在の税制上の不公平、たとえば給与所得者はほとんどガラス張り所得が把握されているにもかかわらず、その他の所得者におきましては、必ずしも把握率が一〇〇%であるかどうかについては課税当局でも自信がないという現状にかんがみましても、これらの公平を徹底して、税制を簡素化するためには、何としても課税最低限を思い切つて引き上げることが、私は根本的な税制簡素化に通ずる問題であるというふうに考えますので、こういう問題について、さらに政府としてはより一そう真剣な検討をする必要があると考えるわけでございます。

さらに、先ほども御議論がなされておりますけれども、大蔵大臣からも、ひとしからざるを憂うというお話がありましたが、このひとしからざるものの最大なるものは、御承知のように租税特別措置法の中で数多くあるわけでありまして、さらに、その存在が必ずしも政策目的を達していないものも数多くあるというような問題を考えますならば、これらを整理することも、やはり税制簡素化の重要な柱であると考えるわけでございます。

さらに、各税の問題については、納税者の側と徴税者の側において、現状としては、どうしても納税者の権利が十分に認められず、義務のみが強調されるという傾向にあるわけでありまして、これらも税務行政をガラス張りにするということによって納税者の納得を得、さらに便利をはかるとともに、少額所得者の取り扱いについては、さら

に一そう簡素化することによって、本来の税制簡素化の目的を具体的に、さらに内容的にも高めるために、政府がより一段と努力されることを要望する次第であります。

以上をもって、提案の説明にかえる次第であります。

○内田委員長 これにて動議の趣旨の説明は終わりました。

おはかりいたします。

堀昌雄君外三十八名提出の動議のごとく決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、本動議のごとく、本案に附帯決議を付することに決しました。

ただいまの附帯決議について、政府より発言を求められておりますので、これを許します。水田大蔵大臣。

○水田国務大臣 御決議の線に沿って、今後も引き続き税制簡素化をはかっていきたいと存じます。

○内田委員長 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○内田委員長 所得税法、法人税法、相続税法の改正三法案についての質疑を続行いたします。竹本一君。

○竹本委員 私は、簡単に所得税と法人税につき

まして二つばかりお伺いをいたしたいと思ひます。

一つは、課税最低限の引き上げの問題でございますが、ただいま堀委員のほうから附帯決議の説明の中においてお触れになりました。また、御承知のように、野党三派の政策協定もこの問題を大きな核心にいたしております。そういうことを前提にいたしまして政府で御努力の結果、七十三万円までは税金をかけないということになりましたので、その問題について若干の御質疑をいたしたいと思ひます。

まず最初に、各国における課税最低限というのは、大体日本が七十三万円、本年度七十一万円というのに対して、どのくらいになっておりますか、一通りお伺いをいたしたいと思ひます。

○塩崎政府委員 お答えいたします。

夫婦と子供三人の給与所得者のアメリカの課税最低限は百三十三万二千円でありまして、イギリスは九十二万三千四百円でございます。西ドイツは八十八万二千円、フランスは百六万九千七百八十三円でございます。

○竹本委員 経済的な条件がいろいろ違いますから、簡単に比較するわけにはいきませんが、また、為替の換算率の問題もありまして、直感的に申しまして、西ドイツ八十八万円、フランス百六十六万円。御承知のように、野党は百万円の要求を主張いたしております。

そこで、二つ伺いたしたのでありますが、七十三万円もしくは七十一万円という課税最低限でございますけれども、政府といえども、言うまでもなく生活費に食い込む税金は悪税である、この原則には御異論はないと思ひます。

そこでお伺いをいたしますけれども、七十一万円という場合に、生活費というものは幾らに見ておられるのであるか、一日の生活費は幾らであるか、伺いたいと思ひます。

○塩崎政府委員 この問題は、もう竹本先生、予算委員会あるいは当委員会におきましてずいぶん議論になったところでございまして、私どもは課

税最低限は、財政事情あるいは所得の分配をどこから始めるかを考えながら、しかし、おっしゃいました生計費は主として食い込まないような方向で考えるべきであるという角度から課税最低限を考えております。

そこで、検算の一つの方法といたしまして、生計費につきましては、今年度はいままでの方や方を踏襲した単に消費者物価の上昇だけを織り込んだ数字を出しておりますが、去年は、百八十六円八十七銭の成年男子の一日当たりの食料費をもとにいたしまして、いわゆる基準生計費の数字を出したわけでございますが、これがいろいろな幅のある生計費から見まして御批判があったわけでございまして。私も去年におきましてはゆとりがあるというふうに見ておりましたわけでございまして、今年度は、特に消費者物価の上昇があまり少ない、さらにまた課税最低限の引き上げも一八％といった高目のものでございまして、こういった基準生計費の問題は、特に資料として、あるいはまた考え方といたしまして御説明しなくても当然納得し得る、こういった角度で現在いままでのやり方を踏襲し、さらにまたこれを詳しく精査することはいたしておりません。

なお、昭和四十一年におきまますところの消費支出金額の調べでは、五人世帯で消費支出金額は五万九千二百二十一円という数字がございまして。そのうちの食料費は二万一千六百九十二円という数字が出ております。これは月でございまして。これから見まして、課税最低限は生計費の面から見ても決して不当ではない。この消費支出は、御存じのとおり平均的なものでございまして、最低生計費的なものではございませんので、そういった角度から検算ができればよいと思っております。

○竹本委員 二百五十四円という問題ですけども、これはいまま御説明がありましたけれども、念のためもう一度伺いたしますが、百八十六円八十七銭に五・一％と四・五％の消費者物価の値上りを計算に入れて出したものが二百五十二円二百五十四円、こう考えてよろしゅうござ

いますか。

○塩崎政府委員 さようでございます。

○竹本委員 そういたしますと、実は、この二百五十四円という数字が出されたときに、四十年であったかと思ひますが、大蔵委員会において、はたしてそんなもので一日食えるかどうかというところで、堀委員が御提案になったと思ひますが、大蔵委員会として有志が新宿の国立栄養研究所に参りまして、そして夕食を昼めしに食べたこととありますが、そのときに、はたしてそれで食えたかという質問に対して、そのときすでに、正月に消費者米価の値上りがあつた、それから野菜の値上りがあつた、魚が高くなつたといふことで、とにかく予定の夕めしの計算はたしか七十何円でした——七十一円だつたと思ひますが、これではやれなかつたといふことをはっきり述べた、これは当時の主税局長の泉さんもよく御了解であつたと思ひますが、そういう事実を御存じであつたか。

○塩崎政府委員 お話は承つております。

○竹本委員 さらにそのときに、厚生省だつたと思ひますが、栄養の専門家が計算をして説明をしたところによりますと、医師の説明によれば、カルシウムと動物たん白は大人人間としての必要量の三分の一もしくは四分の一であるという説明がございました。したがひまして、物価の問題から申しますと、米の値上りその他で、七円だつたと思ひますが、私もはっきりわかりませんが、そのくらい一食について予定を超過したしておりますということを説明した。さらに、カロリーは二千五百カロリーであるけれども、動物たん白とカルシウムは、いま申しましたように、必要量の三分の一か四分の一であるといふことであつた。そういういたしますと、この二百五十四円はきわめて科学的にはじき出されておるようであるけれども、最初の出発点からしてすでにこれはだめだつたのだ、その当時において無理があつたのだ、こういうことになりますと、それにあつた、もっともらしく五・一％と四・五％をかけてみまして

も、出された二百五十四円ははなはだ現実的な基礎がないものになりはしないかと思ひますが、その点はいかがですか。

○塩崎政府委員 私どもがそういった計算をいたしますと、絶えず、まさしく税金を取らんがために特に食料費を値切つてゐるのではないかと、こんなふうな御批判がございまして、私もそういったことは、課税最低限の問題は、ひとつ客観的な別のところから検算をしていただきたい、こんなふうな気持ちでおるわけでございまして。そういった意味で、今年度は、ただいま申し上げておりますように、御不満でございまして。そういふ十六円八十七銭に二年間の消費者物価の上昇をかけたまして食料費だけを推定し、それからエンゲル係数で逆算いたしまして消費支出金額を出したわけでございます。

しかし問題は、課税最低限が適當であるかという問題でございまして。そういったしますと、去年に比べて、ことしは平均一八％、大幅に引き上げてございまして。したがひまして、かりに、御不満でございまして、基準生計費をその見ましても、課税最低限から差し引きますと、その残る金額は去年に比べて非常にふえるわけでございまして。去年差し上げた資料では、五人世帯のところでは三千百円というふうな残りの金額でございましたが、今年度は食料費が安いせいと思ひますけれども、七万四千二百二十一円、この差額が出てまいりますので、この差額で自由なる支出をしていただければいいという考え方もできる。しかし私どもは、生計費につきましてはいろいろな幅がございまして、これを税の見地からとかくこういうふうにご考へるべきだといふふうなことはできる限り避けるべきではないか、こんなふうにご考へております。

○竹本委員 主税局長はたいへん苦心して都合のいい数字を拾つてまいられるようでございますが、もう一つ伺ひます。戦前の課税最低限というものをそのまま延ばしてきて計算してみると、現在なら大体どのくらいになりますか。

いになりますか。

○塩崎政府委員 私の記憶では、戦前と申しますと大体千二百円、給与所得なら千五百円でございまして。物価が五百倍ならば七十五万円くらいになるかと思ひます。しかし、そのときの税制は、御案内のとおり地租、家屋を中心としたしす収益税でありまして。所得税の納税者は六十五万くらいは納税者でございまして、所得税を税制の中心としてない時代の課税最低限でございまして、から、そういった数字と、現在のように累進的な所得税を中心とする税制のもとで比較することは、私は、これはどうも角度が適當ではない、こんなような感じを持っております。

○竹本委員 どうもこれは、大衆の生活の実態とはだいぶかけ離れた数字が前提になつておるといふのがわれわれ野党の感覚でございまして、時間もありませんので、先に進んでまいりましょう。

次に伺ひたいのは給与所得税、これも先ほど御説明がございましたけれども、今度定額控除が八万円になりました。ややわが意を得たものがあるわけでございまして、控除率、税率のほうはどういうふうになつておりますか。

○塩崎政府委員 給与所得控除の問題でございまして。おっしゃる通りに四万円引き上げて八万円にいたしました。定率控除のほうは、財源の関係で、今回の改正は四万円プラスいたしましたので、十八万円を二十二万円にいたしました。その基礎となつております一割、二割の区分は直さないうことにはいたしてあります。

○竹本委員 これももう少し率を上げるべきではないか。結局これは、給与所得全般に対する考え方、政策態度の問題でございましてけれども、私どもは、これはもう少し切つて三十万円くらいまでいくべきじゃないかという考えでございまして、けれども、まあ、議論は別の機会に譲りまして、次へ進みます。

次に、法人税について一言伺ひたいいたします

が、御承知のように、シャウプ勧告以来、法人税につきましても、いわゆる法人擬制説というものが根本のたまえになっておる。しかし、これがいまの段階においてはもう再検討すべき段階にきておる。シャウプの税制に関する考え方もあちらこちらにふたたび再検討が加えられてきておる状態でもございまして、あれからずいぶん年の経過もありまして、この辺でもう実在説に考え方を變えるべきではないかと思ひますが、この点について大臣からお答え願ひたい。

○水田国務大臣 さきの税制調査会の答申では、今後の法人税制の基本的方向として打ち出したいわゆる利潤税方式というものは、御指摘のように、いわゆる法人実在説的な考え方に立つておるものであると思ひます。したがって私もやはり法人のいまの実態に着目して、この方向で検討するのが妥当ではないかというふうに考へて、この方向で私も検討するつもりでおります。

○竹本委員 この際、大臣に重ねて伺ひたいと思ひますけれども、法人の実在説ではなくて擬制説をとつておる場合に、だれが一番得をするかということになりますと、実際に配当をもらはう者はほとんどないといったような中小企業には、別にあまりプラスにならない。そうでない大資本あるいは独占資本の場合にはこれがばかに有利に働く、こういうことで、どちらの学説をとるかということは、単なる学説上の問題ではなくして、実際に、現実に与える影響というものを考へると、今日の擬制説というものをとつておる限り、中小企業に非常に酷であつて、大企業その他には不当に利益を与えるものであるという不公平が現実にある。このことを大臣はお認めになつておるかどうかを伺つておきたい。

○塩崎政府委員 非常に技術的な、しかし本質からいへば問題でございますので、ちょっとお答え申し上げたいと思ひます。

法人利潤の大部分が支払い配当に向けられまして、それから再び資本市場を通じて増資という形で資本を調達できる公開会社、大企業は、

おっしゃる通りに、支払い配当につきましても擬制説的な考え方をとることは、相対的に、中小法人に比して得することは事実でございます。しかし、わが国の税制は、昨年改正いたしましたように課税所得三百万円以下については二八％という特低税率を設けております。しかもこの軽減税率は資本金一億円以下の法人に適用する、こういったところでその間のバランスをとつて、いわゆる擬制説に伴う相対的な中小法人の不利はカバーする、このような体制をとつております。

○竹本委員 ついでにもう一つ、いま相対的にというお話でございますが、認めておられるのだからと思ひけれども、われわれは本質的に中小企業に不利を与える、大資本に非常に不当に利益を与えると思ひますので、ぜひひとつ前向きに、調査会の答申もあつたので御検討をいただきたいことを要望いたしておきます。

それから、いま三百万円の話が出ましたけれども、われわれは常に法人税を二つに区切つて、区分した二つだけで考へることではなくて、もう少し刻みに多段階で考へてみたかどうかということとを主張いたしておりますが、あらためて主税局長のお考えを伺ひたいと思ひます。

○塩崎政府委員 法人実在説といへば、すぐ多段階あるいは累進税率という意見がよく出るようでございますが、これは私も研究あるいはまた過去の超過所得税の経験から見まして、こういった形の法人税は、企業の実態から見て不適当だと思ひます。企業は、まず第一に、法人企業の利潤というものは非常に変動するものでございまして、御案内のとおり、欠損になったかと思へば、非常にもうける年もございまして、しかし、財政は年々税金をいただかないとやうていけないものでございまして、そうなりますと、累進税率をとつておりますと取り過ぎるという傾向がまた出てまいります。その点は、個人所得のように安定したものとは違つた性格が法人企業の利潤の中にある。したがつて、法人税というものはやはりフラットな税率のほうがよいし、世界各国の税率を見ましても、この超過所得税的な税率はない、こういうところは、私はそのことを裏づけるものだと考へるのでございまして。

また、基本的に申しますれば、法人税というのは、応益的な性格が強い、応能のないいわゆる所得分配の機能の強い税ではない、そういう面から見ますと、多段階税率あるいは超過所得税的な税率より、個人所得税と違つて、比例税率のほうが適當ではないか、こういうことが言へようかと思ひつてございまして。

○竹本委員 私も、必ずしも累進税率でいけというところまで言つておるわけではあまりせんけれども、まあ次に進みます。

最後に一つだけ伺ひたい。

中小企業のいまの問題にも関連をいたしますけれども、内部の蓄積を強めていくということについていろいろとくふうがあるようでございますが、いままでにやられておる点を簡単に御説明を願ひたい。

○塩崎政府委員 もう、中小企業の問題は税制と金融といつておられますように、私も常々配當してはいるわけでありまして、先ほど申し上げました税率も、大法人と区別いたしました。資本金一億円をこえる法人には一本の、留保なら三五％、支払い配当なら二六％というふうになつておりますが、中小法人ならば、一億円以下の法人については、三百万円以下については特に二八％というふうな税率を留保について設けて、大法人との差を設けておられますが、そのほかに、租税特別措置におきまして特別償却を中小企業だけに對して相當広範に認めておられます。合理化機械の特別償却は大法人ならば普通の機械で、合理化機械といへないものでも、中小企業ならば金額も高く、取得のむずかしい合理化機械というふうなものもございまして、少く程度が落ちる機械でも中小企業のために特別な償却制度を認める、こんなふうなことで種々の恩恵を与えておりますほか、貸し倒れ引き当てにつきましては、大企業、つ

まり資本金一億円超の法人につきましても法人よりも二割増しの貸し倒れ引き当て金の率をつくる、こういったいろいろの制度がございまして、これらの違いにつきましても、いづれまた、資料をいたしまして一覽表で御提出申し上げることができると思ひます。

○竹本委員 ぜひその点は資料として御提出を願ひたいと思ひます。

これに関連して一つだけ伺ひて終つていただきますが、先ほど来、経済は変動が激しい。法人で、もうけても次は損する場合もある、だから多段階で、こまかくというお話もございましたが、そこで私は一つ疑問に思つておる点をお伺ひしたいのですが、これは中小企業だけではありせん。すべての経済は、先ほど議論をいたしましたのでございまして、自己責任主義というところになっておる。そうしますと、景気のいいとき、あるいはもうかるときに中小企業がある程度思い切つた内部蓄積をやるといふことは必要欠くべからざる条件であります。ところが、それに対して税金がたかさん取られる。そこで、しかたがないから、こまかした貯金をつくつてみたりますような場合もありますが、それは一応別にいたしまして、景気がいいときに、いわゆる備蓄貯蓄ですね、不景気のときに備えて内部にひとつ保留をさせるということについても少し特別な考慮がなければ、いまお話しになりました特別償却とか貸し倒れ引き当て金といったような程度だけではだめではないか。特に前向きなほうから結論的に申しますと、各業種別に、これから開放経済に臨みまして、日本の経済の競争力も強めなければならぬ、経済社会発展計画のことばで言へば、効率化をはからなければならぬ、こういうことが書いてあります。そうしますと、中小企業についても効率化をはからなければならぬ。ほかのことばで言へば、それぞれの産業分野、部門によつて、業種によつて違つてありましようけれども、それぞれ効率化をはかるために必要と考へられる適正な規模があると思ひます。そこで、適

正な規模に達するまでは、中小企業は大いにがんばって、税制の面でも大目に見てやろう——不公平にやれという意味ではありませんよ。ある一定の適正規模に達するまでは、政府もこれを助成してやる意味において、税法上も特別の考慮をする。そして一日も早く国際競争場に立つても自由に競争ができるころまでは体質を改善させる、近代化させる、充実させる、こういう考慮があつてしかるべきだと思うのです。ところが、いまは、いま御指摘になつた二、三の中小企業の政策考慮があるだけで、ほとんど中小企業を、特に税法の上から見てこゝまでは持つていつてやろうという努力目標は全然ないと言つても過言ではありません。

こういう点について、ひとつ今後は、私の結論を申し上げますが、各業種別に適正規模というものが一応考えられる、その適正規模を政令で指定するかどうかは別として、そこまでは持つていくためには、内部保留その他についても何とか税法上も特別な考慮をする、そして早く中小企業に近代的な経営の規模の適正なところまでは持つていかせる。豚は太らせて殺すという話もあります、とにかく税金を納め得るだけの態勢になる、国際競争に耐え得るだけの体質改善、そこまでは政府としてもほんとうに税法上から見てもめんどろを見てやろう。それがほんとうの中小企業対策だと思ひますけれども、その辺について、もう少し、単なる貸し倒れの引き当て金とか、機械のちよつとした特別償却といったようなものでなく、中小企業の体質改善という大きな立場からの、高い立場からの考慮が払われてしかるべきではないかと思ひますが、この点について払われておるか。これから払われていくとすれば、どういう態度を、あるいは政策をとらうとしておられるのか、ひとつ大臣にお伺いをいたしたいと思ひます。

○塩崎政府委員 いまの竹本先生の御意見、非常にユニークな考え方でございます。企業は、大小を問わず好況期のときに税金を納めたくない

し、不景気のときにも納めたくないわけでございますが、いずれかといへば、好況のときに税金を納めない方向で不況に備へたい、そして配当を平準化したい、こんなような要求が強いわけでございます。

先生のおっしゃいました中小企業の適正なる規模のお考えについては、私の現在までの法人税の考え方からは二つばかり難点が出てくるかと思ひます。

まず第一に、やはり企業の利益は、法人税の課税標準となるわけでございますから、一定の客観的な基準で計算するべきである、好景気のときに利益が多くなれば、また利益の多いなりに計算をしていく、しかし、それは先ほど来私が申し上げておりますように、税法上の許されておる客観的な基準で利益を減らすということならば、これは税収の見通しもつきましますからいいわけでございます。その方法は、先ほど申し上げましたように、特別償却であり、各種の引き当て金でございます。先ほど大沢先生が、鉄鋼会社は非常に好景気のときに特別償却の権利を發動して利益を減らす、こういうお話がございましたが、特別償却はそういう性質がございまして、不況期のときには償却するだけの余力がありませんので、好景気のときに償却して利益を出す、しかしながら特別償却は翌期以降税金を取り戻すという傾向にありましますので、翌期以降自然に税の仕組みで出てくる、価格変動準備金も同様でございます。したがって、償却したむづかしい償却とか貸し倒れ引き当て金とか価格変動準備金というようなことを言わずに、簡単な中小企業構造改善準備金というやうな形で引き当てられるということが考えられるかも知れません、そういうことが考えられるかも知れませんが、むづかしい問題、税率をどうするかという問題が出てくるわけでありまして、これは一つ検討問題だらうと思ひます。

もう一つの第二の難点は、これはフィスカルポリシーと申しますか、やはり税金は好況期時代に

税金を納めてもらつて、不況期の時代に税金を吐き出して税金を取らないでいくほうが経済の安定にいい、こういう角度がございまして、非常にむづかしい問題でございますが、なるべく客観的な基準を求めながら、中小企業の本能的な動向、さらにまた企業規模を大きくするようなこと、これにかなうような税制を検討してまいりたい、かように思つております。

○竹本委員 これで終わりますが、いまの主税局長の御答弁を聞いておりますと、事務官の良心においてごもつともな御意見だと思つたのです。しかし、その事務的な判断を乗り越えて政治的な判断を下すべきではないかということが、私として一つの指摘したい点でありますので、やはり事務的な公平さだけを言へば、これは政策的な配慮はできなくなる。その事務官的な困難を乗り越えるところにステーツマンシップがあるのですから、中小企業はある点まで育てていくということになれば、単なる税務技術論だけではならぬのではないかと思ひます。この点について、ひとつ大臣のお考えを伺ひたい。

もう一つ、いまお話しになりました、もうかるときに、あるいはもうけたときに取つておくのだ、それを残しておくということが困るのだというやうな、これまた税務官的な感覚における御議論でございますけれども、これは裏があると思ひます。すなわち、不況になつてしまつた場合に、中小企業はもうかつたときは、これはこゝろが悪く、乱暴ですけれども、一応税金で取り上げる、そのかわり、不景気になつて困つてゐる場合には国が全部めんどろを見てやる。これならば国の管理責任、経営責任みたいな形になりますので、それも一つのいき方でありまして、ところが、いまは資本主義だ、経済的自己責任主義だということになりますと、もうかつたときは税金をうんと取つておくが、いよいよ不景気になつたときに、しからば責任を国が背負うのであるか。そうではなくて、経済的自己責任主義の美名のもとに、中小企業は自分で自力更生というか、自主的な企業努力を

やつてみるというやうな態度であります。現に、きょう午前中でしたか、われわれが議論をいたしましたけれども、石炭対策特別会計ができましたけれども、あるいは、前には山一証券の問題が出ましたけれども、こんなものは、私に言わせれば経済的自己責任主義に反するものであつて、政府がみずから資本主義の原則をじゅうりんしておるとさへも言いたくなる問題なんです。きょうはそういう問題は詳しく言いませんけれども、大企業のような場合、石炭だつて、先ほど質問いたして見ますと、いままで一千億円出したのだ、これからまた一千億円出すのだ、どこまで持つていくのだという目標ははっきりしない、何となくやつたほうがいいでしようという程度だ。こういうやうなことで、大企業のとときには、困れば出しますと、こういうことになるから、大企業については、上がつた利益を相当それこそ累進で取つても、またあとで困つたときにはめんどろを見ろという政府の保証があるのだから、これは公平だと思ひます。しかし、中小企業の場合にはさうではない。石炭対策特別会計みたような意味でいろいろゆる中小企業対策特別会計を大蔵大臣つくられる意思があるか。おそらくないでしよう。さうしますと、中小企業については、相当余裕が出る好況のときに、ある程度の蓄積を内部的にさしておくということは、中小企業だけではなくて、いまの自由経済の根本原則からいつても、むしろ当然のことではないか。それに対する配慮が全然ないということを私は非常に遺憾に思ひます、大蔵大臣の御意見を承つておきたいと思ひます。

○水田国務大臣 御意見、私はけっこうだと思ひますが、ただ、さうしますと、これはやはり中小企業には特に必要だと思ひますが、中小企業だけに限られる問題ではございません。好況のときに、不況に備へるための調整をするということとは全般の問題でございますので、やはりさういう意味で、全般の問題として検討したいと思ひます。

○竹本委員 だいたい意見が違ひますけれども、時間もありませんので、この辺で終わります、ま

た機会を改めて論議を深めたいと思います。

○内田委員長 田中昭二君。

○田中(昭)委員 私は、所得税、法人税の改正につきましてお尋ねしたいと思ひます。

まず、所得税の課税最低限の問題もいろいろいままでもお話を聞きましたし、審議もなされたと思ひますが、今度の一部改正を見ましても、毎年行なわれまゝところの程度のものでございまして、控除の引き上げと、その減税のうまさというものを対しましては、国民のきびしい声があるということをやまず申し上げたいわけでございます。いま申しましたように、なぜかといへば、控除額の引き上げにしまして、経済成長並びに物価の上昇等から見ましても、その不均衡さ、また、そういうものであれば、形式的なものである、そのように言わざるを得ないわけでございます。実際減税したという実感が国民にはございせん。実質減税の恩恵を感じていない、このような国民の不満が多いのでございまして、そのように、政治家の、また行政官庁のやることを要を得ていない。またその上に、このたびの標準率の問題もございしましたが、不公平を如実にあらわした問題だと思ひます。そのような問題があまりにも多過ぎます。行政の上からも、国民の皆さまに、また善良なる納税者にそのようなことは申し訳ないと私と思ひます。不公平につきましては、先ほど各委員からもお話がありましたし、大臣からもひとしからざるを憂うというお話もございました。そのことにつきまして、大臣の御所見をお伺ひしたいと思ひます。

○水田国務大臣 課税最低限の引き上げはたいしたことはないといふことでございしましたが、いままで過去にやつた減税を見ますと、十萬円の幅の引き上げといふものは、これは実際は最大の引き上げでございまして、率で言いますと、さき主税局長が言いましたように、独身者においては二・一％、平均一・八％といふ最低限の引き上げといふことは、過去において一番大きい引き上げでございまして、この程度のものを私どもは三

年続けてゐる、相当の減税であると思ひますが、そうすれば、百萬元を最低限度とするところまで近づけるだらう、三年間でしたいといふのが私どもの考えでございまして、それは決して簡単な減税じゃなくて、相当思い切つた、いままでの施策から比べたら大幅の減税だと考えております。

○田中(昭)委員 いま大臣のおっしゃつた三年間という問題でございしますが、これはもちろん野党一致して百萬元減税は直ちにいまでもできる、そのようなことも言われております。それで、問題は、いままで比べて多額の控除をして減税をしたというその実際の効果が、それじゃ国民に喜ばれるもの、期待したものに合うものであるかという問題を私は聞いておつたわけでありまして。あくまでも、物価の上昇、経済の発展といふことを考えれば、いままででない控除額の増加でありまして、それは意味をなさないではないか、このようにも思ひますが、もう一回その点につきましてお願いいたします。

○水田国務大臣 国民の所得が上がるにつれて、所得税の減税といふものはやってきました。ほとんど毎年所得税の減税は終戦後行なわれております。これをやらなかつた年は三十五年一年だけだつたと思ひます。そういうふうな、所得増に伴つて所得税の減税をやつてきたといふことでございまして、お互ひにあまり税金がまけられたといふことをはだに感じない。税率は下がつておるはずなんだが、自分の所得が上がつておれば、税額がやはりふえておるといふことでございまして、いまの所得で、昭和二十五年くらいは税率で計算しましたら、これはいまごろはたいへんな所得税でございまして、毎年やつておるからあまり国民に響かないといふことです。実際は相当の減税をやつておるといふことだらうと思ひます。

○田中(昭)委員 そういふ暴言をなさるから困るのです。二十五年当時から現在の課税最低限を見

まして、その当時の税率をかければうんとかかるじゃないか、そのようにおっしゃいますけれども、それは私は形式的な減税である、このように言つておるわけでございます。

この点につきましては、一応大臣のおっしゃることはわかりましたから、とにかく、国民に税金がかかるか、かからないか、またその問題にタッチしておる税務官吏、こういうものの実情を御存じないのではないか、このように私は憂うものでございまして、心配しております。ここで討議されること、私は委員会に出まして初めから現在までその感じをぬぐい得ません。あまりにも知らな過ぎる。

一例を申し上げれば、失礼かと思ひますが、昨日の本会議におきます大臣の答弁の中に、御存じと思ひますが、大臣も自分で言つたことを考へてみて、あれは何を言つたのだらうかとおそろく思つておるのじゃないかと私は思ひます。給与所得の控除と事業主の控除といふ点につきまして、あの本会議の大臣のお話が議事録に残つておりますから、あれをわれわれのような一応実務をやつてきた専門家に並んで実際の納税者に聞かせたならば、実感としてどう思ふだらうか、こう思ひますが、一応大臣としても、きのうの御発言に對しましてもう一回、簡単にようございまして、きのうの発言の趣旨をお聞かせ願ひたい、こう思ひますが、どうぞございませうか。

○水田国務大臣 事業所得には経費の控除がある。給与所得には給与所得控除がある。それは事業所得に對する経費の控除に對するものであつて、必要経費を總括的に控除するといふことでやつております。したがつて、給与所得者にそういう制度があるから、事業主に別個の勤労控除的なものを認めたらいいだらうと言われるのです。それは事業主と給与所得者では性格が違ふ。事業主のほうは必要経費といふものを税の損金に見てもらえるのですから、そういう立場を持つたものであるから、給与所得者と同じように一定の経費を引くといふことは無理だといふことを言つ

たわけでございます。

○田中(昭)委員 いまお聞きしましたようであれば、そのようにおっしゃれば、みんなもわかるし、私も疑問を抱かなかつたわけでございます。

ただいま少し問題がございまして、ということとは、結局は実務を御存じない。給与所得の控除といふものがどういふものか、それはこゝの意味は御存じだと思ひます。いまのお話にしまして、事業が収入すべき金額から必要経費を引くといふことはみんな知つております。給与所得に對します控除は、いわゆる給与所得に對する必要経費といふものも当然含まれておるわけでございます。そういう意味合いをもつて給与所得の控除もあるわけでございます。そうしますと、いま大臣がおっしゃつた必要経費といふものは、どちらか同じような性質のものでございまして。ですから、きのう大臣のおっしゃつたお答えは、おかしくなつてくる。私だけがおかしいのではなくて、税の専門家もいらつしやいます。きのうの答弁をここに再現すればおわかりだと思ひます。しかし私はそのことを云々するのはございせん。あくまでも、不公平といふものがある場合に、その現実の事実はどういふことを今後起こしてくるか、また、そのためにどういふ人たちがどのような苦勞をして納税がなされておるか、こういう問題にもう一步の御認識をいただきたい、こう思ふわけでございます。

その次の質問に入りますが、世間では九・六・四といふようなことがいわれております。大臣、お聞きになつたことがございましてしょうか。それでは九・六・四といふことについておわかりにならないならば、国税庁長官からお聞きになりまして……(九・六・一なら知つておる)と呼ぶ者あり。いま九・六・一といふお話が出ましたが、何か九・六・一といふものもあるようでございますが、そういうものがどういふものを想定していわれておるものか。これは不公平の代表的なこととしていわれておるのじゃないか。世

間では常識みたいになっております。これに対する大臣の所感をお願いする次第でございます。

○水田国務大臣 実際問題として所得の把握率については、給与所得者が一番多く把握されるというところは事実でございますが、これでは、さっき言いましたように、税の公平の問題からやはり問題がございまして、青色申告にしろ、白色申告にしろ、いろいろな形で他の所得の把握率もできるだけこれを多くするという形で、いま税務当局も一線で非常に働いておるときでございますので、そういう把握率の格差というものは、いまだだんたんになくなっている最中だというふうに考えております。

○田中(昭)委員 いま把握率の問題が、出ました。かりに把握が正確にされたとしても、九・六・四というものは残るのじゃないでしょうか。そういう現実の、いま九・六・四といわれておる実態の中から、ここはこういうふうな課税が把握されておる、ここはこういふにまだ課税されてない、こういうわずかしい事情がある。この問題につきましても、九・六・四でございまして、九は給与所得であつて、このように把握されている、そしてそのことをいわれておるのだ。六は、事業所得者等に対しては税務署の調査もやつておるけれども、このようになっておる、それと給与所得者との関係は今後どういふふうにしていくかと思つておる、四というのは農業所得者といわれておりますが、農業所得者に対しては、国家的な問題もあつた、こうなつてきたのだ、こういうふうに現在までの課税の推移から見まして御説明いただければ、私はみんなの人が納得するのではないと思つた。そこにも一つつけ加えて、九・六・一という、その一とは何ぞや。法律によつて所得率をきめた上に特別な控除をして、安い所得に課税されておるといふことの実例じゃないか、こう思ふのです。そういうものに対して法律によつて所得率をきめていくならば、一切そのようにきめて、そしてそのきめたものから実情にに応じて経費を引くというふうな

ことができないか。この問題につきましても、第一線の税務職員はほんとうに苦勞しておられます。どこの税務署に行つても、この九・六・四並びに、どこの医療報酬に対する問題は、税務署は、調査に行つた場合でも、ほんとうに借りてきたネコみたいで、また私たちがのいなかの地方では、家が新しく建つのは学校と病院だといふようなことをいわれたこともあります。そういう実際の所得の調査において矛盾を感じる、そのような不安な気持ちで、不安と言ひますよりも、おかしいような気持ちで税務職員は仕事をしなければならぬ。私は、もう少しはつきり九・六・四に對する——世間の常識になつていくことでございしますから、大臣としまして、このことにつきます、具体的に、私はこう思ふのだとおっしゃつても、私は何もおかしいことではない、このように思ひますから、もう一回その点お願いいたします。

○水田国務大臣 税務署が所得の把握率において、できるだけこの比率が公平になるように努力することは当然でございまして、やつておりますが、しかし、いかに努力しても、源泉課税である給与所得の把握率に及ぶといふことは、なかなかむずかしいことだと思ひます。そうしますと、そういう性質を持つた給与所得といふものについては、やはり給与所得控除を引き上げるとか、そういうような別個の対策をもつてこの公平化をはかる必要があると思ひますので、今後の税制は、そういう面においても私どもは研究していきたいと思つております。

○田中(昭)委員 どうしてそんなにこの九・六・四に對しまして大臣からのお話を聞けないのだらうか、こう私は思ふのです。不公平はあるんだ、だけれども現在の実情においてはしかたがないんだ、それで税務行政は強行していくんだ、このようなお考えのようによつていいでしょうか。主税局長もいらつしやいますし、長官もいらつしやいますから、ひとつ、大臣を助ける意味において、そういう面から御発言いただければと思ひま

す。

○泉政府委員 田中委員のおっしゃる通りに、現在の税務行政におきましては、給与所得に対する把握率と、営業、庶業、それから農業、あるいはいまお話の社会保険診療報酬を含むところの医師の所得等々の間におきまして、なかなか把握率が同じようになつておりません。俗に、九・六・四とか九・六・一だとか九・三・一だとか、いろいろなことばがいわれております。私は必ずしも一般的にそれほど大きな差があるものとは思つてはおりません。しかし、査察の事件、あるいは特別調査事例、その他の一般の調査事例におきましても、實際調査いたしますと、申告した額とはほんとうの所得との間にかなり開きがある場合があるわけでありまして、そういうことで、給与所得の場合には、給与の支払いの際に源泉徴収されるということのために、ほとんど正確にそのまゝ把握されるところが、事業所得であります、現在の税務職員の数をもつては、膨大な納税者の全部を調査することはとうていできません。全部どころか、その一割を調査するのでも、所得税の場合には非常に困つておる。法人の場合に、ようやく大法人について四〇％、中小法人につきまして二〇％余りを調査できるだけでありまして、個人所得税に至つては一〇％の調査がなかなかできないような状況にあるわけでありまして、したがいましめて、調査した人と調査しない人との間に非常に把握の開きが出てまいつております。これははなはだ遺憾なことでありまして、何とかこの把握率の差をなくするように努力したいのであります。

現在の税務職員の数をもつては、田中委員よく御承知だと思ひますけれども、なかなか調査率をそのように上げることができかねております。

したがつて、私どもといたしましては、現在の税務職員をフルに活動させてやるとしても、全部の調査はとうていできません。調査の重点化を行なつていく、特に法人税の場合には、従来期間損益の調査にかなり時間を要しておつたわけであり

ます。その期間損益の調査はものによつてやらなくちやならぬものもありますけれども、長い目で見れば、数年間の課税所得は変わりなく、当期否認、翌期認容といったようなことを繰り返しておる点もありますが、法人税の調査の重点を、そういった期間損益の調査より不正所得の発見に重点を置いていく、そうして調査対象を厳選して、そのかわり調査の内容を充実する、こういう方向で昨年以来方針転換を行なつております。個人所得につきましても、いまお話のように、所得の漏れにおけるといふ業種なり所得者がいろいろありますので、そこに重点を置いて調査を進めていく、すべての調査を網羅的にやるといふことでなしに、重点的な調査をやつていく、それによつていまの把握率の差を縮めていく、こういう努力をいま一生懸命するようにいたしておるのであります。

しかしながら、なかなかこうした努力は一朝一夕でその効果があるものではないと思ひますので、今後なお数年をかける必要がある、このように考えております。

○田中(昭)委員 いま長官のお話の把握率の問題を解決すればできるというふうな点があつたわけでございますが、私がお聞きしているのは、把握率がどうであらうともこうであらうとも、社会保険収入については一定の率がきまつております。そのこと自体が、給与所得者並びに事業所得者、農業所得者、そういうふうにあるわけでございます。私はそのことにつきまして聞いたわけでございます。もう一回主税局長の御答弁をお願いいたします。

○塩崎政府委員 いまの最後の御指摘の、社会保険診療報酬の標準率の二八％の法定化の問題、これも古い沿革のある問題でございまして、いろいろな理由があり、社会保険の一点単価の低さを補うという見地からでございました。そうした意味では、多分に政策的な色彩を持つております。半面、おっしゃる通りに、これが他の所得者とのアンバランス、あるいはさらに標準率と

いう不合理さからくるところの所得のゆがみ、これらをもプラスすることはまた事実でございます。税務職員が常に泣き寝入りするところでございます。これらの点につきましては、租税特別措置の問題といたしまして先般衆議院が出ていますところでございます。政策的な社会保険診療報酬の低さとの関連、それを税でどう見るとかという問題でございます。昭和二十八年からできた非常におかしい問題でございます。なお、田中先生のおっしゃることを伺いまして、非常に私も思ふところがあるわけでございます。

しかし、要は、所得税あるいは法人税という純所得をつかむ税金は、何といつてもいま先生のおっしゃいましたように、納税者が税法を理解し、さらにまた、税の意義を理解して自発的に協力する努力が大事だと思ふのでございます。それと税務職員の努力によってささえられる、こう思ふいます。

そんなような点から見ますと、私は長い間の経験で、先生より経験が少なくもわかりませんけれども、私の税務署長時代におきますところの営業所得者あるいは農業所得者の税に対する意識より現在のほうがむしろ進歩してきている、私はこういう気がいたします。青色申告制度が一つの画期的な事件だったと思うのでございますが、帳簿も、過去にはこのごろのような複式でして、いなかたような気がいたします。賦課課税の時代には、税務署の調査によって初めて課税がきまるといふような状態でございます。現在では帳簿もだいたい整理されつつあります。現在では帳簿も見ることが自体も、過去ほどいやがる傾向は少ない。これは、先ほど長官も申されましたように、もう少し時間をかけて、税制を自分たちのものだといふ自覚と納税協力をすすめてまいりまして、いわゆる公平な税制に持っていきたい。御承知のようにイギリスでは、給与所得者と営業者、農業所得者との間に、給与所得控除というように差はないわけでありまして、私は、長官の言わ

れましたように、あるいは大臣の言われましたように、時間をかけて納税者の自発的な協力を求めながら、いま先生のおっしゃいました最もむずかしい問題を解決していくべきではないか、かように考えております。

○田中(昭)委員 私は長官のおっしゃったことに對しまして、はつきりその点を指摘しました。問題が違ふ。いまの主税局長のおっしゃったことは私もよくわかります。大臣もわかつていただいたと思ひます。社会保険収入に對しては、二八％をかけて、それから経費を引くということについては、税務職員は困っている。根拠は何かと言いますと、不公平である、矛盾である。実際、医療業をやっているところに調査に行ったその調査官はそれで一番困っているわけですから。そういうことをいまの問題から大臣もよく認識していただいて、ほんとうに不公平ということにつきましましては、いま野党の先生方からほんとうに痛烈なお話を私は聞いていて、なるほどそうだとおもうことは、そうだとおもうのも悪くないのではないかとおもうのです。そういう実情を知っておるならば、当然行政の上においてそれを直していくという態度をとらなければならぬ、とってもらなければいけません。こう思ふわけでございます。おそろく医療収入につきましましては、二八％からいふんな経費を引いて、収入の二割の所得になっているか、一割五分になっているか、はなはだしくは五割くらいは所得になっているか、そういう現実を御存じない。それでは全国の医療収入の実態はどうなっているかというように、私は一々こまかいことまで大臣が知っておきなさいと申し上げるのではなくて、税の問題についてはそのようなところに矛盾があるということを知ってもらわなければならぬ、こう思ふわけでありまして、農業所得につきましても標準率は公開しております。農業収入に對しては標準率公開によって所得を算定しておりますが、昭和二十五年から現在まで見ましても、納税人員は割ぐらいになっております。昭和二十五年の納税人員から見ると昭和四十

一年の農業所得者の納税人員は割にも減つておる。それでは給与所得者並びに事業所得者というのはどうなつておるかというところは、こういうむずかしい表にちゃんと出ている。それならば、当然私はそういう不公平——不公平といふに言えませんが、課税の実情において考慮しなければならぬ問題だ、こう思ふわけでござい

ます。何といひましても、不満ながらも納税者は、あるときには多額な税金も納税して完納し、完納したことを一つの誇りに思つておる。そうして營々と生活しております。そのような納税者によって収入になつた租税収入が、この前、私が当委員会並びに予算分科会において主税局長にお尋ねしましたが、昭和四十二年度の租税収入の見積もりにおいて——大臣にも申し上げたはずでございます。間違ひがないかと。その後予算分科会では主税局長から少しの説明がございましたが、そういうことにつきましても、局長のほうから大臣は報告を受けておるだろうが、昭和四十二年分の租税収入歩合が一〇％下がつておる。源泉徴収だけじゃなくて、法人税収入においても下がつておる。その根拠につきましましては、担当の方にお尋ねしても、下げなければならぬという確たる理由が見出せません。たつた一％を下げるか下げないかによつて、政府また与党である自民党は、その財源というものの利用を保留しておる、こういうことになつておるわけでございます。税収の健全性を云々と、このように言われますが、筋が通つた健全性ならば私は問題はないと思ひます。当然、係の方から主税局長のほうにも報告があり、主税局長も大臣に御報告なさつておると思ひます。それについて、あらためて主税局長からの御答弁をお願いいたします。

○塩崎政府委員 先般予算分科会におきまして、田中委員の御指摘になつた源泉所得税の徴収率の問題でございます。先生、克明に昨年と比較されて一〇％——いま一〇％とおっしゃいました。が、一〇％率を下げまして私どもの予算見込みでは

収入見込みを立てておるわけでございまして。これは四十一年度は九八％と当初見ておりましたが、だんだん実績が下がりぎみでございます。もちろん、九八％というのは少ししかた目であることは先生御指摘のとおりでございます。少し下がりぎみに見ましたので、四十二年度は九八％と見るほうがよろうという私どもの判断のもとに、こういうふうに見積もつたわけでございまして。もちろん九八％と見積もることも可能ではございますが、見積もりはできる限り私どもの得られる資料の最近のものに近づけることを慣習としております。別に作為があつて、これによつて留保しようというふうな気持ちにはございせん。留保するならば別な方法で留保するかも知れませんが、そういう気持ちには全くないのでございまして、ぜひ御理解いただきたいと思います。逆に、給与所得の見方につきましましては、経済企画庁の給与水準の上昇とも合わないくらい、むしろ多目に見ておるのではないかと。お話しする片一方にはございまして。これは私も、企画庁の見通しの給与と税法上の給与との違ひ、あるいは時間的の差、こういうこととで説明しておるわけでございまして、これは一つの約束でつとめておるわけでございまして、いろいろの意味におきまして御不満、御批判が出るわけでございまして、そういう意味で、あたたい気持ちで見ていただきたいと思います。

○田中(昭)委員 いま、もつともらしい説明がございましたが、これは不服でございます。なぜならば、四十一年度の租税収入は、それでは三月末ではどのようになつて、四月でどのようになつたか。収入状況はいはすなんだ。また、当初から租税収入の見積もりにおいてそのような説明を私は受けておりません。

それでは申し上げます。昭和四十一年度の源泉所得税の収入が九八％としたということは、そのときにわかつております。三十九年の収入歩合が九八・六％であつた。四十二年の見積もりにおいては、その基礎は四十年の実績である九八・八％である。予算書にちゃんと書いてございまして、

前々年の実績を推計してと。それが筋じやないですか。大蔵省は特に数字については詳しい。何べんも申し上げております。前年当初とかなんとかいうことは、大蔵省が一番使うのだ。あくまでも、そういう前々年の実績によりその基礎のもとに推計した、そのような説明を受けている。それにもかかわらず、いま主税局長のお話では、いろんな事情を勘案して——そのようないろんな事情は、根拠は薄弱ではないか、あまりにも計数だった説明ではないか、このように私は思うわけでございます。あくまでも、四十一年の九九%の収入割合は、九八・六%であったものが基礎になっておるならば、四十二年は、四十一年の実績が九八・八%——〇・二%上昇している。その上昇しているものによつて、四十二年の収入割合が九八%とは何だ、一%下げたとは何だ、このように私は言うわけであります。それは源泉所得税だけではなしに、法人税も、申告所得税も——ことしの申告所得税の収納状況なんかはほんとによかった。税務署職員も、第一線ではその収納状況を喜んでおります。そういうことが末端に当然反映されていと思う。そのようにがんばったならば、税務職員、よくがんばった——この申告所得税の収納のいかんということは租税収入の大きな問題である。私は、よかつたときには、よかつたというようになんかぎめのことばと同時に、それが反映しなければならぬ、こう思うわけでございしますから、もう一回主税局長に御答弁を願います。

○塩崎政府委員 確かに、田中先生のおっしゃるように、私もできるだけ最近の実績数値を使用すべきだと思っております。今年度の申告所得税も、申告金額は比較的预期以上によかつたことは事実でございます。しかし、これが数字になつてあらわれますのはもう少し先にいきまして、このあらわれまして数字がそのまゝ利用されますのは、四十一年分の申告所得税ならば、四十三年度の予算の際に客観的な正確な数字として利用されるわけでございます。私も、端数を切り捨てたという点のおしかりを受ければ別でございます。

が、四十一年に当初は九九%と立てましたけれども、四十一年の実績が九八・六%であった。これが最近わかつたものでございますから、四十二年の源泉所得税の徴収率に、この〇・六%を切り捨てて九八%とした。源泉所得税でございしますので、〇・六%で大きいといへば別でございします。慣例といたしまして、九九%あるいは九八%というふうな計算いたしておりますので、切り捨てまして九八%といたしただけでございまして、別に他意があるわけではございませんので、ぜひお許し願いたいと思ひます。

○田中(昭)委員 ですから予算の説明書に書いてあることと実態が合わなければいけないじやないですか。大臣、おわかりでしょうか。簡単に言つてしまえば、四十一年度の源泉所得税の収入を見た場合には九八%であつたというのです。ところが、四十二年の収入を見る場合の基礎は同じく九八%——かえつて〇・二%上がつてゐる。そういうものを推定根拠とするならば、当然九九%以上にならなければいけない。それが推定根拠であれば明らかであります。それを、四十年分を持つてきて九八%であるとか、端数を切り捨てたというやうなことでごまかされては困ります。はっきりしておりますから。そういう点を大臣がわかつていただければけっこうでございます。大臣、おわかりでしょうか。数字だけですが、お願いいたします。わかつたかどうか、それだけでけっこうでございます。わかつたかどうか。

○水田国務大臣 まあ、わかつたことにいたしましたして、十分注意させます。

○田中(昭)委員 大体わかつたというやうな趣旨に受け取りますが、そうしますと、当委員会の一審初めに私が質問いたしましたときに、間違ひがあれば訂正するということも聞きしましたが、そこまではもう私は要求いたしません。また何かの機会がございましたら、そのことにつきましては進めていきたいと思ひますが、こゝでも先日からの委員会、社会党の阿部委員並びに広沢委員が、あの措置法はあまりにも優遇し過ぎておると

いう、ほんとうに核心に触れて御発言になっております。そのように、主税局長も長官もいろいろなところでお話しなつたことまで出ておりましたが、どうもその話になつたことと、なかなか顔をしかめて苦しい御答弁のようには私はお見受けします。その矛盾がわかつておるとするならば、そのまゝをこゝでなぜ言えないのか。各委員の皆さんも、また主権者である国民がこゝに来て、税務職員並びに皆さんもこゝにおつてその状態をなめた場合、また、ここにいらつしやる皆さんもなるほどさうだといふやうな顔をしておられます。そのやうな顔色がうかがわれます。措置法については、あまりにも政府と官僚がそういうことについて腹を合わせるのじやないか。いまの租税収入についてもさうでございします。あくまでも自分たちがやつたことは金科玉条でやめない、そういう考へ方は私はどうかと思ひます。二、三日前にある人は、国家の利益と政府の利益は一致しない場合もある、そのやうな有識人もおられます。私は、当然わが国の行政においてもそのやうな行方があるべきではない、いふも政府と官僚は一体になる。そのやうな実態から、いまの有識人の話もあるやうに、国家の利益と政府の利益が不一致の場合もある、そういうことを考へてやつていかなければいけない、このように思ひます。そのことに對します大臣の御所見をお願いいたします。

○水田国務大臣 最後に申し上げたことはそのとおりでございますが、それがただ特別措置の問題と結びついての御発言のやうでございします。私は、これは自分で悪いと思ひながら弁解して言つてゐることはございしません、この何兆円という国税の中で、国が政策的に必要だと認めた特別の措置をとることによつて、二千億円や二千五百億円くらいの減収といふものが何でそんなに論議されるのかといふやうに、私はむしろふしぎに感じております。だから、それがひとしからざることといふやうにこの特別措置をとること、非常に考へ方に間違ひがあるのじやないか。さつき申しましたやうに、何か特定の人を助ける

とか大企業を助けるといふやうな頭で特別措置を見るのが最初から間違ひだ。いま特別措置が何をやってゐるかをずっと見ましたら、大企業も関係しているものもありますが、大多数の項目といふものは、ほとんど中小企業そのほかの特殊なものへの措置でございまして、いまの特別措置が全部大企業のための措置にはなつておりません。そういう意味で、中小企業にはどうするか、一つ一つ起つてくるいろいろな事態に対する特別措置といふものは、いまだとんとん新しくふえておるというところでございますが、これが一々税の公平を害する措置かと申しますと、私はみんなそうは言い得ない。ほんとうに害する措置ならば、これはあなたの言われることをそのとおりだと思ひますが、いまやつておる特別措置が全部さういふやうなものとは、私はほんとうに思つていません。まだまだ、これから世の中が複雑になるに従つて、必要な新しい特別措置がどんどんふえてくることだろうといふやうに私は考へております。

○田中(昭)委員 それは大臣、さうおっしゃる論議はだいたいいふままでお聞きしました。私が言つておりますのは、特定の個人だけをどうするといふことよりも、その優遇措置があまりにも不公平じやないか。そこに問題がある。その不公平については、それは大臣は実務を知らないのである。きのうの答弁にしろ、さうです。九・六・四にしましたも、さうじやないですか。実務を知つていれば、当然不公平といふものに對しましては、だれが犠牲になつておるか、はつきり申し上げて税務職員と思ひます。または納税者が、先ほどもお話しになっておりましたが、納税意欲さえ失ひ、愛国心を失つてゐる。ほんとうにさういふ問題まで考へてみた場合には、これははうつておけない不公平といふ問題がある、さういふことを私は強調しただけでありまして、まあ大臣もおわかりになつたと思ひますが、こちらからの質問によつてさうおっしゃつたと思ひます。先ほど色紙の話も出ましたが、どうかその点を考へていただきたい、こう思うのであります。

ところで、問題を変えまして、大臣にぜひ知ってもらっておかねばならない問題と申しますから申し上げますが、五月十一日の夕刊に、税務署でいまだ採用しておりました所得標準率並びに効率表の問題が載っております。その問題につきままする税務職員が無罪の判決、こういうものにつきては、大臣がどのくらい御理解いたされているか。これは当委員会においても討議するところになっておりますから、この問題に対する大臣の大体の――納税者の受けた財産権、私権の侵害といえますか、その責任、その解決方法、五万人の税務職員に対する指導、具体的に言えはそういうことになります。ですから、大臣に一々あれしてもどうかと思ひますから、大臣は基本的な所信を述べていただきまして、詳しいことはまた長官なりにお尋ねしたい、こう思ひます。

○泉政府委員 お話のように、五月十一日、大阪地方裁判所におきまして、かねて所得標準率表及び効率表を民商の会員に渡した税務職員につきまして裁判が行なわれておたつたわけでございますが、これについて無罪の判決があつたわけでございす。まだ私もとしましてはその判決の正本を入手いたしておりません。正本を入手次第、よく検討いたしたいと思つておるのでありますが、ただ裁判におきまして、こういった標準率表、効率表が形式的に秘密であるというところはわかるけれども、しかし、こうしたものを刑罰をもつて処罰するに、実質的に国家的な秘密でなくてはならぬ、したがつて、そういう点では、所得標準率表、効率表というのは、そういった秘密の性質のものではなく、むしろ租税法主義のたてまえからいへばこれを公開するのが適当だ、こういうような御趣旨に聞いておるわけでありす。なるほど、先ほど田中委員もおっしゃいましたように、農業の所得標準率は公開いたしております。あるいはそのほかの標準率につきましても、公開はいたしておりませんけれども、申告する人がある程度わかるような措置を講じておるものもござ

います。たとえば原稿料の収入についての標準率のごときであります。しかしながら、営業についての標準率につきましては、これはやはり青色申告というところで、青色の帳簿に正確な収入支出を記載していただいて、それに基づいて申告をしていただくたてまえでありまして、標準率というものは、そうした青色の記載のない白色申告の場合において、その申告の適否を判断する一つの資料であり、また効率表というものは、そうした場合において、申告の適否について税務職員が判断をする場合の一つの基準となるものにすぎないものでありますから、そういった性格からいたしまして、これを公表するということは、かえつて納税者にその標準率で申告しなければならぬかのとき予測を与え、好ましくないというふうにならざるを得ないので、私も従来これを秘密といたしてまいつておるのであります。この点について、裁判所のそうしたものを秘密とすべきではないという御趣旨には、にわかに賛同いたしかねるのであります。

しかしながら、申告納税のたてまえからいいますと、いろいろその点に問題がございす。税務職員が多数の申告納税の納税者を相手にして非常に苦勞しておるのが現状であります。そういった点からいたしますと、標準率につきましても、その標準率のとり方などにつきましても、もっと科学的な検討を加えていく必要があると思つております。同時に、標準率につきまして、現在が営業、庶業など、広範になつておりますが、それを範囲を狭めていくというふうなことも考える必要もあらうし、それから、いま申し上げましたように、科学的な批判に耐え得るようなりつぱなものにしていく必要があるというふうな考へております。また効率表につきましては、この性格からいって公表すべき性質のものではないというふうな考へておるのでございす。

いづれにいたしましても、われわれとしましては、現在におきましては、裁判所の見解に直ちに服するわけにはいかない、控訴せざるを得ない、

このように考へております。

○水田国務大臣 これは予算委員会、田中さんの御質問でございしたか、私が民商の問題にお答えしたことがあつたように思ひますが、民商の活動についてはいろいろ問題がある。しかもこの問題の中に、内部とのいろいろな関係によつていろいろのことが行なわれる弊害というもの、これはひとひ目立つたものでございしましたが、最近もまだあとを絶つていないということは、私もとしましては、一面、内部との関係を持つ者に對する綱紀の問題でございすので、これはもう少し厳正にやりたいというふうな考へて前に答弁いたしました。が、そういう方向で私も今後やつていきたいと思います。

○田中(昭)委員 この問題につきましては何回か発言がございしましたが、なかなか一歩も前進してないやうでございす。私のお聞きしたことに對しての満足する御返答じゃないやうでございす。といひますのは、判決要旨などから見まして、ここに私、写してきておりますが、ちょっと読んでみます。「課税のトラの巻である標準率をもちいたしたというが、憲法では国民の私有財産を保護するたてまえから課税率などは一般に公表すべきであると規定している。」また、これは判決の要旨として載つておりますが、「税法では見積もり課税は許されてない。徴税トラの巻をあてはめ、国民の税金を徴収することは憲法八十四条(租税法定主義)の精神に反する。租税法定主義は税金にたいする国民の長いたたかひの結果、憲法の原則として認められたものだ。税金は国会で制定された法律規定によつてのみ徴収することができ。これは国民の側からすれば限界を越えた税の徴収は許されず、国民の私有財産権は保障されていくということである。」また同じく松浦裁判長はこのことにつきまして、「厳しい口調で税務署の徴税万能主義を批判した。」このようにまで載つております。これはこの間から長官は、判決文を読んでおられませんかという御答弁でございしましたが、判決文を読もうと読むまいと、新

聞の報道するところによつて、私はさつきから何べんも申しますが、一番心配しているのは第一線の税務官吏じゃないか、このように私は思つたわけでございます。そうするならば、当然その責任者は長官でもあり。大臣でもある、このように思つたわけでございます。こういうことについて、その答弁が一步も前進してないやうなことにございす。ではどうか。お仕事もお忙しいやうでございすけれども、私は、もう少し税務行政の中において、進歩し、前進した長官の御答弁を期待しておつたわけでございます。

時間もございせんから、次に、ちょっと古い問題で申しわけございせんが、あくまでも、一番初めに断つておりましたやうに、公平の原則ということにつきまして、昨年の秋だつたと思ひますが、佐藤総理の所得の問題につきまして、また政治資金の問題につきまして新聞をにぎわしたことがございす。私はそのときの朝日新聞の「天声人語」を読みまして、税務の経験ある者として、このような「天声人語」が国民の前に報道されるやうならば、日本の国は法治国家だらうか、こういうことでよからうか、このやうにあまにも税務署をばかにした、国民をばかにしたことが世間で通用している、そういうことについて深く激怒を覚えたものでございす。それを一応ここで読みまして、私は最後にこのことにつきまして大臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。

その「天声人語」を読んでみます。「おたがい税金には身を切られる思いがする。そこで節税のための参考書なども出る始末だが、なかに、金を出して買う必要もなからう。ちかごろの新聞の政治面を少し念入りに読めば「税務署撃退法」をたどるところに会得できる。」税務署撃退法なんということばは、私はどうかと思ひます。続けます。「しかもこの方法は、名も知られぬ人物の案出によるものではなくて、佐藤流または自民党流といえるきわめ付きの権威あるものだ。」おもしろく言つておりますが、「一國の総理大臣が活用し

ている税についての極意だから、われわれ庶民が見習って悪からうはずがない。税務署の方でも「あっぱれなお手並み、佐藤流のながれをくむ方とお見受け申した」と頭を下げて引下がるに違いない。さて、その極意は——税金をかけられそうになつたときは、「アレは名義を借りられたのだ」と言い抜けることである。その答えで足りないならば「アレは一切、秘書のやつたことだ」と資料は見せぬがよい。資料を見せないですというように行き方に、私はほんとうに怒りを感じたものでございます。「それでも税務署がきかず、なおも追及するようであれば、国税庁長官が佐藤首相の「二千万円寄付事件」で述べた『滞留理論』を拝借する」といふ。国税庁長官によれば、課税の対象になるためには、ある期間、政治献金が本人の手もとに滞留しなければならぬ。佐藤首相のこの事件のばあい、滞留していないから、課税対象にはならないのだ。われわれのボナナスなど、滞留はしてくれぬのである。アツという間に、右から左へ飛んでゆく。滞留どころか、前借で実質はなくなる。このところを大いに力説して「滞留なきところに税金なし」と正面から押しまくる。それでも税務署がきかず、野党攻勢のごとくなおも追及する時は、「こういう税を払わぬのは、わが家の『積年の病弊』のせいである」と目玉を大きくしてひとごとのように言うがよい。ついでに「わたしは税務署の意見にも謙虚に耳をかたむけ、わが家の体質改善をはかり、引続いてわたしに課せられた責任を果してゆく所存である」と結ぶ。以上で税務署は「黒い霧」はないと判断してくれるはずである。「税金のひとつくらは——」と荒船流の応用はまったく不必要である。「このようなことが書いてありまして、これはある程度ひやかしてみたいな書き方かもしれないけれども、私は、これを読んだときに、税務署職員がこの四十二年三月の確定申告においてどのような思いをしたのだろうか。また、国民の中にはこれをそのまま受け取った人も何人かおるのじやなかろうか。こういう行政を繰り返しているならば、先ほ

ど私が申し上げましたように、日本の法治国家の秩序というものはくずれていきます。それが重大な問題だ、このように思ひわけでございます。そういう問題につきまして、大臣もこのことはお説みになつたと思います。一つ一つ取り上げて中の文章をとっていきば、とにかく私も税務署に二十年近くおりました、こういう問題を税務署の確定申告のあの忙しいときに持ち込まれたらばどうなるか。何もそれを持ち込んだことによつて税金を払わないという納税者はおりません。そのような踊らされた納税者はおりません。その結果として申告所得税の三月の収納は著しくよい成績をおさめておるのです。ですから、こういうことがそのような不安を与へ社会秩序を乱すようであるならば、これは行政面においてもどのようにでもできるのじやないか、このように思いますから、大臣の御所見をお願いいたします。

○水田政勝 私もおっしゃるとおりだと思います。政治のあり方というものが国民の心理に影響を与えるということは、非常に大きいものでございまして、そういう意味におきまして、政治の姿勢というものをお互いに正さなければならぬということを深く考える次第でございします。

○泉政府委員 ちょっと、私の発言について「天声人語」で妙なことを言われておりますので、この際釈明いたしておきます。

御当人にはすでにお会いして申し上げまして、御当人には御了解をいたしておるのであります。私が滞留云々を申し上げましたのは、政治家の所得に対して課税いたします場合、いわゆる派閥の盟主と申しましようか。（親分だと呼ぶ者あり）親分といわれる方が、政治献金を受け取つて、それを直ちにその派閥の人たちに分けてしまつた、こういう場合には、その派閥の盟主あるいは親分とおっしゃる方の所得にはならないで、実質上その収入を得た人の所得になるのです、こういうことを申し上げたのであります。佐藤さんの場合、これは名義を借りただけであります。

して、佐藤さんの収入という事実は全然ありません。したがって、それとは関係ないのだということをお申し上げたのであります。それを滞留理論などといわれて、非常に迷惑をいたしておるのであります。税務職員もそういうことはよく承知いたしておりますから、長官がそんなばかなことを言うはずはないということ承知いたしておるはずであります。

○田中（昭）委員 それは、いま申し上げましたように、朝日新聞の「天声人語」でございしますから、そういう一つの警笛として、税務行政も、ほんとうに国民の納得する、いつも長官がおっしゃる近づきやすい税務署、適正な課税、こういう方向で今後私たちも協力させていただきたい、こういうことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○内田委員長 本日はこの程度にとどめ、次回は、明十八日、木曜日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後六時四十五分散会